

午前 10 時 18 分 開議

議長（島原正嗣君） おはようございます。連日にわたり御苦労さんでござ
います。ただいまから平成 8 年第 2 回泉南市議会定例会継続会を開議いた
します。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、
会議は適法に成立いたしました。

なお、12 番 重里 勉議員からは欠席の届け出がありますので、報告
をいたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、
会議規則第 80 条の規定により、議長において 17 番 嶋本五男君、18
番 小井安男君の両君を指名いたします。

会議に入るに先立ち、過日の一般質問におきまして、泉南市墓地公園建
設候補地調査業務報告書に関し理事者の答弁がなされておりますが、この
答弁に関し訂正の旨の発言を許可されたいとの申し出がございまして、
これを許可いたします。福田助役。

助役（福田昌弘君） 貴重な時間をいただきまして、まことに申しわけござ
いませぬ。先日の一般質問におきまして御指摘のございました泉南市墓地
公園建設候補地調査業務報告書につきまして、訂正並びに説明を申し上げ
たいと考えております。

報告書の 56 ページでございますけれども、A 地区という表示がござい
まして、この計画概要の中で、造成面積が 15 ヘクタールというふうに記
載をされておるわけでございますが、この点につきまして、数字の上で一
部整合性を欠いている面がございまして、点検、確認をいたしましたところ、
アクセス道路の部分がここに抜けておりましたためこういう記載にな
っております。20 ヘクタールが正しい数値ということでございまして、
この点御訂正をお願いをしたいと思います。また、ほかの候補
地については、ただいま申し上げましたアクセス道路につきましては、こ
の造成面積の中に入れております。

今、お手元に正誤表を配付させていただいていると思いますが、関連す
る 46 ページ、47 ページの検討図の中にも同様 15 ヘクタールという記
載がございまして、この部分とあわせまして記載誤りでございまして、

正誤表のとおり、お手数でございますが、訂正をいただきたいというふうに考えております。

議会に提出をいたしました報告書の中で、とりわけ重要な部分につきまして、このような誤りの記載がございましたことは、非常に申しわけないというふうに考えております。今後、このようなことがないように細心の注意をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、ここで表示しておりました造成面積につきましては、一般質問の際にもいろいろ御議論ございましたが、造成が必要な面積ということではなくて、あくまで造成が可能な面積ということでございますので、この点の御理解をよろしく願いますとともに、お配りした報告書につきましては、あくまで候補地選定の比較検討の報告ということでございまして、候補地決定そのものの意思決定ということではございませんので、その点もあわせて御理解をいただきたいと考えております。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） 私の質問に対しての答弁でこの報告書にかかわって錯誤があったと、こういうことですが、普通、造成区域面積というのは、その区域から離れたアクセス道路を造成区域面積のいわゆる算定額に入れるというのは、普通考えられないことですね。区域離れてるわけやから、造成区域とそれからアクセスというのはね。明確に離れているわけですから、そういうものを一緒に組み込んで造成面積と、その額を出す、そこへ入れるというのはどうかと。

そういう場合には、やはりアクセス道路というのは、造成総額の中に占める額というのはかなり大きいわけですから、アクセス道路の部分は幾ら、こういうふうに——例えば、A 候補地はアクセス道路はこれだけで済むと、B 候補地はこれだけだ、C はこうだ、こういうことで我々比較対象できるわけですから。アクセス道路の形態まで具体的に、今度の都市計画道路からいわゆる立体でつけていくんだと、こういうふうな橋梁でいくんだと、こういうふうなことまで書かれているわけですから、そういう点について、もう少し親切に——これだけの高い金をかけ、これは1回の基本構想をさらに改めて正しくしていくということで、そういう意図で改めて業者に委託して出されたもんですから、その辺もう少し我々にわかりやすいように

していただきたいなというふうに思うんですが、きょうはいわゆる簡単な
錯誤訂正ということで終わりましたけれども、その辺私の意のあるところ
を含んで、改めてこういう資料についてお出しいただくと。議事の進行上
もありますから、その1点にとどめますから、よろしく議長からも御配慮
をお願いしたいと、こういうように思います。

議長（島原正嗣君） わかりました。本件については、また別の委員会ある
いは所管の常任委員会等もございますので、正式な議題として御提案をし
た問題ではなくて、ただいま報告がありましたように、和気議員の一般質
問の中からこの問題が御指摘をされた。その結果について御報告をし、訂
正をしたわけですから、ほかの一般質問についての関連は後にしてもらい
ます。所管の常任委員会がよくこの問題は……（奥和田好吉君「ちょっと
待って。私も一般質問でこれをやっていますよ」と呼ぶ）数字的なことをや
っていますか、数字的なこと。どうぞ。意見だけにしといてください。

7番（奥和田好吉君） 意見だけ言うときます。今、アクセス道路に5ヘク
タールの分を入れてなかったということですけども、B、C、Dはアクセ
ス道路も入れてるわけです、これ。A候補地だけが5ヘクタールを入れて
ないわけ。ここらが実際にミスプリとか、あるいはそれだけが入れてなか
ったとか間違いだったかとかは、通らないんじゃないんでしょうかね、こ
こらは。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 確かにその点を言われますと、我々としてはチェック
のミスであったという以外はないんですが、業者委託いたしまして、そう
いう数値で表示されておるわけでございますが、その中の整合性をもう少し
細心に我々としてはチェックすべきであったと。指摘を受けて点検した
ところ、そういうミスがあったということでございますので、その点おわ
びいたしますとともに、御了解をお願いしたいと考えております。

議長（島原正嗣君） この問題については、この会議終了後かあるいは途中
で、別の問題の議員削減の問題もありますので全員協議会を持ちます。そ
の時点で十分論議を尽くしてもろたらいいと思います。私の方にもけさ担
当部長と福田助役が来られましたので、議長室で今御指摘の点は私の方か
らも指摘をしておきました。これは1つの商品やないかと、商品価値おま
へんど。業者がこういうミスをすること自体、その業者自体を信頼して

発注したわけですから、そこらあたりの点検はちゃんと行政が責任を持ってせえということは言うておきました。

以上でこの問題については終わります。

次に、日程第2、議会報告第1号 泉南市樽井地区財産区に関する調査についてを議題とし、本件に関し委員長の報告を求めます。泉南市樽井地区財産区に関する調査特別委員会委員長 堀口武視君。

泉南市樽井地区財産区に関する調査特別委員長（堀口武視君） おはようございます。議長より報告の旨の指名を受けましたので、ただいまから泉南市樽井地区財産区に関する調査特別委員会における経過と調査の状況及び結果について、総括かつ最終報告をさせていただきたいと存じます。

なお、本特別委員会は、去る平成7年第2回定例会におきまして、調査終結までの間閉会中の継続審査とすることの議決のもと、その内容の調査のため今日まで調査を行ってまいりました。

なお、お手元に御配付させていただいております委員会審査の経過に基づいて、主要な論点だけを申し上げ、報告にかえたいと存じます。ただ、一部語句の挿入などがございますので、その点ひとつ御了解を願いたいと思います。

本特別委員会すなわち泉南市樽井地区財産区に関する調査特別委員会は、過日、平成7年第1回定例会におきまして、地方自治法第98条に基づき樽井地区財産区の運営について調査を行うため設置されたものでございます。

それでは、今日までの調査の経過を順次報告を申し上げます。

本特別委員会は、平成7年4月17日の第1回委員会から平成8年6月12日までの間、合計6回の委員会を開催し、精力的かつ慎重なる調査及び審議を行ったところでございます。

なお、平成7年4月17日に開催した第1回委員会及び平成7年5月24日に開催した第2回委員会の審査内容につきましては、平成7年第2回定例会に御報告申し上げておりますので、その部分は省略させていただきます。

まず、第3回委員会は、平成7年8月25日に開催し、当特別委員会での調査項目である水揚げポンプ小屋跡地売却による金銭の動き、合併調書に記載されている財産について、並びに年1回実施されている財産区委員

の研修について、さらに財産区の土地の運営に関する使用料の問題について、第2回委員会同様の調査を行ったところであります。

特に、ポンプ小屋跡地売却代金の位置づけについて、次回の委員会までに管理者としての見解を示してほしいとの要請をし、それを受け第4回委員会は平成7年12月12日に開催し、前回の委員会までに提起していた調査項目について一定の回答を求め、そのうち水揚げポンプ小屋跡地売却代金が財産区管理会会長名で預金されていたことについては、昭和50年の第2回財産区管理会において議案として提出され、その中で「老人福祉センター建設費の一部に充当する。ただ、建設に1年以上の期間を要するので、その間預金しておく」となっているが、昭和52年に樽井老人集会場が完成した際には、全額樽井地区財産区特別会計から支出されており、問題の売却代金については充当されておらず、仮に充当されておれば、少なくとも売却代金分が財産区の特別会計から減額され、一般会計に繰り入れされていると考えられるものであり、合併時に財産目録に登載されていない財産については、財産区として編入されるべきものであるが、紛争及び名義上等の問題があつて調書に記載できなかった財産や、管理上財産区として認められ調書に記載漏れのあるものについては、財産区財産として判断できる場合は、特に問題ないとの府地方課行政係の見解であるとのことでした。

また、財産区の土地の使用料を区が徴収していた件については、本来土地の権利者である財産区管理者がその必要を認めた場合、申請に基づき許可し、使用料を徴収すべきであるが、昭和56年ごろから樽井区において土地貸付料として収入し、区会計の経費に充当されていたことは事実であり、その処理は適当とは言えないが、現在その土地を使用している人たちについては、既に長年使用している経過もあり、弁護士とも相談してその対応を決していく所存であるとのことでした。

さらに、財産区の委員の研修については、現在鋭意調査中であるとの回答を得たところでございます。

また、水揚げポンプ小屋跡地売却に関する調査の中で、昭和52年に建設された樽井老人集会場が老人集会場として使用されるほかに、区事務所、ライオンズクラブ、青年会議所として使用されている管理運営面にあつて、次回の委員会までに今後の方針及び集会場の位置づけについて、市として

の見解を示してほしいとの要望を行ったところであります。

その後、第5回委員会は平成8年6月3日に開催し、第4回委員会より一歩踏み込んだ回答を得ました。

まず、歴代の財産区管理会長名での預金については、いまだ樽井区としても区の金という認識の中で運用されてきたものと推察できるが、樽井区の内部でも役員も新しい体制を整えて取り組んでいる現状であり、過去の用途については若干の不透明さがあるが、今後は財産区会計へ歳入をし、適正に運用していきたいと考えるものであり、さらに財産区の土地使用料を区が徴収していたことについては、今後は財産区として正式に賃借契約をしていく考えであるが、その土地に居住が始まった当初は、区費の上積みといったような寄附行為的なものが発端であり、長い年月の間に家賃になったと考えられるものであるとのことでした。

次に、財産区委員の研修については、区役員等との合同研修会というような形をとっており、公金を補助して行う研修としては、そのあり方及び方法についても問題があったと反省しており、今後管理会の研修についてはどうあるべきかを考え、適正かつより有意義なものにするとのことであり、また前回の委員会の中で指摘を受けました樽井老人集会場の管理運営にあっては、老人集会場の建物全体を市の行政財産と位置づける、建設時に地元より寄附を受けていることにかんがみ、1階の区事務所部分、3階部分のうち、ライオンズクラブ、青年会議所の事務所部分を除いた部分については区への無償貸し付けとする、管理運営費については市の負担とする、との方針に基づき、地元区と調整をしていく考えであるとの回答を得たものであります。

以上の考え方及び処理方針に対し、財産区管理会会長名で預金されている金については財産区へ歳入するとのことであるが、次回の委員会までに樽井区長の了解をとるよう、また財産区の土地の使用料を区が徴収していたことについては、今後は財産区として正式に賃借契約をしていくとのことであるが、税の公平性という観点から適切な課税はされているのか、次回までに調査をしていただきたいとの要請を行ったところであります。

第6回委員会は、平成8年6月12日であります。当日の委員会は、本調査終結のため総括及び本委員会で指摘をした問題について論議をした中において、管理者としては、財産区管理会会長名の預金については樽井区

長の個人名でされており、今後は公金として取り扱い、本委員会で理解をしていただければ、早急に処理をして9月議会をめどに補正予算を計上する考えであるとのことでした。この中で、樽井区長の同意は個人名であるということには、委員の方から指摘もあったことを御報告を申し上げておきます。

土地の賃借については、賃借契約時に面積及び賃借料の確定を含め、課税漏れのないように努めるとともに、研修問題については、財産区と区が合同で研修を行っていた中で、財産区と区を混同した見方をしていた部分があり、今後ははっきりとけじめをつけた形で物事を処理していくことが大事であると考えているとの回答を得たところであり、よって本委員会としては、この問題がこれで終結というのではないが、今回は一定のけじめをつけ、今後はより適正に運営していただくことを条件とし、本委員会で指摘のあった問題点については、法的処置も含め弁護士等とも協議をし、誤りのない適正なる運用を図ることを最大の声として、一応の委員会の終結を見たところであります。

以上、甚だ簡単ではございますが、本特別委員会の報告といたします。よろしく願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） ただいまの委員長の報告に関し、質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

8番（小山広明君） 私は、この特別委員会の設置のときに反対をしたわけであります。その理由は、やっぱり執行責任を持っておる行政がまずこの問題について調査をし、結論を出した上で、その上で議会がそのことをどうするかということをしていいのではないかと、そういう意見を申し上げたわけでありますけれども、この問題は、行政がわからないなりに行政の判断で一定の政治的な結論も出せるわけでありますから、行政がまず過去の執行にも責任を持ってきちっと整理をして、その上で議会にその答えを出すと。その中で議会が議論をするのであれば、私は正常と思うわけですが、行政が何ぼ調べてもわからないからというようなことで結論が出されないまま——議会というのは、ある意味で行政よりも大きな権限を持っておるわけでありますから、決定権という権限を持っておるわけでありますから、こういう問題がむやみに議会に投げかけられますと、議会はどうしても真相の解明というよりも、政治的な判断が先に立って、一体実際はどうなっ

ておるのかというようなことが解明されないまま終結されるのではないかと、そういう不安を私は持って反対をしたわけであります。

きょうの委員長の報告を聞いてまいりましても、まだ十分に解決しておらない、いろんな課題があってまだ弁護士とも相談してという報告があったわけなんです、1つ気になるのは、水揚げのポンプ場の売却代金が市の公の会計に計上されずにあったという問題が1つの発端でありますけれども、この問題についても、この金の性格がどういうものであるかということがなかなかわからないように私は思うんですが、本来であれば私は区のものなのか、区の財産区のものなのかという1つの問題があると思うんですが、その場合に、区のものでないという意思表示をもってこの問題の解決をしたようでありますけれども、今委員長報告にもありましたように、個人名で区のものでない、いわゆる財産区にお金を入れてもらっても結構ですというような文章が出されておるという報告があったんですが、現時点できちっとした正式な書類として、区長という公の名前でこの処理がされておるのかどうか。されておらないとするならば、やはり将来こういう文章のあり方は私は問題だと思うんですが、その点はどうなっておるのか、御報告をいただきたい、そのように思います。

議長（島原正嗣君） 堀口君。

泉南市樽井地区財産区に関する調査特別委員長（堀口武視君） 小山議員の質問にお答えいたしますけれども、前段の小山議員の意見の中では、この委員会のあり方というのを問題にされてましたけれども、当委員会は議会で98条の提起がありまして設置された委員会でございます。それと、疑義について解明という点でございますけれども、これについては、委員会の機能としてできる限りの解明はされたと、こういう解釈はしておりますので、ひとつ御了解を願いたいと思います。

それから、ただいまの樽井区長の問題でございますけれども、委員会の中でも区長公印でなければという問題指摘が確かにございました。しかし、私が委員長として判断をいたしましたのは、やはり区長名であろうが個人名であろうが、区長に変わりはないという判断を委員会としてさしていただいて、委員の了解を得たところでございますので、その点は御了解を願いたいと思います。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8 番（小山広明君） 委員会がそういう判断をしたというのは、1つの事実としてはわかるんですが、その行為を行ったのは行政ですね。行政として、法的なことも十分熟知した中で行為を行っ取るわけですから、委員会に対してなぜ——個人でも公の区長でも同じだという、そういう解釈をしたということですが、私はそれは無理があるのではないかなと。やはり区長という公印を押して出すということと、区長の個人で出すことは全然私は別だと思うんですね、将来争いになった場合にですね。

そういう点では、委員会がそういう結論を出したということですから、それ以上私は言いませんけども、出したからといって問題がないということにはならないわけですから、その点では行政がこういう問題の処理に当たって、将来問題が起きないように処理をきちっとしておくべきだと思うんですね。こういう問題が起こったのも、行政がそういう法的にきちっと処理をしてこなかったことが、これだけ委員会、議会にも大きな時間をかけたわけですから、行政の行った行為として私は大変不十分だと。そのことを委員会が認めたということも私としては納得できない、そういう意見を申し上げときます。

議長（島原正嗣君） ほかに。——以上で委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

本件に対する委員長の報告については調査終結で、その報告につきましては、これを了承することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議会報告第1号は、これを了承することに決しました。

次に、日程第3、付託請願第1号（株）イズミヤ出店による交通悪化と地元商店街への直撃を阻止する請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員会委員長 山内 馨君。

産業建設常任委員長（山内 馨君） 議長から審査の報告の旨の指名を受けましたので、ただいまから過日の本会議において本常任委員会に審査の付託を受けました請願第1号（株）イズミヤ出店による交通悪化と地元商店街への直撃を阻止する請願について、本常任委員会における審査経過とその結果について御報告申し上げます。

なお、結果につきましては、皆様方のお手元に御配付申し上げております。審査結果表のとおりであります。

それでは、これより審査経過の概要について申し上げます。

本常任委員会は、去る6月26日、委員5名及び関係理事者の出席のもとに開催し、審査をいたしました。初めに、本請願については、去る6月10日付をもって泉南市商店会連合会を中心とした請願署名者2,994名でもって提出がなされ、その趣旨については、今回新家地区に株式会社イズミヤが出店を計画し、その実現に向け具体化されようとしていることについて、このことにより新家地区はもとより、泉南市の中小・零細小売店に対する影響は、及びまちづくり上、また交通事情にあってもはかり知れないものがあり、特に地元業者にあっては、営業基盤を根こそぎ奪い取るまさに死活問題につながるとの観点に立ったとき、本計画を阻止すること、つまり反対をされたい旨の願意であります。

これを受け、委員会において、本問題に関し内容及び経過等を熟知するため、あわせて慎重なる審査を期するため、理事者に対し質疑を行いました。その質疑の内容につきまして概要を申し上げます。

まず初めに、本出店計画を具体化する途上においては、公聴会を開催する必要があるやに聞き及んでいるが、そのことについて市として把握しているのかとの問いに対し、本問題については、現在のところ通知は受けていないとの答弁でありました。

次に、出店計画に関し、その規模として売り場面積990平方メートル、駐車スペース60台とのことであり、あわせて交通渋滞、交通事情の悪化につながるとのことであるが、法的な問題なり、交通面の事実関係について、本件が与える問題点はあるのかどうかとの問いに、売り場面積なり駐車場の問題にあつて、事前協議の段階では駐車台数79台ということであり、本市の開発指導要綱から申しますと、法的にクリアしているものであり、交通面の問題では、出店者において調査し、道路管理者及び警察と協議する必要はあるとのことでした。

この答弁を受け、端的に言うと、法的にはクリアしているということなのかとの質問に、大店法の関係から申すと問題はないとの見解を持っているとの再答弁がありました。

次に、請願書には駐車スペース60台という記載があるが、これは間違

いないのかどうかとの問いに、事前協議の内容では、駐車台数79台ということの内容であるとのことでした。

また、先ほどの答弁では、本市の開発指導要綱ではクリアしているということであるが、駐車場に関するマニュアルは市としてつかんでいるのかとの問いには、現在のところつかんでいないとのことでした。

次に、今日、時代の流れとして、郊外型スーパーの進出が流行し、車が人間の動きの中心となっており、事前協議の中での駐車場スペースは79台であるが、これについては多分平日の計算であるものと思われ、これが日曜、祭日になればこの3倍、4倍の人手があるものと予測され、スーパー側が住民に対して示しているマニュアルは、スーパー側の有利につながるようなマニュアルになっているやに思うこと。さらに、このような駐車場計画であれば、日曜、祭日はたちまち街路に車があふれることは必至であり、当然交通事情の悪化を醸し出すことは、目に見えているものであると思慮するものであり、さらに売り上げの予想にあつては、食料品では約9億円の予定とされているが、この数字からすると、地元業者と競合どころか、スーパーが一手に売り上げを独占してしまう危惧を持つものであることと、ちなみにこの出店が行われたときには、泉南市のスーパーの総面積に占める売り場面積はどの程度になるのかとの問いに、今回のイズミヤを含むと、ちなみに率にすると約69%であり、特に今回出店地域とされている新家地域を例にとって、過去の統計の単純計算から申し上げると、食料品にあつては1世帯当たり年間約77万という統計のもとで、約8億8,000万円であるとのことでした。

この答弁を受けて、データ的に見るとき、この69%という売り場面積については、高いのか低いのか答弁されたいとの点には、近隣市と比較するとき、高いランクであるとのことでした。

次に、近年隣接市において出店を見ているジャスコ、イズミヤにあつては、2キロの商圈エリアということで、今回の対象地である新家地域も組み込まれているものと思われるものであり、さらに今回のイズミヤにおいては、同じ商圈内での出店計画であり、このことは地元業者にあつては耐えがたきものであると考えられ、さらにまちづくりの観点から質問をすると、新家地区の交通事情の悪化は特に駅前を中心としてひどく、仄聞するところによると、新家地区にあつては、今後山間部で大規模開発の予定も

あると聞き及んでおり、こういうことも包含した中で、交通問題で現状と、もし出店が行われた際についての状況なり予測について見解を示されたいとの点では、交通事情の点については、現在新家駅前については特に悪いことは事実であるが、今年度懸案であった駅前広場の整備に着手予定をしており、これが一定実施に至れば多少の緩和はされる予測はしているものであり、イズミヤ出店計画周辺部の問題については、交通の容量比の検討は必要であることは当然と考える中で、市としては、今回の申請者に対し、その調査をし、警察及び道路管理者との協議も促しているとのことでありました。

次に、法的にはおおむねクリアしているとのことだが、1,000平米以下のものについても地域に対する影響が大きいという面で、大阪府の大店審の協議に値するものと思われることと、さらに出店予定地については、都市計画法及び建築基準法では第一種中高層住居専用地域であり、500平米以上の店舗は好ましくないと思われるが、市の見解を聞きたいとのことについては、商圈エリア2キロの範囲内で2店ということになれば住環境の悪化につながるおそれはあると思うが、その部分の確認は今のところ得ていないとのことでした。

また、予定地については、第一種中高層住居専用地域と第二種中高層住居専用地域にまたがっているが、建物については第一種中高層住居専用地域内であるとのことであり、今後は出店に当たり府公聴会を開き、その後建築審査会の同意を得るという手続になっていくものと考えているとのことでした。

次に、本件にかかわって本市の人口に対する消費者等のかかわり、また今後市は法的にクリアするものであれば無条件に許可するものなのか。反面、行政としては一定の指導は当然必要であると思うが、行政としては指導していく考えはあるのかどうか。あわせて業者の立場もさることながら、消費者の立場ということも考え合わせる必要があると思うが、この点どうかとの問いに、御指摘の点は当然と思慮するものであり、小売店活性化については施策はしているが、決して満足しているとは思っているものではなく、今回の対象店舗については、法的にはクリアしているものであるが、今後地域配備等の点については、検討は必要と思っているとのことでした。

この答弁を受けて、ただ単に法律的にクリアしておれば全部許可という

わけにはいかないと思う点もあり、やはり今後は市としての行政指導を強く求める旨の意見がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。この中では、今回の請願の趣旨の大要は、新家地域のみならず、泉南市の中小小売店舗の暮らしと営業を守る上で重要な内容を持っているだけでなく、消費者を初めとした地域住民のまちづくりにとっても重要なかわり合いを持つものであり、願意にもあるように、小売店舗における商業活動の現状と相まって、まちづくりの現状、すなわち道路網など基盤整備のおくれなどから、地域に多大な影響を与えるおそれが懸念される。イズミヤ出店については反対するものであり、本請願については賛同する旨の討論があり、採決の結果、全会一致でもって本請願を採択すべしとの決定を見ました。

以上、甚だ簡単でございますが、請願第1号についての本常任委員会における審査の経過と結果の御報告といたします。委員会同様に御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） 委員長報告が終わりました。ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。———小山君。

8番（小山広明君） ただいま委員長から御報告をいただきまして、若干質問させていただきたいと思います。

まず、この審議の中で、行政そのものの意思は余り明確に報告がなかったように私は感ずるんですが、一体市長はこの問題についてどういうふうな考えを基本的に持っているのか。法的にクリアしとるとか、十分ではないが今後検討していきたいというように行政が言っるとという報告はあったんですが、法律というのはいろんな解釈でいろんな運用ができていくわけですし、法律だけでやるのであれば、わざわざ市長も議員も要らないわけですから、やっぱり住民のそういう願いを法律の中でどう実現していくのかということが、とりわけ政治家と言われる市長なり議員には問われとるわけですから、行政が法的にクリアしとるからということで進めるべき問題では特にないということを中心に思います。

そういう点で、一体執行者である行政はこの問題について、どのような基本的な態度を持っているのかを委員会の中でどのように審議されたのかをひとつよろしくお願ひしたいと思います。

また、請願の趣旨の中で、500平米以下しか建設されない地域であり

ますというように書かれておりますと、今回1,000平米近い進出予定ですが、この点は法的にクリアしてないんじゃないかなと、そういう印象を受けるんですが、その点はどういうことなのか。

それから公聴会について、いつ公聴会が開かれるかわからないというようなことを行政が答弁したようではありますが、法でどういう期限で公聴会をしなければならないということになっとなるはずなんですが、そういうようなことを明確に言わない行政というのは一体どういう態度なのか、そういう議論はなかったのかですね。恐らく公聴会を開いて、その公聴会の結果で、どこかでいいとか悪いとかという判断をすると思うんですが、往々にこの公聴会というのは、単なる意見を聞いて、初めからそういうものを無視して、行政が開発者に有利な許可を与えていくということは一般によく言われております。だから、そうであるならば、公聴会は単なる形骸化し、そのことが行政なり議会不信になるわけですね。ちゃんとした公聴会で意見を聞いたら、その意見の多数に立って行政が判断するべきだと思うんですが、公聴会とは一体どういうような性格を持っておるのか、その辺の議論はどうであったのか。

それからもう1つは、歴代の市長が地元の中小・零細企業を守るんだと、そういうことを声高にいつも言ってきたおるんですが、ここに来て、いや大店が来るから、法的にはもうクリアしとるんだと言って、簡単に上位の官庁に書類を上げていってしまうというようなことは、一体どういう問題を持っておるのか。そういう点で、やはり行政が日ごろから、そういう中小・零細の業者、また市民を守るために事前にちゃんと条例を出し、いろんな整備をして、その人たちを本当に具体的に守れる体制を行政が日ごろからやっておかないと、今になってあそこを規制する条例を出そうかと言ったってできるわけないわけですから、そういう点も含めて、行政がこの問題についてどういう問題を持っておるのかというようなことが委員会の中でどのような議論があったのか報告をいただきたい、そのように思います。

議長（島原正嗣君） 山内委員長。

産業建設常任委員長（山内 馨君） 小山議員の質問にお答えをいたします。

まず、委員会の審議の中で、市長の行政の考え方に対しての御質問がございましたけれども、この請願は、市民から議会に対しての請願でござい

まして、それを議会がどういように扱うかということが審査の目的でございまして、それを受けた市長がどうするか、しないかということについては委員会の権限外の問題でございます。

ただし、先ほど御報告申し上げたとおり、例えば法的に全部クリアしておれば市長は無条件に許可をしていくのかという御質問もありまして、これについては行政側の意見が述べられております。業者の立場もさることながら、またいろんな消費者とか、当然問題を考えながら行政指導を重ねていくと、強めていくという見解を示しておりますので、あとは行政の執行側で法的な問題との関係をきちっと整理をされて、請願の趣旨に合うようにひとつ御努力をいただきたい、こういうふうに委員会としては申し上げます。

それから、用途地域でございますけれども、これは先ほども御報告申し上げましたけれども、第一種中高層住居専用地域と第二種中高層住居専用地域にまたがっておりますので、その点においては、ただし書き等の適用が必要ではなかろうかなと、こういうように思っております。

それから、公聴会については、これは大阪府が日程等考えてされることでございますので、一応委員さんからは公聴会の日程等わかりませんかという御質問がありましたけれども、理事者側からは、そのことについては全然わかりませんと、聞いておりませんという御答弁をいただきましたので、それで審議を終わったわけでございます。

以上でございますので、何か答弁漏れがございましたら、また御質問いただけたら結構かと思えます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） じゃ、もう1点だけお伺いしておきたいと思うんですが、委員会では全会一致で請願者の意思を採択をされた。これから本会議での採択になると思うんですが、こういう市民の声を法的に唯一あらわす議会が、この問題について請願者の意思に賛同したということになりますれば、そのことに立って市の行政はやっていただかないと大変だと思うんですが、必ずしもこれまで請願が出たからといって、行政がそのことに一生懸命動いたというようには私は思えないと思うんですが——場合によってはそういう場合もありますけども、今回の場合、もしこの本会議で採択をされたことについて、そのように行政がその意を酌んで、行政執行す

る上においてそういう反映がもしなされなかったら、私は大変だと思うんですが、この委員会で全会一致で採択された問題について、行政がどのように扱ってほしいかというようなことについて、委員長なりに感想があればお答えをしておいていただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 山内君。

産業建設常任委員長（山内 馨君） 小山議員の再度の御質問でございますので、御答弁申し上げます。

当然ながら、昨日の委員会において、付託されました請願を採択をいたしましたのでございますから、理事者には、やはり委員会の意向を体して全力を挙げて請願の趣旨に合うように御努力をいただきたい、これは私は委員長として申し上げておきます。

さらに、本日これから御賛同をいただくわけですけれども、もしこの問題が泉南市の議会として請願が採択された場合には、なお一層市長はその請願の採択の重要性にかんがみ、さらにその趣旨に向かった御努力を心からお願いを申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

議長（島原正嗣君） 以上で委員会の報告に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件については、起立により採決いたします。

本請願については、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） ありがとうございます。全会一致であります。よって付託請願第1号は、委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、日程第4、議案第1号 泉南市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市固定資産評価員の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

泉南市固定資産評価員の辻利彦氏より、去る平成8年5月24日付で退職の申し出がありましたので、後任として、泉南市収入役である辻勇作氏を最適任者と認め選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により議会の御同意を賜りたく、提案するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書189ページにお示ししているとおりでございます。

まことに簡単でございますが、本議案の説明にかえささせていただきます。何とぞよろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 本件については、現在本市職員でありますところの辻勇作君の一身上に関する事件でありますので、辻勇作君の除斥を願います。

〔辻勇作君退場〕

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

8番（小山広明君） これは地方税法に基づいて行うと思うのですが、この固定資産税を市長が決めていく段階で、補助員というんですか、補助を受ける、助けていただくということで、この固定資産評価員というのを設置するようになっております。404条にあるんですが、ここで言う、小さな市町村においては市長が兼務することができるという条項もあるんですね。この小さなというのは、どの程度のレベルの小さいかはわかりませんが、泉南市は全国の市町村の中でも一番小さい方なんですね。そうすると、この条項から言う小さいところに入るのかどうかというところをひとつ御説明をいただきたい。

それから、この職務の中で、毎年1回固定資産の実態を調査するというように書いてあるんですが、こういうようなことは実際行われているのかどうかですね。

もう1つ、収入役が兼務するというような程度で、市民からは大変いろんな問題提起のされる固定資産税について、十分な職務が全うできるのかどうか。当然これは報酬も給与も払ってないと思うんですね。払っとるんだったら、払っとると言っていたら結構ですが、やはり責任のある

ところには、それだけのちゃんとしたものが払われないと、だれも責任感持てませんわね。ただ、仕事 came だけで、それに対しての何の見返りもないのであれば、これ人間の本能として、私はその職務を責任を持ってやれないと思うんですが、そういう点で、重要な、泉南市全体の400億近いお金を管理しておる収入役が、こういう市民にとっては大変影響のある固定資産税の評価をする専門的、学識経験者的な立場ですね、そういうような立場においていただくというのはいかがなものかと私は思うんですが、この辺についての提案者の御説明をいただきたい、こう思います。

議長（島原正嗣君） 尾崎総務部参与。

総務部参与（尾崎明人君） 小山議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、小さな市とは何を指すのかという御質問でございますけれども、これにつきましては特段規定がなく、何を指してるのかというのは掌握できておりません。

それから、毎年1回調査をすると、こういうふうになってございますが、これは前の議会でも御質問があったかというふうに記憶いたしておるわけでございますけれども、この点については、行政実例ということで、昭和28年の9月15日付で栃木県の総務部長あて自治省市町村税課長回答ということで、一定の見解が示されております。

地方税法の第408条第1項で実地調査をするというふうになってございますが、その問いの回答内容を読み上げさせていただきますが、「地方税法第408条第1項は、固定資産の適正な評価を保障する意味から実地調査の方法によるべき旨を規定しているが、凡そ固定資産の価格の決定に当っては、その究極的な決定価格について適正を期すればよいものであり、仮令個々の土地、家屋又は償却資産を実地について調査しなかった場合においても、価格決定にして適正なる限り当該価格の決定を直ちに無効又は取消し得べきものとする理由は何ら存しない。右の理由から同条同項は単に行政庁に対する訓示規定と解すべきであり、その違反が直ちに価格決定の無効原因となるとは考えられない。」と、こういうふうに示されておりますので、当然泉南市におきましても、土地は4万を超える筆数がございまして、また家屋にあっても2万を超えております。両方合わせても6万を超えるそういう対象物件を年1回の実地調査をするということは、まず不可能に近いということを御理解いただきたいと思っております。

それから、この固定資産評価員の報酬の件でございますが、これについては無報酬ということになってございまして、当然今回御提案申し上げさせていただいている職員につきましては、常勤の職員でございますので、それには報酬が支給されている観点から、重複して報酬を支給しないと、こういうふうになってございまして、御了解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 私の方から補足的に説明をさせていただきます。

先ほど小山議員の御指摘の最初の小さな市町村ということでございまして、法令上、固定資産税を課される固定資産が少ない場合ということでございまして、市町村の人口の大小ではございまして、固定資産税を課される固定資産が多いかどうかということでございまして、泉南市の場合、それなりにやはり固定資産というのは、空港も含めまして非常に多いというふうに考えておりますので、原則に立ってやはり独立した評価員を設けるべきだという判断でございます。

それから、報酬がないんであればやる気がないんじゃないかという御質問でないかと思うんですが、これは金銭にかかわりなく、やはり市長から命じられたわけですから、当然職務に精励するのは当たり前でございますので、報酬がないからといってその職務ができないというふうには考えておりません。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 今回、こういうような提案をするに当たって、法律をもう一度読み直してやった形跡が余り見受けられないんですね。答弁もかなりすれ違っておりますし、あなたの言う説得力ないですよ。お金もらわなくても、命じられたら一生懸命やるんだったら、みんなただでやりますか。それはでけへんでしょう。責任と、それに対する見返りはちゃんと合理的に考えないといけないし、何も収入役を固定資産評価員に必ずしもせないかんということはないわけです。

私は小さな市町村ということを意味的に言いましたけども、いわゆる固定資産が少ない場合においては、と書いてあるんですから、それは当然小さな市町村というように普通は解釈すると思っておりますよ。だから、泉南市は全国でもかなり小さな市の部類でしょう。そういうことからいったら、こ

これは検討してもらってもいいんじゃないかなと。

市町村は、市長にそれをさせることができるか書いてあるわけですからね。今の場合だったら、ほとんど市の職員が補助員としてその業務に当たるとるわけでしょう。そしたら、何も収入役をそういう立場に置く必要は必ずしもないと思いますよ。僕は余り合理性がないと思うので、やはりこういうものの任命に当たっては、これが直接の行政改革にはならないかもわかりませんが、やっぱりそういう面からも、もう一遍法律を読み返して提案するべきではないかなと。

だから尾崎さんも、何か実地調査と書いてあるけど、法律には書いてあるけど、せんでいいと通達が出るとんだと、こういうように言われたけど、税金をかけられる側からいえば、1人残らずちゃんとやってほしいというもんがあるわけですから、あなた方やる側からいえば、そんなんようさんあってできるかいなと、こういうような言い方だと思いますけど、やっぱり市民一人一人は、自分の固定資産税が正しく評価され、正しく課税されて払いたいという、そこに立ってやるときには、やはり実地調査はあなた方はやらないかんですよ、法律に書いてあるんだから。だから、そういうような覚悟もなかなか見えない。

尾崎さんは、都合のいいところ取りだけして、最後は実地調査せんでいいんだというように結論を持ってきとるようではありますが、ほかの方法でそれにかわる実地調査ができれば、それはいいですよ。その1つが謄本をやとるとるわけでしょう。しかし、実態的にはすべての建物が登記されとるとは限らないわけですから。そうでしょう。だから、あなた方も航空写真をそのために撮るとるわけでしょう。そして、航空写真で撮るという答弁もいただいとるわけやから。そら実地調査といっても、何も足を運んでやるだけが実地調査じゃなしに、ちゃんと実態を正しく把握しなさいというのは、当たり前論議じゃないですか。あなた方はそれを何か曲解して、書いてあるから、通達が出るとるからいいんだと。通達よりも法律の方が下なんですか。

そういうような都合のいいような解釈で、いいかげんな行政運営とまでは言いませんが、きちっとやっぱりその都度その都度原点に戻って見直していかないと、慣例主義でどんどん行政は膨れ上がりますよ。やっぱりこの法律というのは、整合性を持ってちゃんといろんな人がいろんな角度か

ら考えてつくっとるわけですから、原点に立てば、行政改革は何も声高に言わなくても整理整頓されていくと思いますよ。そういう姿勢がやっぱりないんじゃないかなというように思いますんで、市長、この法律とかあなた方のマニュアルがあるわけですから、もう一遍その点に立って、行政全体を見直すかどうかというその覚悟というんか決意を市長に聞いておきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 行政改革といいますか、行政の効率化について全体的に見直すというのは当然のことでございます、昨年来から行っているところでございます。今後もそれは続けていかなければいけないというふうに考えております。

ただ、この固定資産評価員は市長がやればいいじゃないかというようなお話のようでございますけども、私は市長はむしろやるべきではないという考えを持っておりまして、きちっとした税の知識なり経験を有する者の中から選ぶというのが正しいというふうに思っております。

議長（島原正嗣君） ほかに。———和気君。

2番（和気 豊君） 私は、固定資産税にかかわる当面の幾つかの課題——行政が抱えている課題であり、同時にその課題にかかわって市民に税負担をかぶせるわけですから、その問題にかかわって今回の提案者の意思を少し聞いておきたいというように思います。

1つは、先ほどから通達の問題があるわけですが、通達を条例や法の上に置くと、これはやはりいかんかと思えます。租税法令主義、租税条例主義、こういう明確な法にのっとった見解というのがあるわけです。通達というのは、一介の自治省の所管であるわけですから、それがあたかも法の上を行くと、こういうようなことはあってはならないというふうに思うんです。

ですから、一般質問でもありましたでしょう。いわゆる外国人の方の採用問題では、自治省から明確に通達が出ているけれども、泉南市はそれを受けることなく、正しい立場で何ら差別をしないと、こういう立場で臨んでいると。明らかに憲法の大前提、法のあり方にのっとって、そういう間違った通達についてはそれを排斥される、これこそが法令主義、条例主義のあり方ではないかと、こういうふうに思うんです。そういう使い分けが、

やはり固定資産税のところでは通達優先ということで、あの大変な地価公示価格の7割にも当たるようないわゆる課税標準額、評価額をおっかぶせてくる、こういうあり方についてはどうかというふうに思うんですが、その辺が1つ今、国と地方自治体のかかわりで重要な問題になってくるし、市民もそのことを注視しているわけですから、その点については、提案者として新たな固定資産評価員に対してどういうふうな見解を持って臨まれているのか、ひとつお聞かせをいただきたいと、こういうふうに思います。

それからもう1つは、農家にかかわる固定資産税の問題なんですが、昨今農業が非常にやっていきにくい環境の中にあって、例えば農業用倉庫あるいは養鶏農家の養鶏場、これはいわゆる床打ちをしている、あるいは基礎が一定あると、こういうことの評価だけで、筒抜けのそういう建物であるにもかかわらず固定資産税が課せられていると。これは過日の農業委員会でも大きな問題になり、大阪府下の農業会議所で全体の問題として大蔵省にも建議書を上げているということなんですが、その辺でも今後市としての当面焦眉の課題であるこれらの問題について、固定資産評価員を選任されるに当たってどういうふうな見解を求められているのか、あればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） それでは、最初に私の方から、まず第1点として、先ほどの答弁で通達を重視して法律の本則に従ってないんじゃないかという御指摘があったかと思うんですけども、参与の方から答弁いたしましたのは、そういう通達があるということを説明いたしましたわけございまして、本来であれば当然法の趣旨に従ってやるべきであるという認識は持っておりますし、今回の選任に当たりまして、評価員の方にはそういう認識を持っていただきたいというように考えております。

ただ、実際の体制といたしまして、現実にどこまでいけるかという実際上の問題がございますので、航空写真などを使いながら現実にはやっておるわけございまして、できる限り法の趣旨に近づくように努力をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御了解をお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 市道課税課長。

総務部課税課長（市道登美雄君） ただいまのご質問の家屋の課税客体とい

うことにつきまして御説明申し上げます。

家屋の課税客体といたしますのは、まず土地に定着しておるとというのが1つ条件としてございます。それから周囲に壁を有しておる。それと屋根があるということで、全体的に囲まれておるという物件につきましては、家屋というものとして課税の対象といたしております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） ちょっとそれるようですから、簡単に1点だけ確認をしておきます。

そういう周囲に壁がある、あるいは基礎が不十分であるという建物が建っているにもかかわらず、明らかに農業の、泉南地域でいえばタマネギ小屋、これに類するようなものであるにもかかわらず、それが建っていることによっていわゆる宅地並みの評価をされているという——その物件の問題ではなくて、土地の評価の問題についてお伺いをしたわけですが、ちょっと横道にそれますので、これはまたほかのところで質疑をしていきたいと思いますが、その辺農業委員会でもよく問題になっている点ですから、ひとつ勉強していただきたいというように思います。

議長（島原正嗣君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——小山君。

8番（小山広明君） 議案第1号の固定資産評価員の選任について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

質疑の中でもいろいろ明らかになったと思うんですが、やはり法にのっかってきちっとやると。法律にきちっとしたマニュアルがあるわけでありますから、この原点に立てば、私は泉南市の場合には、市長が評価員になることができるときちっと明記してあるわけでありますから、当然その補助員としては市の行政員がおられるわけであります。そういう点で、私はこういうことは簡単に検討できたのではないかなと思いますが、これまでずっとそういうことが続いてきたわけでありますが、急にそういうことをやれと言ってもなかなかできないことは認めた上で賛成はいたします。

また、報酬の面についても、大変大きな責任のある立場が、報酬なしに、ただ充て職的などまでは言いませんが、そういう形で選任をすることは、

実際の運営の中では、私は整備をしていったらいいのではないかなということをおもいます。そういう意見を付して、賛成をさせていただきます。

議長（島原正嗣君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

辻 勇作君の入場を求めます。

〔辻 勇作君入場〕

議長（島原正嗣君） 次に、日程第5、議案第2号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第2号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、地方公務員災害補償法施行規則の一部が改正されたことに伴いまして、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定中、同省令の表名を引用する部分につきまして、改正する必要がございますので、本条例を制定するものでございます。

改正の内容といたしましては、本年4月1日から施行されました介護補償の実施に当たりまして、施行規則におきまして介護補償の対象となる障害について、別表第2として新たに定められたことによりまして、従来の「別表」が「別表第1」となったため、これを引用しております条例におきまして、「別表」という表記を「別表第1」に改めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認のほどをお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第6、議案第3号 泉南市民球場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第3号、泉南市民球場の設置及び管理に関する条例の制定について説明を申し上げます。議案書195ページでございます。

体育及びスポーツの普及振興を図るとともに、市民生活の向上に資する目的で泉南市民球場を設置するに当たりまして、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づく条例を制定するため、同法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

条例の骨子でございますが、197ページ以下順次記載をいたしておりますが、第1条で設置の根拠、第2条、第3条で施設設備関係、第4条から第5条までが使用に当たっての許可、制限、取り消し等を定めております。

次に、第6条につきましては、目的外使用等について禁止をしております。第7条から第9条には使用料、その減免、還付等につきまして定めております。

また、第10条から第13条につきましては、球場施設に手を加えることや入場の制限、指示、損害賠償等について明らかにしておきまして、第14条では、その他の事項につきましての規則への委任を定めております。

この条例につきましては、公布の日から施行をしたいと考えております。

以上、まことに簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——松本君。

20番（松本雪美君） それでは質問させていただきますが、この市民球場ですね。もうちょっと詳しく市民球場の形態、例えばスタンドには何人ぐらいが観客として入れるかとか、面積、それからグラウンドの延長、それからこれを利用する人の利用ができる範囲ですね。そういうものについて、もうちょっと詳しく説明してください。

議長（島原正嗣君） 前川国体室長。

市長公室国体室長（前川正博君） 失礼します。松本議員の御質問にお答えいたします。

施設の概要といたしましては、両翼部分がライト側、レフト側とも88メートルでございます。また、センター部分につきましては、98メートルということでございます。

それから、収容人員でございますが、収容人員につきましては、スタンド部分では300名を収容できます。それから、両翼部分に芝生席を設けておりますので、そちらの方で収容可能人数が700名でございます。

以上でございます。

〔松本雪美君「面積は」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 答弁漏れ、面積。前川国体室長。

市長公室国体室長（前川正博君） 答弁漏れがございまして、申しわけございません。

面積的には、球場の総面積といたしましては1万2,232平米でございます。それから、内訳といたしましては、内野部分が9,519平米でございます。

それから、御質問にありました利用者云々というお話だと思っておりますが、これにつきましては、市民の方々に使っていただけるといふふうに理解し

ております。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 多目的に使えるかどうかということのをちょっと聞き
たかったんですが、それはまた後で答えてくださいね。

それで、このグラウンドですね。これは今まで工事にかかわって大体4
億4,000万ほどのお金がかかっていると、そういうことです。

今回、この条例で制定されている使用料ですね。第7条ですけど、こ
の使用料については、基本時間で5,000円ですね。それから超過1時間
で2,500円、それからスコアボード、照明施設、こういうものの使用料
について、決められた何か考え方ですね。かなり高いように思うんですけ
れど、例えば野球しようとしたときでも、2時間で終わるといような状
況はないだろうと。長時間にわたって、延長戦なんかもやられるというこ
とになれば、実際にはもっと使用料としてかかってくるのではないかと、
そういうふうに思うんですけれど、その点についてはどうでしょうか。何
か考え方があって、こういうことをされたのか。

議長（島原正嗣君） 前川国体室長。

市長公室国体室長（前川正博君） 申しわけございません。松本議員の御質
問にお答えいたします。

ゲーム等によります時間単位が2時間ということで規定させていただい
ておりますが、おおむね子どもが市民球場という位置づけで開放してい
きたいというふうに考えておる競技種目といたしましては、ソフトボール、
少年野球を含めますが、軟式野球というふうに考えておりますので、お
おむねゲーム形態が90分ゲームというふうに聞いております。約1時間3
0分ということになっておりますので、前、後ろの整備等も含めまして規
定時間が2時間というふうにさせていただいております。

それから、5,000円の使用料の単価設定でございますが、近隣の市町
村がお持ちであります社会体育施設、特に球場形態のものを参考にさし
ていただきました関係で5,000円という規定でございます。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 今、そういうお答えをいただきましたけれど、他市
の状況を参考にしたということでしたから、その資料を一遍出していただ
けたらなど、そしてまた考えさしてもらいたいなど、そういうふうに思う

んですけれど。

議長（島原正嗣君） 前川国体室長。

市長公室国体室長（前川正博君） 資料の件に関しましては、早急に御提出さしていただきたいというふうに考えております。若干時間をいただけませんか。申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） この使用料ですね。私が聞くところによりますと、こういう使用料の高いところというんですか、そういうのはないように聞いてます。例えば、1時間半という状況で設定されたら、そういうことですけれど、1時間半で1つの試合が終わるといようなことは、実際にはないんじゃないかと。練習とかそういうことはあったとしても、若い子の、軟式野球を練習されるようなそういう人たちにとって、例えばスコアボードも500円、それから超過では1時間250円、そういうことを含めると、3時間必要とした場合は、実際には8,000円以上の借り賃になってくるという状況ですから、こういう高額で、少年野球のグループが借りたと思ったときには、この状況というのは大分厳しい状況ではないかと、そういうふうに思うんですよ。

だから、この設定された状況というのは、実際には他市の状況を調べられたというけれど、そここのところに何があるのか、その辺ちょっと聞かしてもらったらと思うんですが。

議長（島原正嗣君） 前川国体室長。

市長公室国体室長（前川正博君） 御質問の中身について御説明させていただきます。

私どもが今現在建設を終えました市民球場につきましては、議員各位御存じのように、天然芝を外野部分に塗布した一定のグレードを持った球場でございますので、それらに見合う各市町村の施設を参考にさせていただきました結果、おおむね5,000円という金額が見えてきたということでございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 議員野球なんかで使っていた、この前高石なんかの球場へ行きましたけど、あそこなんかではどの程度の使用料になっていたのか。ちょっと比べさしてもらいたい意味でも、一遍聞かしてほしいと思うん

ですよ。資料を出してくれとお願いしても出してもらえないということですから。

議長（島原正嗣君） 前川国体室長。

市長公室国体室長（前川正博君） 何度も申しわけございません。それでは説明させていただきます。

高石市にございます議会野球さんがやられたというのは、ちょっとどちらの球場か私どもの方も存じ上げませんが、高師浜の野球場では2時間1,200円というふうに調査では聞いております。それから富田林では、私どもと同じような形態で2時間5,000円というふうに時間設定されております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 富田林のことを言われましたけれど、実際にはこの前私たちが議員野球で使ったところは1,200円と、そういう安い値段でも借りれる球場も他市ではあるわけですから。それから、スコアボードなんかを借りるにつけては、こういう使用料なんかは取っておられないと、そういうふうに思います。だから、そういう状況を含めて、この値段は少し市民が利用しにくい状況にあるということではないかということをおは指摘さしてもらっておきます。

議長（島原正嗣君） 資料の件は出さないではなくて、ちょっと時間をいただければ、また後刻配付さしてもらいます。

ほかに。———小山君。

8番（小山広明君） 出されたこの条例ですが、他市の人が割高になつとる設定になつとるんですが、委員会でもちょっと申し上げさしてもらったんですが、これはやはり市長の方針からいっても、ちょっと配慮が足らなかったんではないかなと思うんですが、この点ひとついつまでに市長の方針どおり戻るのがどうかですね。泉南市は病院問題がありますから、そのことを言うことからいっても、やっぱりこれはするべきだと思うんですが、その辺だけちょっとお聞きをさしていただきたい。

それからもう1つは、これは下水道の用地ということで、9年か10年ぐらいたったら返さないかんというような議論があったと思うんですが、その辺の区域との関係はどうなっておるのか、そこをちょっと説明をして

おいていただきたい。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 市内、市外の料金設定の問題でございますけども、一昨年、岸和田以南の広域行政推進協議会の委員である各首長のシンポジウムをやったわけでございますが、その中で今後できるだけ広域的な対応をしていこうという方針にはなっております。その中で、これは一挙にいかないということで、段階的にやっていこうということで、当面医療施設、それと文化施設、こういうことでスタートをしていこうということになっております。

したがいまして、医療施設等については、その申し合わせのとおり、相次いで改築がなされておりますが、先般の岸和田市の市民病院の改築におきましては、市内、市外の格差は、忠岡以南についてはなくしていただいたというふうなところでございます。これは順次そういう形になっていくというふうにご考えております。

次の目標として、その他のいろいろなこういう運動施設も含めての議論に入っていこうかというふうに思っておりますが、現在このあたりまで合意事項でもございませんので、当面一応格差設定をさしていただいたところでございます。長期的には足並みをそろえた中で、できれば1つの統一的な格差をなくしていこうという方針には変わりはありません。

2点目は、担当の方から答弁をさせます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 松村市長公室参与。

市長公室参与（松村 実君） 下水の処理場の上というふうなお話でございますが、南部流域下水処理場の用地に隣接はいたしておりますが、りんくうタウン内の分譲用地ということで、下水処理場の上に今回の市民球場をつくったということではございませんので、よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） そうすると、今設置しとるのは、永久にあそこに市民球場として設置されると、そういう理解でいいんですね。議論が随分あったからね、仮設で。それを僕はきょう初めて聞くんで。だから、永久にあそこに残るという理解でいいんですね。

それから、こういう施設をどんどんつくってまいりますと、当然維持管理費がかかって、それが財政を大きく圧迫するわけですから、これから施設をつくる場合には、やはり全部役所が維持管理をするというのでは財政がもたんわけですから、そういう点で基本的に、恐らくこの5,000円とかライト照明器具の費用を取ったとしても、運営費用が賄えるとは私は思えないので、その辺のこういう施設をつくるごとにどんどん維持費がかかっていく問題については、市は基本的にどう考えとるんかですね。そこをちゃんと整理しておかないと、つくってくれと言うて、使うときには安くせえと言うんでは、じゃ財政はどうするんかという議論になると思うんで、この辺の基本的なことは、今回かなり新しいこういう施設ですので答えといてもらいたい。つくる場合に、これだけの維持費がかかるから、それは市が持てないから、利用については市民に持ってほしいということも含めて、やっぱり施設計画を立てていくべきだと思うんですが、その点での市長の基本的な考えをお聞きをしておきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいまの小山議員御指摘のとおり、この泉南市民球場を初めといたしまして、あの周りにもいろんな施設が出てまいりますし、あるいは山側にもいろんな施設がこれから見込まれる部分もございます。この市民球場は、特に芝の管理という意味で非常に維持管理費もかかる、人手もかかるという施設でございます。現在は、直営といたしますか、職員で対応しとるわけでございますけれども、こういった管理形態をいかに効率的に、経費をかけずにできるだけ安い中で管理をしていくかということについては、1つの今後の検討課題だろうというふうに考えております。

ですから、この球場につきましては、国体に使用するというのが当面の目的となっておりますので、その後一般開放という形になりますので、その辺の時期をめぐりに一定いろんな公共施設、遊戯施設、スポーツ施設の管理のあり方については、教育委員会なりともいろいろ相談をしながら、一番いい管理方法というのを検討していきたいというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） もうひとつ、私が聞こうとしとることにまともに答えてないと思うんですけどね。やっぱりこれからどんどん予算が膨れて、施設をつくっていくわけでしょう。それには当然維持管理が伴うわけですし、

それには恐らく補助金とか起債というのは、全く対象外になると思うからね、基本的には。そういう点で、どうか、受益者負担というんですか、そういうものをつくって、利用する方は、その運営費については利用者が全部負担をするというようなことをやらないと、実際は持たないですよ、基本的にはね。基本施設は別としてね。

そういう問題の主役は、やはり市長が施設建設のときにちゃんとやらないと、つくったは、財政難で大変だと。いろんなところにそういうもんが波及するというあり方は、やはり僕はまじめでない。だから、言いにくいことを先に言うというようなことでも、やっぱり市長のこういうこれからの大規模の施設建設に対しての維持管理費をどうあるべきかというようなことはきちっと示しておかないと、市長は永久にやるわけでないから、そのときに建てて、何期かしてやめて、次の市長にかわって行って、どんどん体制が無責任になるわけですからね、そういう点では、やはりそういうことを行政としてはきちっと言うておかないとだめなんじゃないかなと。

ちなみに、この市民球場の平準化した維持管理費というのは、大体何億ぐらいかかるんですか、ざっと。まだ出てないと思いますけどもね。だから、その辺はどれぐらい収入を見込んでおるんかわかりませんが、その辺とのバランスでどんどんお金がかかるわけですね。そこらをちょっと最後に答えといていただいたら、あとは結構です。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） この球場自体につきましての維持管理費の概算としては、3,700万程度であろうという予測を現在はいたしておるようでございます。先ほどから管理経費について非常に御心配いただいておりますのでございまして、我々も管理については非常に経費がかかるものですから、頭を悩ましているところでございます。

ただ、これはあくまで市民に提供する公のスポーツ施設でございますので、特定個人ということではありませぬので、すべてそれを個人というか使用者から賄うということにはならないかというふうに思っております。ですから、それはほかの施設とのバランス等も考えながら使用料を設定し、それから管理につきましては、できるだけ安い経費でできるようにいろいろ工夫をしていきたい。さらにはまた、そういう地域住民の方のいろんな御協力も得て、できるだけ効率的な維持管理ができるような方法を考えて

いきたいというところでございます。

〔小山広明君「収入は何ぼ、3,700万には対して。大体、半分ぐらい。一遍に言うたんやから、一遍に言うといてよ」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 前川国体室長。

市長公室国体室長（前川正博君） お答えいたします。

今現在、一定の暫定的な開放ということでございますので、どれだけの方々が使っていただけるのか、正直申しまして現状が見えてこないというのもございますので、先ほどの御質問につきましては、明確な数字等はまだ現在私どもの方も掌握しておりませんので、よろしく御理解をお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 待望の市民球場ができて、条例が一日も早く策定されることを私も願っておったんですが、いろいろと御意見が出ましたけれど、1つは使用料収入はどの程度見込んでおられるのか、ちょっとその点できたら計算しといてください。

それで、先ほどソフトボールと軟式野球と、それから少年野球というふうに言われたんですけど、ここには具体的には書いていないんですね。それで、球場というだけに、大体そういうものかなというふうには思うんですが、それ以外のスポーツは使えないのかどうかですね。そういうものに限ってだけで膨大な予算を使って設置してるのも、その点どうかと思いますので、その点をひとつまずお答えいただきたいと。

それから次、使用料関係のことについてもあわせてお尋ねをしたいと思うんですが、市民は大変高い税金を払って、毎年毎年税金を払ってるものですから、高石なんかもう早くから施設があります。泉南の市民は、こういうグラウンドを持つことが非常におくれていた。やっぱりこれは行政の側の責任も大きいんです。

向井市長を別に個人的にどうだという意味じゃなしに、一般的に行政として都市施設を整備すると。そのために市民は税金を払ってるんですから、つくられた施設は無料で市民に開放するというのが基本なんですね。そのための税金払ってるわけなんです。私はそう思ってるんです。ただ、なかなか、実際上の秩序のこともありますから、一定使用料のことも考えざるを得ない点はあるとは思いますが、全部賄うために使用料を取るというよ

うなことをしたら大変だと思います。

ここの冒頭の目的にも示されてるように、市民が健全なスポーツ、レクリエーションをやっていく活動の場としてこれを提供するんだと。何よりも市民の健康増進と明るく豊かな市民生活の向上のためだと、こういうふううたい上げておるわけですから、そういう目的に沿って、これを市民が気軽に使えるということが第一だと思うんです。これは高ければ使えないんですね。

実は、ちょっと私的で申しわけないんですが、子供にこのことをちょっと紹介したんです。こんな高かったら使われへんと、こう言うてるんです。実際上使えないと。例えば、何かの銘を打って大会を開いて試合をあちこちでやるんだということで組めば、この値段でも会費を取ってできるかもわからない。そやけども、やっぱり普段スポーツをしたいと。まあ言えば練習というんでしょうか、鍛えるという意味でやりたいというときに、この値段はとてもじゃないが高くて使えないと言うてるんですよ。これが第一です。そういう市民の一般的な希望を私は本来含めた使用料でなければならぬのではないかなと思います。

そういう点で、この競技というのか、使う内容によって、あと論議が変わりますので、先ほど国体の担当者が言うた3つに限られているのかどうか、そこが心配なもので、その辺ちょっとまずお答えいただきたい。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） まず、林議員御質問の使用料収入の試算ということでございますが、先ほどお答えいたしましたように、まだそのあたりどれぐらいの利用が見込まれるかということのを試算しておりませんので、収入については、現時点では数字をお示しできないという状況でございます。

それから、利用ですが、先ほど前川室長が申しあげました3つの種目、それ以外に当然条例にもレクリエーションというのがございますんで、それ以外の用途でも個別に判断をさしていただいて使用することが可能であるというふうに考えております。

それから、使用料につきましては、できるだけ皆さんが御利用いただけるような額にするのが当然でございますけれども、今回の考え方につきましては、先ほどから説明をしておりますように、今回芝を張った球場ということで、設備も非常に新しく整えておるということでございまして、最新と

いいですか、最近できた中で非常に似かよった施設ということで、この富田林の総合スポーツ公園野球場を参考にさせていただいて、ここでは2時間5,000円という形になっておりますので、それとの見合いという形でございます。

また、参考に申し上げますと、八尾の山本球場も平日で2時間5,000円ということございまして、ここも芝の整備をしておることございまして、そういった施設の内容なり、あるいは芝の整備の費用等も見込みまして、一定その辺とのバランスをとって今回決定をさせていただいたということでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） その使用の内容については判断をさせていただくということですが、今非常によくやられてるのにはサッカーがありますね、同じボールを使ってやる競技には。あるでしょう。今、一般的に言って、もちろんラグビーもあれば、いろいろあるわけですけども、そういう広い球場が必要で、子供たちがそこでいろいろスポーツしたいという要求にこたえる施設として、これがあるのかどうかということが1つ問題なんです。まず、そういう点でもお答えいただきたいと思うんです。

それから、費用のことでいろいろ言われましたけど、今言われた2カ所ですね。かつて市長は、君が池でつくると言うてたんですね。これになると、土地代も大分要るんですよ。この場合は、土地代はどうなってるんですか、土地代は。要ってるんですか。高石なんかは、土地代が無償で提供されたから安くなってるんです。だから、同じ泉南の自然の海を埋め立ててつくったんですから、土地代が要らなかつたら、やっぱり少しでも市民には安く提供するということになると思うんですよ。

それから使用目的も、さっき言うたように、そういうことも含めて私は見てほしいと思うんですが、時間の関係でいいますと、普通、運動をする場合、必ずけがないようにしようと思えば、ウォーミングアップが必要なんです。そういうことも考えると、2時間というのは実際私は短いのではないかなと。そこでお尋ねするんですが、朝は何時からの使用なんですか。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） スポーツの内容でございますけども、先

ほど室長が答弁さしていただきましたように、種目といたしましては、ソフトと軟式野球と少年野球ということで、御質問のサッカー等につきましては、隣接してございますなみはやグラウンドですね、その方での対応でお願いしたいと、そういうように思っております。

それと、時間でございますけども、朝は午前9時からの予定をしております。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 隣のこともお尋ねする予定ですけども、隣のことを言われると、隣の料金がまた気になるんですよ、どうなるかということについて。それも一緒に私は報告していただきたいなと思っております。それ抜きに、このことは最終的には考えられないんです。

それから3つのスポーツ、例えばここを先ほど助役言ったようにレクリエーションの活用の中場としても提供するというものですから、私は今スポーツに一定限ってお聞きしてありますけども、その点はそのスポーツは3種類だけですか。そういうふうに限定するんですか。これは本会議場での質疑として、やっぱり後々そういう制約が変にかかると大変なんですよ。それで心配します。

それで、例えば朝9時からだといえ、普通10時から12時までしますから、朝10時からと。9時からしかあかないと、9時からしか使えないと。9時から11時までと言われたら、そんな2時間、あいた途端にお金を取られるというふうな、そんなもん話にならないですよ。そして、普通は基本料金ですけども、基本料というのは、水道料金やないけど安うして、時間も同じ時間でしょう。例えば、朝やったら午前中9時から12時までが基本でこの料金だというのは、まだまだわかるんですよ。これでは、余りにも厳し過ぎると思うんですけどね、中身としては。実際のスポーツとの関係でその点はどうですか、そういうことも含めて。

議長（島原正嗣君） 質疑の途中ですけども、午後1時30分まで休憩をいたします。

午後0時20分 休憩

午後1時34分 再開

議長（島原正嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの質疑を続行し、林議員の質問に対する答弁を求めます。細野公

室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 先ほど不適切な答弁で申しわけございませんでした。

競技種目の件でございますが、条例でうたっているとおり、特別種目の規定をしているわけではございません。ただ、この条例につきましては、国体室が国体終了年度の平成10年3月31日まで球場を管理する旨を規定した条例でございます。その後、これは社会体育施設ということで、国体終了後につきましては、教育委員会にその管理を委譲するといういわゆる過渡的な条例という1つの特殊でございますし、また一番の我々の目的としましては、来年の本国体ですね、その国体時にそのソフトボールの球技が十分できるような、そういうふうな芝の養生も含めて対応を管理していくという1つの目的がございます。そういう中で、芝の養育自体が25ミリというふうに、野球、ソフトボール、軟式野球等に適した芝の生育に持っていくという必要がございますので、一定のその辺の制限的なものが必要じゃないかと、そういうふうに思っているわけでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） そうすると、泉南市には2つの高校がありますし、そして公式の野球もされてるところがあるかもわかりませんので、そういう点では、それが今の場合にはできないと。例えば、軟式だとか少年野球というところに一定絞るのは、球場の大きさとか何かそういう形態からそういうようにしてるのか、今言われた国体のソフトボール競技をやっていくという上で、今現時点、国体が終わるまで一定のそういう縛りをかけているんだというのか、ちょっとその辺どうなのか、きちっと明らかにしておいてほしいと思うんです。

それと同時に、なみはや国体があるということで作られたという契機があるんですけども、当初君が池の中央公園に大分当局も執着していたようですが、あのときには、当初たしかもっと広い意味でのグラウンドというふうにこれまでの計画等も含めてなっておったんですが、この場合、そういうふうに一定限られているようにおっしゃるので、私はできるだけ広く市民にいろんな運動で使えるようにというふうに思うんですが、それを隣の府の企業局の施設でというふうに言われますので、その府の企業局の施設の方がそうやって自由に市民が使えるようになるものかどうかですね。

それもあわせて一緒に答えといていただきたいというふうに思うんです。

議長（島原正嗣君） 細野市長公室長。

理事兼市長公室長（細野圭一君） 先ほども申しましたように、一般的にスポーツ及びレクリエーション活動ですね、それを含めて制限ないわけでございますから、特別規定はないわけでございます。ただ、正式な競技とかそういうふうになりますと、一定の会場の大きさとか、そういう面での制限というのが出てこようかと——公式的な競技ではですね、そういうふうになりますと出てくるのではないかと思います。

それと、隣接地のなみはやグラウンドにつきましては、これは今のところまだ府の施設と申しますか——でございますし、これがいわゆる移管なりされて、あそこは南部処理場の区域でございますので、こうなりますと、構成団体3市1町の協議と申しますか、その協議の中での1つの運営という形になるわけございまして、今後その辺の調整と申しますか、協議を進めていく必要があると思っております。

議長（島原正嗣君） 前川国体室長。

市長公室国体室長（前川正博君） 林議員質問の件に関しましてお答えさせていただきます。

私どもが国体用の施設を着手した際からも、地元でございます競技団体にどのような競技団体があるのかということも踏まえましてスタートを切っておりますので、必然的に私どもの市内では、高校野球と申しますか、硬式野球の団体さんがおられないということもございまして、必然的に敷地の関係もございまして——と申しますのが、ホームベースからライト側、レフト側とも88メートルという距離しかございませぬので、今現在88メートル地点で8メートルの高さの防球フェンスがかかっておるといふ現状でございます。軟式野球等でございますたら、反発係数の関係上、府道側に飛び出ていくということも、想定はよほどの場合でない限りまずあり得ないと。

ところが、硬球を使用するという段になってまいりますと、計算で申しますと、約20メートル近い防球フェンスが必要になってくるということもございまして、そうなってまいりますと、大変膨大な建設費が想定されてくるということもございまして、先ほどからお話しさしていただいております軟式野球、ソフトボールの競技ということで限定さしていただいている

というのが現状でございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） よくわかりました。そういうことをちゃんと言うといてもらおうと、一定の、野球でもこういう制限は施設上やむを得ないんだとか、それでわかりますから、それ以外のスポーツ、レクリエーションについては、市民の用に供すると。

あと、使用料の減免という、第8条で市長がということであるんですが、これは当面なみはや国体の使用にかかわって入っておるのかどうか知りませんが、一般的に言えばこれはどういうときにどういう団体にはこの減免規定が使われるのか、具体的にあれば具体的に教えていただきたいと思えます。

それと、余り一問一答にならんようにということではいろいろ考えてるんですが、もう1つは、なみはや国体、10年の3月までは国体の方でこれを管轄すると。その後は文教の施設としてということでありましたけれども、当然本来、最初から文教施設としてやって、後一時的な使用というのはわかるんですが、これ、てれこになってるように思うんですけどね。

それはちょっとさておいて、これの使用の問題でいえば、この条例がきょう可決されますと、公布の日からということですから、可決されたすぐに、きょうからこれが条例として生きるのかどうか、これはちょっと日にちがありませんから、公布の日というのは、別な何カ月か先になるのかどうか知りませんが、そのこともはっきりしといてほしいのと、例えばこれ、きょう条例ができて、もう条例もできたんだからということになりますと、申し込めば使えるのかですね。なみはや国体は毎日やってるわけでもありませんし、今まだやってるわけでもありませんし、そういう点でいつから、どういう——なみはや国体のための制限というんですか、一般使用の制限というのはどういうふうになるのかですね。特になみはや国体のためには、ここからこの期間は困るんですと。だから、これ以外は一般の市民の使用を大いにやってもらいますというのか、その辺がわかるように、ほんといえ事前の説明で中身として、私は発表しておいていただくべきではなかったかなとむしろ思ってるんですが、その点どうでしょうか。使用料減免の問題と2点。

議長（島原正嗣君） 島原体育振興課長。

教育総務部体育振興課長（島原功明君） 林議員の減免の関係についてお答えいたします。

現在、社会体育施設、私どもの所管している既存の施設における減免の扱いについては、一応市議会及び市の執行機関、それと... ..（林 治君「議長」と呼ぶ）。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 総務の方でしょう。教育委員会関係ないでしょう。

第一、今のは関係のうて、私はこの施設のことを聞いてるんやから、今ある施設のことは、条例もあるし、皆わかってますよ。

教育総務部体育振興課長（島原功明君） （続）一応... ..（林 治君「いや、何でやねん。おかしいやないか」と呼ぶ）一応現状の関係についてだけ説明させていただきます。

現行の減免については、一応市の執行機関なり市が使う場合と、それと本市の学校、小学校、保育所、公共機関が使う、それと社会教育団体、体育協会といいますか、それと社会福祉事業法に基づく団体——母子及び老人福祉事業法の関係のそういうような団体について減免措置を行っています。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま減免規定について教育委員会の方でお答えいたしましたけども、これは国体終了後、一応社会教育施設として引き継がれるということを前提に、減免等につきましても現在社会教育、社会体育の施設を管理しておる教育委員会と十分に相談をしてやっておると。現状の中身の詳細については、今現実にはいろいろ管理しておる教育委員会の方で答えようということ、ちょっと事前に区分をしておりまして、その答弁区分に従いましてお答えしたということございまして、その内容に準じた形で実施をしたいということでございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 助役、それはあんた、話が逆やないか。まず、あなたが答えて、それは教育委員会のどこに答えさそうと自由にしても、まずあなたがこの国体の施設としてやるというてるんやから、そこで答えて始末せなあかんやないか。今、国体の施設であって教育委員会の施設でない

ものを、そういう扱いするんやったらそういう扱いするということをもまず前提に話ししないと、そんなこと僕は今初めて聞きますよ。そんな説明、教育委員会から受けてない。この間、この議会をやる前に文教消防常任委員会の協議会を持ったけども、そこでもそんな報告受けてないですよ。国体の施設のときもそうですよ。全然そういう扱いは、文消としてもやってませんで。

そしたら、これは国体用の施設だというてつくってるんですから、それがなぜそういう団体の減免をそれですか、これ、ちょっと意味わかれへんですよ、それやったらそれで。何らかの規定をするなら、社会体育施設なりということで、これは条例の中に載ってる分だったらいいですよ。そうでないものでしょう。それならそれで、そういう規定を特別に何か文書でこちらに出しなさいよ。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 当初から社会体育施設として教育委員会で所管するわけじゃございませんで、当初国体を目的とした施設ということでつくるわけですが、当然国体が終了後、一般の社会体育施設として使用するということでございますので、そうしますと今所管してあるいろんな施設とのかかわり合いという面から見ましても、教育委員会の方でさまざまな点でバックアップしていただかないかということで、この条例をつくる際にもさまざまな調査なりあるいは協議をした中で、こういう条例を出してあるということでございます。

所管の文消につきましても、そういう条例を出しますということは、条例案をたしかお出ししたというふうに私は記憶しておりますけれども、そのあたりの説明は十分でなかったということであれば、その点についてはまことに申しわけないと思っておりますし、今回の答弁につきましても、最初に私が答えるべきであるということにつきましても、確かにそういう説明をせずに教育委員会の方で答弁をしましたので、わかりにくい点があった点については、非常に申しわけないというふうに考えております。

〔林 治君「もう1点」はと呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 前川国体室長。

市長公室国体室長（前川正博君） 林議員の御質問にありました、いつから一般の市民が使えるのかという御質問に関しましてお答えさしていただき

ます。

今現在、私どもの方でも一般に供用すべく整備等々も進めておりますが、何分天然芝のことをございますので、使うに当たりましては大変支障を来すということもございまして、ことしの8月の23日から25日に行われますリハーサル大会終了までは一定ご辛抱いただきたいというふうに考えておりまして、9月からは整備を終えて一般に供用してまいりたいというふうに考えております。それは、来年の9年の3月末日まで一般の方々に御使用していただきたいなというふうに考えております。

また、来年になりますとなみはや国体の本番年でもございますので、4月から一定整備を始めていきたいというふうに考えておりまして、国体終了後は速やかに整備を終えて一般の方々に使用していただくというふうに考えておりますので、よろしく御理解いただきたいと思ひます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 整備、整備てわかるんですがね、これはこの間何か開催したでしょう。野球大会開いたでしょう。一般市民はもう使えるもんだと思ってるんですよ。これ、8月の23日までリハーサル、それはわかりますけども、なぜ使用制限するんですか。一切だれも使わないんですか。使わさないんですか。せっかくできたものを大いに市民にも、この間少年野球大会とかいって使わしたんですから、もっとできるだけ広く開放して使わしたらどうですか。

議長（島原正嗣君） 前川国体室長。

市長公室国体室長（前川正博君） 何度も申しわけございません。せんだって6月の16日の日にオープンをいたしまして、それを少年野球さんの方に4試合使っていただいた経緯も確かにございまして、少年野球さんの場合ですと、内野部分のみで、逆にほとんどが守備範囲におさまってしまうという距離でございまして、芝生面での使用というのが、正直申しましてほとんど見当たらなかったというのもございまして。

それから、今現在生えかけておる芝もございまして、大人の方に使用ということになってまいりますと、大変競技人口が多うございまして、正直申しまして完全整備に至ります自信が私どもの方といたしましても持ち得ないというのもございまして、その辺球場の実情を御勘案いただきまして、御勘弁いただきたいなというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） せっかく高い市民の税金を使ってつくったものを国体、国体ということで、もうその前にはまともに使わせもしないというのも、ちょっとおかしな話ですね、実際問題。これは運用の中身になりますけどね。そんなに長いこと芝生、芝生で、そのリハーサルの前に使わないで養生、養生ということだけで傷まないようにとかいうことじゃ、僕はちゃんと専門家入れて管理すれば、そんなことないと思いますよ。現実にごの間サッカー球場を見てきましたけども、そんなにその使用についても——もちろん毎日使ってませんけども、その整備は十分ものの1週間もあればできておりますし、そんなに難しいことはありませんよ。私はちょっと今おっしゃる——私も素人ですけども、前川君も恐らくその点に関しては素人やと思うんで、素人同士の論議というのは余り話にならんとお思いますけども、まあ常識的に言うて、今6月でしょう。これから7月、8月ですね、いっぱい使わさずにずっと置いとくというのは、せっかく宝の持ち腐れというんですか、それでは非常に残念ですね

私は市長、つくったものですから、できるだけその方の専門家も入れて、やっぱり市民に、例えばリハーサルが始まる1週間前、これはひとつ我慢してくれとか言うんならわかりますけどね、ずうっと我慢してくれというようなやり方は、できるだけ避けるべきだと。大理石を敷き詰めて、何かとがった靴履いてあそこ歩いたら傷つくとかいうんでもありませんしね、できるだけ市民の希望に応じて使えるように、せっかくつくった施設ですから、私はやるべきだと、使用に供するべきだと思います。

それと2時間という規定も、余りきちっと——朝、賢く10時ごろというて9時ごろ行ってやればいいのかなと思いますけども、余り難しく——基本は2時間にしても、市民が使うのに、市長も練習というんですか、ウォーミングアップが不十分でけがをするというようなことになりますといふことないと思うんで、スポーツの専門家、相撲やいろいろ皆さんおられますけども、事前の練習が大事やというふうに私も何回か聞いておりますので、そういう点はひとつ運用面について考えていただきたいなというふうに思うんですが、そういった点、できるだけ市民が、特に大体若い人たちですから、使いやすいように費用の面でも実際の面でも考えていただきたいなと思うんですけども、その点最後にひとつ市長に御答弁願います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 国体との関連の使用期間の問題でございますけれども、何分天然芝の球場というのは初めてでございますして、事前のいろんな情報等の範囲でいろいろ計画をしているわけでございますけれども、支障のない範囲でできるだけ短期間、閉鎖期間というか使用制限する期間が短いに越したことはないというふうに思いますので、また専門家の意見も十分お聞きをして、そのあたりの設定をしていきたいというふうに思います。

それから、時間帯設定につきましては、大体2時間というところが各市多いわけございまして、それに倣っております。これはまた開放してみても、いろいろのその辺のデータも含めて統計的にとって、それでうまくいけばよろしいし、何か支障があるとすれば、またその時点で検討を加えさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

〔林 治君「議長、あと1つ要望だけ」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） そういう点で、あと隣の施設のこと、今論議するわけにいかんと思うんで、できるだけ隣の施設のことについて、どういうふうな状況で進めるのか、いつから使えるようになるのか、これもなみはや国体云々ということがありますけれども、泉南市にある施設ですから、できるだけ泉南市の市民が使いやすいように考えていただきたいんですけども、ちょっと情報を我々の方にも提供していただきたいと。現時点でわかってる点についても、あればまたひとつそのことをお願いしたいと思えます。

議長（島原正嗣君） 巴里君。

14番（巴里英一君） ちょっとお尋ねいたしますが、こういうスポーツ公園あるいは公園、そして総合福祉センターとか、今後公用施設がたくさんつくられていくわけですね。そのためには、維持管理費というのは相当な経費がかかろうかと思われま。何とか維持管理方法のスリム化といいますが、統一的管理方法というものを考えていかなきゃならないんじゃないかなというふうに私は思うところであります。個々ばらばらでやると、かなり人員配置も含めて人員増を招かざるを得ない。そういった中では、行政改革の中におけるせめてできる部分ということでは、そういったこと

が大事じゃなからうかと思えます。

その点で、ただ単にこの条例制定してこういう形で貸すといいですか、使用してもらおうというだけでなしに、例えば維持管理が先ほど聞いておりますと具体的な数字が出てません。これ、何ぼかかるかわからないということなんでしょうね、多分。しかし、最低少なくとも2人なら2人の張りつけが要るということになると、これだけに2人張りつけるといったら大変なロスになるとかね、一部に張りつけるとロスになると。どっかと総合的にやって、そこへ何名かを1つの室といいですか、そういう課をつくってそこで張りつけていくという方法を何とか考えられないものか。

これは何もこのグラウンドだけじゃなしに、あらゆるものを含めて考える方法を実は検討してもらいたいなど。これを機会にひとつそれを考えておられるのかどうかということ。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 施設の管理につきましては、先ほどもちょっと質疑もあったんですけども、我々としても今後いろいろ施設がふえてくる中で、個々それぞれで管理をしていくということは、非常に大変じゃないかなというふうに思っております。この球場も当面国体の用に供するということがございますけれども、終われば一般の施設として使うわけですので、その辺の時期をめどに先ほど御提案のあった一定の公社的な管理方法といいですか、そういったものも含めまして、どういう管理が最も効率的にいくのかということを検討していきたいというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 巴里君。

14番（巴里英一君） 今おっしゃっているのは、この管理だけの形での答えなのか、それとも総合的に管理体制を考えていくということなのか。これ、三千数百万円になりますけども、これだけじゃなしに、これは年々、人件費の増とともに上がってきますね。これだけじゃなしに、すべてのものをどっかで1つにまとめて、ある部分でできないのかというものを考えるのかということです。私の考え方は、スポーツ公園という考え方をするんですが、この場合は国体に使うグラウンドですから、このグラウンドだけを管理するということがなしに、すべてを1つのものにできないか、あるいはそういう方法がないものか。そういうところを考えながら、できるだけ経費の節減を図ることによって、利用者に対して還元していくと、

あるいは市民に還元していくことを考えられないかということなんです。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 今、巴里議員がおっしゃられましたように、単体の施設だけの管理ということではなくて、いろんな施設が立ち上がってまいりますので、そういうものを全体を含めまして、トータルで管理する方法がないのかどうかということを含めまして、最も効率的な方法を考えたいということでございます。

議長（島原正嗣君） 巴里君。

14番（巴里英一君） その場合、市が直営で管理する場合と他の方法で管理する場合ということもあると思うんですね。その場合の考え方の中で、三セク方式がよく行われます。そういう方法も視野に入れてのお考えなのか、これを最後にお聞かせいただきたい。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま巴里議員の方が御提案のありましたそういう第三セクターも含めまして、全般的にどういう形が最も効率的になるのかという検討をしていきたいと考えております。

議長（島原正嗣君） ほかに。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。———小山君。

8番（小山広明君） 議案第3号の市民球場の設置及び管理に関する条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

使用料というのが条例の中の大きな柱でございますが、当然これを決める場合には、維持管理費などが中心に検討されるべきでありますし、結果的にそれをどう決めるかは別として、その背景になるのは、維持管理費でありますし、建設に伴う起債の償還などさまざまな問題を通して、そしてその結果出されました使用料につきましては、一般会計からの繰り入れも当然起こるわけでありまして、その辺の数字をきちっと出して市民の理解を得て、私は提案されるべきだと思います。全く他市の例を引いて決めたということに私は尽きると思うわけでありまして、このような決め方こそ、私は財政という問題を無視した議案の提案ではないかと思っております。これだけ財政もが社会問題化しておるときに、この使用料の決定に当たって、財政の面からきちっとした説明がないのは、いささか問題であります。その

ような意味から、この議案は問題があると私は思うわけでありませう。

また、市長が常々言っております市外と市内の1つの格差是正というのは、病院問題では議論されましたけれども、やはり病院の問題にしても、新しく条例をつくる時には見直そうというある意味で後向きな状況でありますから、泉南市が今回初めてこういう条例を出すときに、私はそのことは十分反映をして、そのことをバネに泉南市に大変不自由をしております市民病院の一日も早い格差是正に、私はこの条例を使ういいチャンスではなかったのかなと、そのことを思うとき、大変残念であります。

また、議論の中でも、市民が果たしてこれだけの高規格の設備を今後十分使いこなせるのかどうか、そのことも心配でありますし、国体ということが市民の普通の感覚から離れて、高レベルな一部のすぐれた選手のための施設になっては、私は国体という精神そのものが泣くといえますか、そぐわないと思うわけでありませう。もっと普通の市民が気楽にスポーツに親しめる施設をもっと地道につくっていく必要がありますし、国体が本来求めるのは、そのような施設であるはずであります。国体のために特別な予算が出されておられないわけでありませうけれども、それは従来ある施設を使いなさい、裏を返せば、そのためには一切国の補助はしないよということでありますから、そういうようなことに無批判に乗って行う行政のあり方は、市民不在の市政であると言わざるを得ない、そのような批判をもって反対の討論にさしていただきたいと思ひます。

議長（島原正嗣君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 賛成多数であります。よって議案第3号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第4号 泉南市立老人集会場設置並びに管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔 議案書朗読 〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第4号、泉南市立老人集会所設置並びに管理条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

提案の理由は、新しく上村老人集会所が竣工したことにより、泉南市立老人集会所設置並びに管理条例の一部を改正する必要から提案するものでございまして、203ページに記載しておりますとおり、泉南市立老人集会所設置並びに管理条例の第2条の表中、泉南市立一丘老人集会所の項の次に、「泉南市立上村老人集会所 泉南市新家1781番地の3」を加えようとするものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

8番（小山広明君） 泉南市は老人集会所がある意味で大変充実をしておると言われておるわけなんですけど、この施設を今後どういう形で運営、利用していくのか。各施設にかなり、一番密度濃くあるんじゃないかなと思うんですが、ここの管理規定などには、老人が主体に使うということが主要になっておるわけなんですけど、もう少し地域全体のコミュニティーといふんか、子供からすべての人がここへ集まって、地域の施設として広く使われていく必要があるんじゃないかと思うんですが、今回の提案されました集会所で大体終わりなんではないでしょうかね、これで。そういうことで、この施設を十分使って、新しい施設をどんどんつくるといふよりも、こういう施設が果たして必ずしも十分に地域には広く活用されておらない面も私はあるんじゃないかと思うんですが、そういう点で老人集会所の名前はこうでありますけども、もっと広い、公民館をもっと広げたような広い使い方が必要じゃないかなといふのを常々私は思っておりますが、この老人集会所の今後の利用の仕方、使い方について、お考えがあればお示しをしておいていただきたい。

それから、この後、老人集会所といふのはどれぐらいつくろうとする課

題があるのか、その辺もあわせて御答弁いただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） まず、小山議員御質問のこの老人集会場につきまして、どういった形で今後運営していくのかということについて御答弁させていただきます。

この老人集会場につきましては、実は昭和46年から建築に入っておりまして、現在この上村老人集会場を含めると市内に25カ所ございます。そして、当初各地区に集会場というのがございましたので、老人集会場という形で大阪府の補助金をもらうということもありまして、老人集会場あるいは憩の家という形で建築を進めてまいりました。

そして、実際に運営面にいきますと、老人集会場と銘打ってますので、設置条例については、老人集会場といった形で条例の方には規定しておりますけれども、利用の仕方としましては、当然老人の方、これがメインになるわけですが、それ以外に例えば地域の集会的にその施設が使われたりしております。ですから、ある程度その地域の集会場といった性格を持って現在使われているというのが現実でございますので、今後も集会場を建設するにつけては、そういった性格を持たした利用の運営の仕方をしていきたいと、このように思っております。

ただ、メインはやはり老人集会場ということでございますので、老人の方々の活動に寄与するというのが本来の目的であります。そういうことであります。

それと、あと今後の計画ですけれども、現在、健康福祉部の方にも二、三カ所集会場の要望というんですか、それがございます。そして、以前からもその集会場の建設について、用地の面でありますとかそういった面で解決できてない集会場もありますけれども、そういったところについて、これからまた検討を加えていきたいと、このように思っております。

以上です。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 地域の中にバランスよく公共施設を配置していくということで、名前はそういう補助金をもらう関係からというところが私は強いんじゃないかと思うんですが、やっぱり公民館なりこういう老人集会場を泉南の中で距離的にもバランスよく配置しながら、老人だけが寄るとい

うのは余り好ましくないわけですから、老人集会場の横に保育所なり、また障害者のいろんな施設なり建て、もっと施設を利用する方がいろんな人と交流をしていくことが大事ですので、そういう点ではひとつ公民館も含めて、泉南市の公共施設の市民の利用の仕方については、一遍検討する必要があるんじゃないかなと、そういうことを思っておりますので、その辺ではどうでしょうかね。そういうことは検討してやっておるのか、やっぱり補助金という窓口があるから、少しダブっても老人集会場を建てていくということになっておるのではないかなと思うので、その辺はもう少しまとめた計画的な配置運営が必要だと思うので、その辺は検討したことがあるのかどうか。検討しておるのであれば、その辺の趣旨みたいなことは示していただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 老人集会場の利用方法というんですけども、先ほども健康福祉部長の方から御答弁いたしましたとおり、私どもは今現在でも地域の方が十分利用できるような施設ということで、設置条例では老人集会場という形で、一定優先的に老人が利用するという形になっておるんですけども、その地域地域において老人の利用状態も勘案した関係上で、地域の人に十分そういうコミュニティーセンター的な施設やということで、私どもも今現在も利用してもらっている状況でございます。

これからもそういう施設を、地域地域に合ったそういう公民館的な利用もやっていきたいと。しかし、一定基本が老人というような形のもんを念頭に置かんといかないんじゃないかと、かように思っております。これからも広く地域の人に利用していただくという形で施設の利用を図ってまいりたいと、かように思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

〔小山広明君「最後に1つ」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） だから、例えば例えば公民館がある近くに老人集会場を建ててほしいというような要望が出た場合には、むしろ公民館を老人集会場としても使えるように考えていくとかね、単に名前とか補助金にこだわってやるというのは、やっぱりどっかでむだが起こりますから、空き教室の問題もいろいろ出てきますから、やっぱり公共施設は広い意味ですべ

ての人がそこは自由に使えるということが僕は大事だと思うので、老人は老人、子供は子供、障害者は障害者と分けるというよりも、一緒に使うということか大事なんで、そういう意味で施設管理というんか、施設設置を考えていただきたいなど。意見だけにしておきます。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） 全市内に25カ所老人集会場がある。これから高齢化社会に向けて、ますます需要が高まるであろうと。ハード面だけではなくて、あとこの老人集会場の老人の皆さんの要望にこたえた運用の仕方、ソフト面のあり方の検討等も、これから福祉事務所等で十分に検討して、ほんとに意義ある使用をしていくということが必要ではないかというふうに思います。

老人の方のみならず、非常に幅広い多くの皆さんが地域のコミュニティーセンター的な利用をされているということで、同時に得がたい施設でもある。この点では、他市に比べても一定評価できる点ではないだろうかというふうに思うんですが、ただ地域的に旧地域では従来から用地があるということで、その用地があれば市の費用で建設をします。それから、大きな住宅地域については、これは開発指導の中へそういうものを協力施設としてつくらしていくということであるわけですが、ただミニ開発の地域ですね、これが今はさまになっているわけです。こういう地域につくられないかといいますと、つくれるわけですね、集会場に係る開発者協力寄附金をとっているわけですから。

ただ、市の姿勢が従来からこの点では非常にかたくなで、用地がなければ建設ができないと、こういうことで、ところがミニ開発のところは、そういう用地提供等業者にさすこともできませんし、しかし個々の家庭では、住宅を分譲されるときに、そういう開発者協力寄附金を含んで一定高い物件を購入しているわけです。既にお金を出しているわけですね。そういうところは、ひとつ具体的に今後用地も含めて検討していく、あるいは公園等をつくる場合には、そういう用地を砂川方式といいますか、砂川では既にそういうこともやっておられるわけですが、若干買い足しをして用地に充てるとか、そういうやり方を——砂川ではできておりませんが、そういうやり方をとっていかれる、こういうことがやっぱり必要ではないか。せつかく負担金を払っておられる、そして高齢化社会に向けてますます需

要が高まってくる、にもかかわらず施策のらち外に置かれて首を長くして待っておられる、こういう人たちのためにひとつ考えていかなければならないのではないかというふうに思うんですが、その点の基本についてはどうでしょうか。

議長（島原正嗣君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） この老人集会場につきましては、以前から計画がございまして、用地につきましては一定地元の方をお願いしまして、建設費につきましては市の方で建設していくという方針がございました。この方針につきましては、従来から続けてきてるわけございまして、当面この方向で我々としては老人集会場については建設していきたいと、このように思っております。

以上です。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） 今の答弁でよろしいですか、理事者。何回か私は、そういう答弁ではなくて、もう切りかえる時期だと。用地がないから、求められないから、つくられない地域もたくさん出てきていると。そういうところのために、そういう用地がなければ建てないという方向については、一定充足をした段階で区切りをつけて考えていきたい、そのためにも開発者協力寄附金のたまっている運用を考えていきたいという答弁はいただいでるわけですね。どこで踏ん切りをつけるかという、むしろそういう問題であり、そういう時期なんです、今ね。開発者協力寄附金、大体どれぐらい集まっていますか。どれだけ蓄積されていますか。そういう目的のために、新しく家を求めてこられた方も納得ずくでそういうお金を払っておられるわけですから、市の方へ。開発者協力寄附金を払っておられるわけですからね、中身がわかって。業者を通じて納めてるわけでしょう。

〔和気 豊君「これはもう辻さんの時代やで、話は。同じようなこと言うとなったらあかんが。辻 勇作さんが福祉事務所長のときの話やで」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 集会場の位置づけがいろいろあるんですけれども、今議題になっているのが老人集会場ということなんですけれども、その他の開発者でつくっていただいたものは、集会場ということで移管をいただい

てる分はございます。それから、開発協力寄附金の中で集会場の応分の負担という形で、私それを創設した者でございますんで、中身はよくわかってるんですが、当時の要綱では50戸以下ですね。これについて金銭換算でいただいておりますということがございましたから、それはプールしております。これは老人集会場とは若干性格が違うんですけども、名称は別にして、そういうコミュニティー施設に使うという形でいただいております。その積算根拠として、用地費、それから建設費のある一定割合を計算しましていただいております。したがって、その趣旨からいいますと、用地確保も含めて可能ということでございます。

従来からもいろいろ御相談もいただいております。ただ、用地についてはかなり膨大な費用もかかりますし、それから規模、場所、内容もいろいろありますので、それは今後そういう具体的な御相談なり御要望という中で、そういう最も適した場所があるかどうかの判断も含めて個別に検討をしてみたいと考えております。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） 私はあえて老人集会場というふうに言ったのは、老人人口が50人以上充足しておれば、府から補助金をもらって建てた方が、単に一般的な集会場よりも市の支出を少なくして済むと。300万円なり補助金がもらえるわけですからね。当初は1小学校区と言っていましたけれども、そういう規定も外れて、老人人口が50人以上一定充足すれば、府から補助が出て老人集会場の建設に当たれる、こういうことですから、その妙味を発揮していただきたいなということで、あえて老人集会場というふうに言っている。名前はどうでもええわけです。これはむしろ市が考えていただかなければならないことであってね。

そういうことで、既に額的にも1億を超える額が集まっています。まさにお年寄りのこういう施設の需要、皆がたまって楽しく集える場所、そこから創造的な老後の社会生活のあり方が検討されていくであろうこういう施設ですね。非常に重要な施設であろうというふうに思うんです。そういう点でこれがまさに宝の持ち腐れにならないように、有効適切に使用されるように、ひとつ具体的に要望がある地域も二、三あるようでありますから、ひとつ具体的に辻さんの福祉事務所長のときに、その辺ひとつ踏ん切りをつけて検討をすると。用地についても、回せるような額がくれば回して

いきたいんだと。できるだけたくさんつくりたいということで、用地まで一緒に購入してしまうと数が限定されるからということで、それはよくわかるんですが、今非常に用地も求めやすくなっている。低廉化されてきているという状況の中で、ひとつ踏ん切りをつける時期ではないだろうかというふうに思うんですが、その点最後に市長からよろしくお願いします。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 従来からそういうスタンスであるのはおります。目的的に別途積み立てもいたしておりますので、それはやはりいただいた趣旨からすれば、できるだけ早く還元するというのがその本旨でございますので、今後そういう具体事例が出てまいりましたら、真剣に検討したいというふうに思っております。

議長（島原正嗣君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第8、議案第5号 泉南市立駐車場条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案5号、泉南市立駐車場条例の制定について御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、泉南市における地域住民の自動車利用の利便を図り、生活環境の改善を推進する目的のため本条例を提案し、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございま

す。

内容につきましては、議案書の207ページから209ページに記載しておりますが、主なものといたしましては、第1条に駐車場の設置、第2条に名称及び位置、第3条に使用資格の要件を定めております。それから、第7条では使用料を定めております。また、第15条におきましては、管理委託ということで公共的団体に委託できると定めております。

なお、本条例の施行は、公布の日からということになっております。

以上、甚だ簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——成田君。

21番（成田政彦君） 市営駐車場の条例ができることですら、そのこと自体は別に問題ないんですけど、少しお伺いしたいことがありますので、よろしくをお願いします。

1つは、第2条に3カ所の駐車場が設定されとるんですけど、これは各駐車台数は何台でそれぞれの駐車場の全面積を教えてください。

それから、これ以外に同和地域では市営駐車場というものは漏れてないのか。それから、2,500円の料金設定はどのようにして決められたのか。それから、委託業務先となるのか、この委託業務先は一体どこにされるのか。それから、ここに正確に「公共的団体に委託する」というのは、市が想定する公共的団体というの、一体どういう団体を想定して考えられるのか。

以上、お伺いしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 大浦同和对策部長。

同和对策部長（大浦敏紀君） 成田議員の質問にお答えさしていただきたいと思っております。

まず、第2条の駐車場の名称及び位置ということで明記しております3カ所でございます。

まず、第1の芝手駐車場につきましては17台、鳥淵駐車場につきましては22台、宮本駐車場につきましては37台、計76台でございます。

敷地面積につきましては、芝手駐車場につきましては78 79平米でございます。鳥淵駐車場につきましては72 63平米でございます。宮

本駐車場につきましては90 37平米でございます。

次に、どこの公共団体に委託するのかという御質問でございますが、我々市として考えております公共団体とは、泉南市同和事業促進協議会ということで考えております。

それと、2,500円の根拠でございますが、駐車場の使用、現在に至りました駐車場の設置状況、並びに市営住宅等の家賃、並びに周辺の駐車場料金等を勘案いたしまして金額を決定いたしました。

それと、ほかに駐車場がないのかということでございますが、市といたしまして現在駐車場条例でお願いいたしております駐車場につきましては3カ所ということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 他に駐車場はないかということについて、市営駐車場ですからね、市が公費を使って設置した駐車場ですから、鳴滝地区にはこの3カ所以外に市が公費を出して駐車場をつくって、それが市営駐車場でないと言うならおかしい話なんですけど、そういう駐車場はないのかと。この3カ所以外に市民がね……。それをちょっと。

議長（島原正嗣君） 大浦同和对策部長。

同和对策部長（大浦敏紀君） 現状からいきますと、駐車場という形では、市営前畑駐車場がございました。現状から見ますと、利用している方々が、市営前畑駐車場につきましては当該団地住民がほとんど住宅用駐車場という形で附帯の一部という観点に基づきまして、地域住民から強い要望もございまして、駐車場としての位置づけている現状からかんがみまして、公有財産規則第14条に基づきます当該財産を所管がえという形で、事業部の方に移管している状況でございます。その1カ所が市営住宅として一部利用をしていたということでございます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 住宅に付随しとる駐車場については、要するに条例の範疇にないと、管轄が違ふと。それは後でまた十分論議したい問題ですけど、もう一遍お伺いしたいんですけど、各駐車場の場合、3カ所の場合、1台にするとばらつきが、芝手だったら1台につき46平米、鳥淵だったら1台につき32平米、宮本だったら1台につき2 53平米、ごっつい

平米数——これは多分進路、いわゆる道路も入れてやろうと僕は思いますわ。鳴滝の駐車場の場合、1台について縦横大体何メートルとして、芝手、鳥淵、宮本は1台について大体横と縦はどういうふうにメートル数を計算されとるのか。

それから、料金設定なんですけど、例えば市営住宅は1,050円やと。そうですね。それで、あと近傍の駐車場の料金というのは、具体的に幾らなんですか。理由に挙げとるでしょう。設置状況についても、状況はどうなっとるんですか。近傍、例えば鳴滝地域にある民間駐車場は、ガレージつきで幾らとか、例えば平地で幾らだとか、それから公営の府営住宅は幾らだとか、そういう具体的なもんを出されないと、この2,500円という設定というのは、ちょっと我々はわからないと思うんですけど、その点ちょっと明確にしたいんです。

それから、委託業務ということになっとるんですけど、市同促ということはわかりました。そうすると、お伺いしたいのは、これ委託料を払う——これは多分委託料を払うと思うんですわ。多分委託契約があるでしょう。多分委託するということは、委託契約、市長という明確な契約書を結んで、例えば2,500円の中で1台につき市同促に幾ら払っとるんですか。2,500円の中から幾ら委託料を払うんですか、これ。まだ決まってないからね、払うのか、ちょっと教えて。

議長（島原正嗣君） 大浦同和対策部長。

同和対策部長（大浦敏紀君） まず、先ほど申し上げました公共団体については、先ほど申しましたとおりでございます。

委託につきましては、月額で考えております。（成田政彦君「幾らや」と呼ぶ）金額につきましては、月額15万というように考えております。（成田政彦君「1台につき幾らと聞いているんや」と呼ぶ）1台では考えておりません。

次に、台数のばらつきでございますが、駐車場の位置図、位置等の関係、菱形とか正四角形とかいう部分もございます。そういう部分から勘案さしていただきまして、1台何平米ということは、その場所場所によって異なりますので、一概には自動車がとまれる場所はどれぐらいかということはお答えできないということでございます。ただし、芝手駐車場、鳴滝解放会館の裏にございます駐車場につきましては、管理をという形で公用車の

スペースを設けております。この台数につきましては、10台程度を公用車スペース、管理用の方のスペースというように考えて、その部分についてはあけて置いております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） さっき言うた近隣の駐車料金と、それから設置状況をもうちょっと詳しく教えて。府営住宅は幾らかということね。そういうことを勘案して決めたんでしょう。鳴滝の市営住宅が1,050円というのはよくわかります、安いということ。それ以外のことですよ。

議長（島原正嗣君） 根来同和対策部企画調整課長。

同和対策部企画調整課長（根来育文君） 成田議員の御質問にお答えさせていただきます。

近隣の駐車場料金でございますが、府営住宅で5,000円、一丘公団で6,200円、付近住民の民間の駐車場で6,000円から8,000円と聞き及んでおります。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 鳴滝周辺の近隣はよくわかりました。府営住宅で5,000円、公団は正確に言うと六千三百幾らなんですわ、1台。民間が6,000円から8,000円ですね。先ほど言いました芝手、鳥淵、宮本の1台について幾らの平米をとっとるか、これは法的根拠があるんでしょう、駐車場をつくるときは。公団ではこうなっとるんですよ。公団では5メートル掛ける5という、これは公団は5メートルの5という規格で全部やっとるんですよ、ずうっと。そしたら、うちの市営の芝手、鳥淵、宮本というのは、46からでたらめやっとるわけ、もうまちまちで。どうやってとっとる。1台につき幾らの面積とっとるの。正確に、これはわかっとるはずや、こんなのは。法律に基づいて絶対許可するんやもん。こんなん。わかっとるはずや。言えんということないで。進入路は幾らときちっと出しなさいよ、そんなもん。

議長（島原正嗣君） 根来同和対策部企画調整課長。

同和対策部企画調整課長（根来育文君） 御答弁申し上げます。

1台について15平方メートルと。1区画横が5メートル、縦5メ

ーターで15平方メートルとなっております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 芝手の17台のうち10台は公用車ということ。これはプラス10台で27台あるということ、実際のスペースは。実際27あるんやね。10台はただで使っとるのがあるということですか、これ、公用車として。ただや。ただで使っとるのがあるんやね。そういうことですか。（巴里英一君「訪問客用や」と呼ぶ）いや、我々の団地は訪問客もないわ。何を言うとんねん。

そうすると、先ほどの近傍の値段が5,000円、6,500円。例えば鳥淵に対しては、一体市がこの駐車場を建設するに当たって幾らのお金をつぎ込んだかということ約2億6,000万。2億6,000万で22台、これについて大体1,000万ですわな。そうすると、市の場合は駐車料金の設定については、建設単価なんか一切考えないと。もうそんなこと考えないと。（小山広明君「市民球場と一緒にないか」と呼ぶ。巴里英一君「球場と同じ感覚やで」と呼ぶ）

いや、よく聞きなさいよ。公共的性格のある、例えば一丘の公団の場合、23年前に駐車場ができました。そのとき駐車料金は2,000円でした。一丘の場合は、年間300円ぐらい上がっていて、23年間で大体6,000円ですわ。10年間、僕らは改修も何もしないで6,300円今取られとるんですけどね。

しかし、この鳥淵の場合は、今度2,500円ですわね。社会的常識から考えて——僕はいいいですよ。今後、市営駐車場をつくるに当たって鳴滝を基準にすると。今後、市営駐車場をつくるに当たっては、すべて鳴滝を基準にすると。そういう基準にするならいいんですけどね、この料金についてちょっと社会的……、駐車料金を建設費用から近傍——公団も僕らは賛成しないんですけど、近隣の駐車場と比較しとるんです。公団の場合は、近隣の駐車場の平均は、この辺だと5,600円ぐらいと公団は言うとるんですわ。公団はね、公立の駐車場はそういうことを言うとるんですわ。これは社会的に恐らく常識的な線であるうと。市民も納得できる料金だろうと思いますわ。

住宅も1,050円と全く常識外れとるんですけど、2,500円という駐

車料金が果たして近隣の市民の感情から理解されるかどうか、この2,500円がね。これは福祉のためにやっとなのかね、安くするという……。2,500円というのは、どういう理由でやっとなんですか。2,500円をどういう理由で設定したのかね。今後2,500円でいくというなら、また……。ちょっとそれ。

議長（島原正嗣君） 大浦同和対策部長。

同和対策部長（大浦敏紀君） この3カ所の駐車場につきましては、2カ所につきましては従来より建設、使用していただいている駐車場でございます。あとの1カ所については、近年買収並びに駐車場として整備をいたしました。この目的につきましては、地域改善事業並びに福祉厚生環境改善事業の目的等もございまして、周辺等の状況、先ほど申し上げました件を勘案いたしまして決定したものでございます。よろしく御理解をお願い申し上げます。

以上です。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） いや、勘案したいうて、公的住宅のいわゆる府営住宅で5,000円という一定のめどが出てますわね。だから、公共施設ですから大体これを基準にして私は決めるべきだと思いますわ。この5,000円が近隣から見れば、多分5,000円という駐車場というのは、近隣の府営住宅で一番安いんですけど、大体この程度が収入の状況から見たら、私は一番——5,000円というのはこの辺で一番安い、公営住宅では5,000円になってますけど、その点を比較してやるのが普通ではないんですか。またその半分でしょう、これ。同和住宅の値段と逆転しとるんですけどね、半分でしょう、それ。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 料金の件でございますが、おっしゃるとおり前畑府営住宅から見れば半額でございます。1つその利用方法というんですか、運営方法というんですか、まず私どもは府営住宅の関係で聞き及んでいるところでございますが、入居者で利用する方が、何ていいんでしょうか、車の利用組合というんですか、カークラブというような形のもんで、そういう府営住宅で利用できる土地があった場合は、府の方からそういう利用組合的ななにが土地を無償でお借りするという形で、自分らでその駐車場を

設置して、当然維持費的なもんも自分らでやっていくという形で、うちよりも少し高つくのは当然のことかと思っております。

私どものこの駐車場は、先ほど同和対策部長の方からお答えいたしましたとおり、同和対策事業として地域の環境改善を図る目的で設置した事業でありまして、当然私どもとしてもその料金の設定の協議のときに、いろいろ協議したんですけれども、実際これを行うについて、市の方で利益を得るといようなことは、ちょっと好ましくない。自治法的に見ても好ましくないという観点から見て、今の2,500円ということを設定した次第でございます。当然、民間等のことも勘案したんですけれども、今現在2,500円と。

そしてもう1点、これにつきましては、今までの管理方法は一応無償という形で利用してもらってたんですけれども、管理方法にはいろいろな困難な形が生じてきましたので、一定利用する方に料金をいただいて管理体制の強化及び充実を図って、健全な管理体制に持っていきたいという観点からも考えまして、2,500円ということに設定させていただきましたので、ひとつよろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） それと、先ほど言った市同促に月15万で委託される、この根拠は何ですか。委託にされる、この月15万の根拠は、どういう根拠に基づいてこの15万は支払われるんですか。この15万の根拠は。

議長（島原正嗣君） 大浦同和対策部長。

同和対策部長（大浦敏紀君） まず、根拠でございますが、3駐車場につきましては、清掃及び駐車場の不法駐車の監視等々ございます。それと、事務的な問題でございますが、使用目的に伴う申請とかいろいろな事務手続を行っていただきたいということで、この料金につきましては、毎日のように来ていただきまして、そういう周辺の美化ということも必要ではなからうかという観点に立ちまして、決定をいたしましたということでございます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） それならば、明確な市同促との間に多分委託業務契約を結ぶと思うんですわ。多分、委託業務の中にそういうことが明確に入って、15万円というのは、それは言葉ではないですわな。ちゃんあるんですな、それは。明確に市同促と泉南市の協定があって、そこにはこうい

うことがあると。今言うたことは全部、台数とかお金とか全部なっとるんでしょうな。それをちゃんとして。後で出しなさいよ。

議長（島原正嗣君） 大浦同和対策部長。

同和対策部長（大浦敏紀君） 駐車場の業務依頼につきましては、当条例が可決後、我々といたしましては、ただいま申し上げました文面も勘案してお願いをいたしたい、こういうように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） そしたら、それは後でこの条例が通った場合、契約書を当然結ぶんですから、それは出してください、ちゃんと。

それから、先ほど前畑市営住宅に附属する分は、市立駐車場とは違うふうに扱うんだと言ったんですけど、それは具体的には値段設定、例えば市営住宅に付随した駐車場については、値段設定はどういうふうに考えられるのか。例えば2,500円なんて値段だったら、市営住宅は1,050円ですから逆転しますわな、これ。こんなおかしいことはないはずであって、きちっとそのことはやられるんですか。ただなのか。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 市営住宅の駐車場の関係でございますけれども、現在前畑と宮本住宅の中には、一部市営住宅敷地を利用して駐車スペースを設けておるところがございます。ただ、現在入居者の方々にフリーに使っていただいているというのが実情でございます。

今後の予定でございますけれども、現在、市営駐車場条例が提案しているわけでございますけれども、私ども住宅を管理している者といたしましては、現在残事業の工事を行っております。その関係で、今住宅敷地のあいたスペース、駐車スペースをつくっておりますけれども、工事の関係でそれをある程度使う場合がございますので、その辺で特定した方に使っていただくということまでは、まだ今のところ至っておりません。その残事業が終わった段階でその辺の整理をいたしまして、当然有料になるか無料になるかということも議論しなきゃならないわけでございますけれども、工事が終わった段階でその辺の整理をしたいと。一定の整理をして、入居者の方々に供用したいというふうに考えております。各市の状況を見ましても、料金を取っているところと取っていないところまちまちでございま

すので、今後もその辺も十分調査研究をしまいたいと思っております。

以上です。

議長（島原正嗣君） 成田君。

2 1 番（成田政彦君） ちょっとさっき聞くのを忘れたんですけど、前畑の市営住宅には現在何台の駐車場があるんですか。ただでとめとる台数、宮本も含めてただでとめとる人は何台——何台駐車場あるんですか。ちょっとそれを聞きたい。

議長（島原正嗣君） 中谷事業部長。

事業部長（中谷 弘君） 平成 8 年 6 月の現況でございますけれども、前畑で 1 1 7 台、今同対部長の方から御答弁いたしました若松湯の前の行政財産の引き継ぎの関係も含めてでございます。それと宮本では 3 9 台でございます。現在、A 棟の建設工事を行っておりますけれども、それらがすべて完成した場合、もう少し台数がふえるというふうに考えておりますけれども、その段階というんですかね、増築棟の建設が終わった段階できちっと整理をしたいというふうに考えております。

議長（島原正嗣君） 質問者、相当回数が過ぎてますから、ちょっと御配慮して……。成田君。

2 1 番（成田政彦君） いやあ、驚きでしたな。ただの駐車場が 1 5 6 台あると。なるほどなあ、こんだけあるわけですか、ただの駐車場が。議長に言われましたが、ひとつこれはもう一遍聞きたいんですけど、まず駐車料金 2, 5 0 0 円の問題の設定なんですけど、私はやっぱり近隣の公共施設、公団とか府営住宅の、それが全部正しいとは言いませんけど、そういう値段も勘案して駐車料金は設定すべきじゃないかと私は思います。やっぱり建設——別に市役所は民間会社でないんですけど、やはり高価な建設費をかけて、回収は当然できないだろうと思うんですけど、やっぱりそういう点では市民からも納得いけるような、そういう駐車料金を私は設定すべきではないかと思うんです。

それから、さっきの市営住宅の駐車料金、1 5 6 台もただでとめられとるんですけど、これもやはり住宅が 1, 0 5 0 円で駐車料金ただやと。どう考えてもこんな納得できませんからね、これについては適正に市民に納得できる形で、料金については考えるべきだと思いますわ。

それから、最後ですけど、鳴滝の駐車料金は 2, 5 0 0 円ですわな。将来、

できるかどうかは別として市営駐車場を設定する場合は、この鳴滝の2,500円を参考にして値段を設定されるのか、それだけ最後にちょっとお伺いしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） まず、1点目の2,500円の設定の件ですけども、先ほども申し上げたとおり、今までは無償という形でだれでも利用できるような形で運営いたしましたんですけども、これには非常に困難を起こしたものでありますので、利用していただく方から料金をいただいてやっていきたいという、まずそういう基本に立って2,500円というのも設定したところでございますので、御理解のほどひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

そしてもう1点、住宅の駐車場の件ですけども、今後の方向といたしましては、先ほども少し事業部長の方からお答えさしてもらったとおり、今現在、住宅の改修をやっております。その進捗を見ながら、有料化も含めまして検討していきたいと、かように思っております。

そして、3点目のこれから別の駐車場の料金設定は、これを基準にするのか、2,500円を基準にするのかという質問ですけども、これは一定設置目的によって決めていきたいと、かように思います。一概にこの2,500円を基準ということじゃなくて、設置する目的に応じて料金設定をしていきたいと、かように思っているところでございますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思います。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 最後の設置目的によって、そんなおかしい答弁ありますかな。そんなん納得しませんで。ほかのところは設置目的によって8,000円になるなんて、そんなことありますか。低いところに合わせる、2,500円に合わせるなら納得しますけどね。特定の地域は安くて、特定の地域は高いというのはあり得ないでしょう。そんなでたらめあるかいな。納得できんぞ。

議長（島原正嗣君） まあ、余り興奮せんように。それではちょっと精神的に休養してもらうために、午後3時40分まで休憩をいたします。

午後3時 7分 休憩

午後3時44分 再開

議長（島原正嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者どうぞ。———林君。できるだけ簡潔に頼みます。

23番（林 治君） はい、できるだけ簡潔にいたします。

休憩前の論議もありましたので、できるだけ簡潔にしたいと思うんですが、料金問題なんですけどね、逆にいわば設置目的によって決めたもんだと。同和対策事業としてやったということではありますが、同和対策事業そのものですね、今年度で国の施策も打ち切られるわけですね。国としての財政の特別措置法も期限が切れるわけですから、そういった点では全国的にも同和行政そのものが終結に向かっている今、これをさらに今後も残しておくという形ではなしに、むしろ同和行政としてではなしに、一般行政として具体化を図っていくという観点に立って、この問題についても対処していくことが今も大事ではないのか。一般行政への移行を進めるという立場から、私はこの問題に接することが大事ではないかというように思うんです。

そういった点で、さきの上林助役の答弁では全く違いますから、いつまでこういった同和行政を続けていくのかという大きな疑問と、それと行政がこのことを同和事業としてやる上では、いろいろとこれから問題が起こると思うんです。そういった点について、私はお尋ねをしたいというように思います。

それで、この問題に入る前に、去年の12月からいわゆる会費として徴収をされていた費用の問題があります。（巴里英一君「何が関係あるねん」と呼ぶ）関係あるかないかは、これから質問をいたしますので、明らかにしていきたい。

問題は、この条例をつくるまでの間、私が去年の12月に問題を提起して、こういうことは市の土地、市の公有地を使って、個人が、民間が、民間で費用を取ること自身がこれは違法です。そういうことを続けてはいけんじゃないかという私の指摘から条例をつくるという答弁があって、3月につくるというふうに答弁されていたのがおくれて、この6月の条例の提案になったと、こういうふうに関係があって、私はこの間のこの費用の——お金自身ですね。これが今現在幾らになっておって、どういうふうにそれが管理されておるのか、どういうふうにこれが扱われるのか、これが問題だと思うんです。その点まずはっきりして、条例以前にまず当局の

方がこの条例を制定に至る経過として事前に報告すべきことなんでしょうね。それを報告もなしに、ただ条例を提案すればいいというふうに思っておいたら、それはけしからん話です。問題はその点がまず第1点お尋ねします。

それと同時に、今駐車場3つということですが、たしか前畑の市営住宅と府営住宅の間に、敷地続きでなしに道路を隔ててもう1つ駐車場があったように思うんですが、それは一体どうなったのかですね。なぜここに入らないのか。

それが1点と、それからここに出ております、第2条に記されております3つの駐車場ですが、これは先ほどの76台分の駐車場をだれが使うのか。だれとだれが使っているかということについて、これはどういう方法で決めるのか。そのことをお尋ねしたい。まず、その辺からちょっとお尋ねをしておきたい。

議長（島原正嗣君） 大浦同和対策部長。

同和対策部長（大浦敏紀君） まず、1点目の現在までの12月より3月議会等につきまして林議員から御指摘いただいた部分について、御説明をさせていただきますというように考えております。

まず、収入の部分でございますが、現在5,000円掛ける使用台数は22台でございます。掛ける4カ月ということで、46万円の収入があると、その当時泉南市が依頼いたしました運営協議会から御報告がございます。

その件につきまして今後どのように取り扱っていくのかということですが、現時点におきまして行政といたしましては、返還等に向けて強力に話し合いを進め、4月以降については、料金については徴収はしていないという返事をいただいております。

次に、もう1カ所市営住宅につきましては、条例にございます部分以外にほかに1カ所あるのではなからうかという御質問でございますが、先ほど成田議員にもお答えいたしましたように、市営前畑駐車場というのがございます。若松湯の前の駐車場でございます。この件につきましては、先ほども御説明いたしましたように、現状から見ますと、利用している方々がほとんど当該市営団地住民で、団地住宅用附帯設備の一部というように位置づけまして、公有財産規則第14条ということで、これは所管がえでございますが、財産を所管がえをさしていただいて、団地用駐車場というように位置づけをさしていただいたということでございますので、よろし

く御理解のほどをお願いいたします。

あとの件につきましては、課長より答弁させます。

議長（島原正嗣君） 根来同対部企画調整課長。

同和対策部企画調整課長（根来育文君） 林議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、76台の駐車場をだれがどういうふうにして使うのかということでございますが、我々考えておりますのは、応募させていただいて、それからもし台数の利用者がオーバーした場合は抽せんで決めさせていただきたいと、このように考えておりますので、どうかよろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） ちょっと質問にもう少しきちっと答えていただきたいと思うんですが、まず1点目の収入の方ですが、4月以降は料金を取っていないということですね。そういうことですが、それで今46万のお金はだれがどこで持っているんですか。その46万という収入のそのお金が——とにかくこれはただの民間の金と違いますよ。市の土地を貸すということで取った金なんですよ、だれが取ったんか問題ですけども。そのお金自身が今どこにあるのか、収入役の金庫の中にあるのか、そのお金は集めてだれも使ってないのか、何も使ってないのか、そういうことも皆あります。そういうことで、もしか差し引きの帳簿があるんなら、ちゃんとその帳簿に基づいて、そしてその残額はどうなっているのか、こういうことが問題になります。明快にしないと、これは大変ですよ。このお金のことは。まず、そのことをもう少し、いろいろ何回も手を挙げて質問しないと、言わないというんじゃないし、このことについてその後どうなってるかと聞いてるんですから、きちっと全部答えていただきたい。

それから、市営住宅の向かい側と前畑の府営住宅との間に云々の話も、じゃ、あそこに例えばトラックとか含めていろいろありますね。それも皆そういうような市営住宅の駐車場ということになってるのかですね。

それから、使用者をどのようにして選ぶのかということをお聞きしたんですが、そういう点では公募をして、応募者が超過した場合には抽せんを行うということですけど、それは同対部で、市としてやるんですね。そのことが1点と——だからそのこともちゃんと答えてくれないかんね。

どうして決めるんだと言うてるんですから、だれがどのようにして決めるか。その応募資格というものは一体どうなるのかですね。これをきちっと出していただきたいと思うんですよ。

議長（島原正嗣君） 大浦同和対策部長。

同和対策部長（大浦敏紀君） まず、現在までの状況でございますが、鳴滝地区駐車場管理委員会に前回助役が御答弁いたしましたように、収入の部分についてはそちらに保管をしていただいておりますというのが現状でございます。支出につきましては、当行政より管理委員会にお願いいたしましたという関係上、その費用の中より需用費等といたしまして18万9,793円、これが12月の28日まで需用費関係で使っております。残り27万207円につきましては、先ほど申し上げましたように管理委員会で保管をしていただいているというのが現状でございます。

先ほど申し上げました市営前畑駐車場につきましては、すべてが当該団地住民用の駐車場ではございません。運輸企業の方にその一部を前回、現在もお貸ししているという現状でございます。

なお、先ほど同和対策部の調整課長が申し上げました駐車場の利用につきまして、鳥淵地区につきましては、現在今までも先ほど申し上げました件で管理委員会にお願いをいたしましたという関係上、名前というんですか、利用者が決定いたしておりますが、あとの部分については、先ほど課長が申し上げましたように応募によりまして、当然市が責任を持って処理をしまいたいというように考えております。

〔林 治君「ちょっとちゃんと答えてや、どの範囲かと言うてるんやから」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 根来同対部企画課長。

同和対策部企画調整課長（根来育文君） もう1件、補足させていただきます。

資格要件でございますが、この規則の中にもうたっておりますけれども、この3つの駐車場については、泉南市内の同和地区に居住する、住所を有する個人というふうに考えております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 第3条で資格要件というふうにあるんですが、この

規則が出されておらないので、今言われたことがちょっとわからないんですね。1つはね。——先に出ていた。済みません。私は条例と間違っ、部屋へ置いてきたので……。その中に書いてると。

それじゃ、結局これを貸している間は、全部同和地区という指定があって、行政が同和地区と一般地区と分けて、そしていつまでも行政上の差別を残すということになるんですよ。これが私は問題だと言ってるんですよ。普通の値段にして——2,500円でもいいんですよ。先ほど言うたように同和事業だから2,500円というのは正しくないと言ってるんですよ、問題は。泉南市でこれからやる公営の駐車場は全部2,500円だということだったらいんですよ、問題は。同和事業だからそういうふうにすると。そのために同和地区と一般地区という分け方をして、行政が市民を同和地区民と一般地区民というような分け方をして、いつまでも部落差別を残していくということ自身が問題なんですよ、2,500円のために。そんなことで利益を得ようというのが、またこれ間違いなんですね。だから、私はそういうことをなくしていく。一般行政へ移行させる。これが今大事なんで、そういう立場に立てば、そういう設定の仕方はできない。

そこで、具体的にちょっとお尋ねしますが、宮本駐車場の方は、横に市場大発の住宅もありますね。あそこはどうなんですか。全体入るんですか。

議長（島原正嗣君） 大浦同和対策部長。

同和対策部長（大浦敏紀君） 入っておりません。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） そういうふうに入っておるところと入っておらないところが近くでもあると。そういうことが当たり前であることが問題なんですね。そういうことが当たり前だというふうに思っておられる間、差別は残るんですよ。そういうものを早くなくすことが今大事なんですね。

それで、先ほど市が公募して決定したという、それは市長名で公募するんですね。その中に、何か鳥淵の方はもう決まってる云々ということがありますが、それじゃ、それは市の公募の範囲に入らないわけですが、それ自身がおかしいと思います。

それからもう1点、今までのお金はどうなってるかというと、管理委員会です、管理委員会がいつまでも市の公金を、市の公有地を駐車場に仕立てて金取って、何か金使うて、あと残りの金を今も持っていると。こんな事

態おかしいですよ。そんなことをそのままこの条例つくって、今度がしゃがしゃとしてしまうというようなのは、おかしい話なんです。これ、条例つくる前にきちっと始末つけないけませんで、実際問題として。大体からそんな取ったこと自身が問題ですしね、使ったことも問題ですしね。こういうことをすること自身が問題なんです。そこらの行政と私のけじめがつかないところが問題なんです。

そしてもう1点、何か15万円で市同促に委託するということですが、月額15万円。これは月額ということで契約をされるんですか。行政改革、行政改革という人減らせと言われてるときに、またこれで管理人なんかを置くと。何で行政はこのぐらいの程度の方が管理できないですか。職員たくさんおるやないか、それこそ。同対部もおるやないですか。

我々はもう早く同対部そのものをなくして——これは市長に答えてもらわな、同対部長が答えるわけにいかんけども、同対部をなくして、私はあの条例には賛成できませんが、前に少なくとも条例をつくった時点で、同対部だけいまだに残してるといのは、これもおかしい話ですが、きちっとその辺で管理をすればいいわけなんで、新たにそういうふうにもた実質上職員の増加になるようなことをやると。その程度、さっき言った清掃とか不法駐車の監視、それから事務手続、そんなもん難しいことありませんねや、こんなもん、わずかこのぐらいの台数のもんを。公募を市でやって貸し付けしたら、番号決めてやったら、それでちゃんとできるじゃないですか。何でまたそれをやるんですか。わけわからんですよ、これ。同和事業だから特別だというのがおかしいんですよ。

〔林 治君「部長答えられへんことは、答えたらややこしなるぞ」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 大浦同和对策部長。

同和对策部長（大浦敏紀君） 鳥淵の駐車場につきましては、議員御指摘のように12月から3月まで22台分ということで……（林 治君「25台分やで。間違うたらあかんで」と呼ぶ）22台です。（林 治君「5台です」と呼ぶ）——の分で4カ月徴収をいたしております。その金額につきましては、先ほども申し上げましたように、現在確認して、残金については27万207円ということで、私自身確認をいたしております。その取り扱いにつきましては、先ほども御答弁いたしましたように返還を基本と

して考えてまいりたい、こういうように考えております。

次に、先ほど条例の中で御説明いたしました公共団体ということですが、泉南市同和促進協議会に委託するということが、金額につきましては15万ということですが、駐車場3カ所で管理をしていただくということについては、毎日のように見回りも必要でございますし、不法駐車につきましては、それに伴う処置というのにも必要でございますし、また違法に駐車ができないような形というの、やはり取り締まられていただくという形がどうしても必要かと、こういうように思いますので、地区だから管理人を置くとかそういう考えはございません。やはり駐車場というのは、管理が必要であるというように我々は考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 組織の関係で、私の方から御答弁申し上げたいと思います。

同対部の組織の件も以前に当本会議で私の方から御答弁申し上げましたとおり、平成9年度をめぐりに統合を前提にただいま検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 1つ、この管理会云々でお金の問題ですが、あなた方からいただいたものでは、12月から2月までは25名、1カ月12万5,000円入ってるんですよ。だから、22名じゃないんです。22台じゃないんです。だから、22台というふうに言われると、それは後で私はそんな細かい計算は必要ありませんけども、あなた方が言ってる数字と資料をいただいている数字と違いますからね、それは言うときます。

こういうお金をこういう形で使ってきたことも問題ですし、またいまだにそのことについて処理をされてないことも問題です。これは公金にかかわる問題ですから大変です。

それから、もう1点御答弁いただいた点で、今助役は9月云々とか言われましたけども、その前に部長の方から、地区だからということで置くのと違うと言いますが、76台の駐車場で1人まあ言うたら職員的な人を置

いて管理に回ると。それじゃ、今先ほど言いました前畑の市営住宅117台と、それから宮本の市営住宅の39台、計156台について管理人を置いてまんのか。

議長（島原正嗣君） 若野建築課長。

事業部建築課長（若野和敏君） お答えします。

住宅の駐車スペースの駐車場的な管理人としては、特には置いておりません。住宅の管理人として1名置いておりますが。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） だから、その程度でいけますし、そしてまた、住宅の管理人ですけども、1カ月1,050円の家賃がちゃんと納められてませんね。滞納がありますね、ずっと。私はこれ、管理人を置いてそういうようなことで、果たしてまたここで新たな、ほんとに市民みんなが納得できないようなことをやっていくこと自身が問題だと思うんです。

それと、先ほど市営前畑住宅のところで、運輸関係に一部貸しているというふうに部長答弁されたんですが、一般の市営住宅の——ここで言う駐車場は月2,500円で貸すんですが、営業用に貸してるのは、それはただということなんでしょうか。それ、範囲がどの程度分けてるのかですね。それも面積的に一体どうなのかですね。それもちゃんとしてほしいと思いますね。

議長（島原正嗣君） 根来同対部企画調整課長。

同和对策部企画調整課長（根来育文君） 先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

先ほど同対部長が申し上げましたように、前畑駐車場の一部を泉南運輸自動車組合に貸して、使用料を徴収いたしております。その面積はちょっと今把握しておりませんので、なんでしたら、至急面積を御報告させていただきたいと、このように思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

〔林 治君「使用料も言うてくれよ、そこで。何ぼで貸してるか。何度も質問さすなよ」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 大浦同和对策部長。

同和对策部長（大浦敏紀君） 使用料及び面積につきましては、ただいま資

料を持ち合わせておりませんので、後日御報告さしていただきたい、かように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） この駐車場について今お尋ねしてるわけですから、当然この程度のことは出てくるんですよね。最初質問したときも、全部の面積何ぼか言うてるわけですから、ここは私が聞かなかつたら、全部前畑の市営住宅の一般駐車場になってるという認識なんですよ、これ。最初はそういう答弁だった。私が質問したから変わったんですよ、答弁の内容がね。聞かなかつたら、変わってないんですよ。そうやないですか。それ、ちょっとぐあい悪いですよ。余り時間をかけないでいいようにしてもらえませんか、そういう点については。

その点でいえば、私、当初予算書を持ってありますが、当初予算書の中にそれらしき記載というのが実際上ないんですがね、駐車場使用料というのは。今までも何回も予算委員会も決算委員会もやってきましたが、聞いておりませんが、どこに載ってるんでしょうかね。

議長（島原正嗣君） 大浦同和対策部長。

同和対策部長（大浦敏紀君） ただいま資料を取り寄せておりますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 条例の中でその泉南運輸企業組合ですか、どこに載ってるんですか、教えてください。

〔 議 事 中 断 〕

議長（島原正嗣君） 根来同対部企画調整課長。

同和対策部企画調整課長（根来育文君） 貴重な時間をおとりしまして、えらい申しわけございませんでした。

先ほどの内容でございますが、面積といたしましては760平米、月額で3万9,900円と。それと、先ほど私、御答弁で間違いましたので、おわびして訂正さしていただきますが、その使用料じゃなしに、土地建物貸付収入ということで予算書にも掲載さしていただいております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） その土地建物で、建物ありますか、あそこに。貸付

収入で、そんなん貸し付けするというのは、どこで決めてるんですか。決めてる根拠を出してくださいな。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） この土地の貸し付けの根拠ですけども、これも一定、同和対策事業といたしまして地域で泉南運輸自動車協同組合というのを設立しております。そういう関係で、自動車の保有関係は、第一に運送的なものが必要になってこようかと思えます。そういう観点から、私どもはその土地をその自動車運輸組合へ同和施策の一環として貸し付けを行ったものでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） そんなん、そこで話しして済めへん。泉南市は条例やなんかに基づいて行政してるわけやから、どこでどないして貸し付けを決めたんか、それを明らかにしてほしいと言うてるんです。駐車場として貸し付けてへんでしょう、そこは。ちゃんと明らかにしてくださいな。

議長（島原正嗣君） 大浦同和対策部長。

同和対策部長（大浦敏紀君） 契約につきましては、当市と運輸組合の方で契約を交わしております。

以上です。

議長（島原正嗣君） 質問者もわかってると思うんだけども、そこをちょっと整理して行ってください。林君。

23番（林 治君） 質問したことにまともに答えていただけると割と早いんですが……。ちょっとさっきの面積も760平米云々と言われましたけども、あそこを前畑の市営住宅の駐車場に使ってるというからね、じゃ、そうでないんと違うかなという疑問がわいたんです。あなた方の答弁からわいたんです。どれだけの面積があって、そのうち何平米貸して、何平米が市営住宅の方の駐車場として使ってるんだというふうに、答弁するときはそのいうふうに答弁しないと、760平米自身が何の面積のことかもわからないんですね。その辺は議長、ちょっと答弁する側が質問者にちゃんと理解できるように答弁するよう御注意いただきたいというふうに思うんです。

議長（島原正嗣君） 根来同和対策部企画調整課長。

同和対策部企画調整課長（根来育文君） 御質問にお答えさせていただきます。えらい申しわけございませんでした。

1,507平米のうち760平米が先ほど申し上げました運輸組合に貸し付けております。その残りが前畑の市営駐車場というふうに御理解いただきたいと思っておりますので、どうかよろしく御理解賜りますようお願いいたします。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） それじゃ、その後のことは、それでいいわけではないのですが、その契約書もひとつ提出を求めます。

それから、あともう一度確認しますが、市が公募をして地区内で募って、多ければ抽せんて決定する。これは市長名でやる。これは間違いはないですね。そういうように答弁を受けましたから、それ確認をします。ただし、私はそういういつまでも同和事業としてこういうことをずっとこれからこういう形で進めていくこと自身に、いつまでも行政が同和行政を続けていくという点では、差別を残すことになりますから、一日も早くそういうことをなくして、市民だれもが納得できるような一般市政として、一般行政としてこれを進められるように、私はそのことを要望して、今の最後に1つ質問、確認だけしときます。ただし、その確認、言うたことと違うこと言われたら困るで。

議長（島原正嗣君） 大浦同和対策部長。

同和対策部長（大浦敏紀君） 申請者につきましては——駐車場の申請する人、使用する人の申請につきましては、泉南市の御配付しております施行規則の中の3条に明記しておるとおりでございます。

以上です。

〔林 治君「ちゃんと中身を言うてくれよ」と呼ぶ〕

同和対策部長（大浦敏紀君） （続）中身につきましては、「駐車場の使用許可を受けようとする者（以下「申請者」と言う。）は、駐車場使用許可申請書に関係書類を添え、あらかじめ市長に提出しなければならない。」、こういうようにうたわれております。条例施行規則にのっとり、処理をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（島原正嗣君） ほかに。———小山君。

8 番（小山広明君） 駐車場を同和対策事業として設置をして、このような条例が出てきたわけなんです、特に同和事業というのは、大変大きな課題です、なかなか同和地域に住んでおられる人たちと、また同和地域外に住んでおられる人たちの気持ちとといいますか、心がなかなかうまく交流できないということも同和事業の大きな特徴だろうと思うんですね。そういう点では、同和事業というのは大変やりにくいという問題を持っておるだけに、こういう同和事業に絡むいろんな施策については、もう少し行政が十分自信を持って答弁もしてもらいたいし、また運営もしてもらいたい。

このことが間に入って聞いておりますと、何か自信がないような、その問題が同和地域に対する差別観をより助長するようになりはしないかなということ、いつも心配をして聞いとるわけなんです、先ほどの質問の中にも、行政が同和地域を決めとるようなそういう発言もあるんですが、まだ日本には、同和地域でありながらそういう宣言をしなくて、うちはそういう同和施策は要らないということで、同和施策がされてないところがいっぱいあると言われておりますね。それは言うことによって、より大きな差別をその時点で受けるわけですから、そういうしんどい中で部落であるということを宣言をし、そして同和施策、同和事業を受けるわけですからね、その辺はなかなか同和地域に住んでおらなければ理解できない、そういう問題を大きくはらんどるだけに、我々はこのことをほんとに差別の内容、質を十分踏まえた上で、行政としては同和施策をやっていただきたい。

そういう意味では、こういう施策を出す場合には、本当に行政の中で同和問題というものをよく熟知し、よく理解した上で当たっていただきたい、そういう思いを強くいたします。

そういう点で市長、このやりとりを市長もよく聞いておられておわかりと思うんですが、やはり行政側に勉強不足といいますか、十分その辺の対応の甘さがあるということを感じていますが、市長自身はこの同和事業という大変人類の課題的なことについて、改めて決意といいますか、どういう思いで行政の責任者として当たられるか、そこだけを聞いておきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 同和問題の解決は国民的課題であり行政の責務である

という同対審答申を踏まえて、同和対策事業をやってきております。法的な措置については、今年度末で切れるわけでございますけれども、その間特に非常に生活環境改善を中心にやってきたという経緯がございますので、一定の成果はあったというふうに思っております。ただ、まだいろいろその他の部門において、なおまだまだ解決しなければいけない問題もございますので、今後ともそれらが解消できますように最大の努力をしていきたいというふうに思っております。

議論としては、同和対策事業についていろいろあるというのは、賛成の方もおられますし、反対の方もおられるというふうに思いますが、私どもはこの問題を真摯にとらえて、しかも行政の主体性を持ってやるというのが大切だというふうに思っております。したがって、今後ともそういう立場で努力をしてまいりたいというふうに思っております。

議会の答弁のやりとりの中で、御指摘いただきましたように答弁について、もう少し明快に、あるいは質問者の質問の内容に的確に答えるというのは当然でございますけれども、なかなか多岐にわたる面もございますので、即座にという部分でなかなか御指摘いただいたような的確な答弁ができなかった点があったとすれば反省をして、今後そういうことも含めてできるだけ的確な答弁をし、しかも円滑に議会の運営がなされるように、我々としてはしなければいけないというふうに私自身も今感じたところでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 政治の大きな課題は、やっぱり差別の問題とか平等とか平和とか、大きな課題がありますし、心の問題にはなかなか政治は入りにくいという問題を持つと思うんですね。しかし、やっぱり我々は生きていく上においては、心ということが基本になっているんな形が表にあらわれてくるわけで、生活環境が一定改善された、残るのは精神的な心にかかわる部分だと言っても、我々は分けて考えますけれども、実際生活したり実際の歴史の中では一体で進むわけでありますから、形を変えた、そういう心とか精神というものが解決してない限り、形を変えてどこかにあらわれていくわけですから、そういう点ではなかなか行政が取り組む同和施策、それから差別の問題の施策については、ダイレクトに、ストレートにそこに突っ込んで解決するというのは、まずないわけですね。

そういう点では、施策ですからいろんな不十分性も当然あると思いますけれども、そういう議会の議論の中でも、むしろ自信を持って、違う立場で意見を言った場合には、この問題については、ほかの問題もそうですけれども、堂々と議論をする場に、議会もやっぱり議論をする場にこの問題を通して改善してはどうか。一方的に行政が言われっ放しのように私は思うので、その辺は議会本来の姿は、行政も堂々と議論をして、そこで何が本当か、何がいいかということをしていく1つのきっかけにもしていただきたいと思いますということ意見を意見として申し上げて、終わっておきます。

議長（島原正嗣君） 皆さんに申し上げます。時間も大分経過しておりますので、今後の質問については、会議規則に従って打ち切りますから、そういう判断をして質問をしてください。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。
———和気君。

2番（和気 豊君） この条例について、少しわからない点がありますのでお聞きをしたいと思うんですが、委託をするということなんですが、委託の範囲なんですが、市同促に委託をするということなんですが、市同促からまた階段をつけて、段を設けて個人に委託をするということがあるのかどうかですね。

それと、委託を受けた人の身分ですね、これはどういうふうになるのか。例えば行為の禁止とか損害賠償の義務とか、先ほど清掃とか、それから駐車場の賃貸借事務、その程度のことしか言われなかったんですが、例えばこういうことを見つけた場合に、答弁告知しなければならないですね、口頭で。あるいは、さらにそれで言うことを聞かなければ、勧告を文書でする、あるいは命令をします。そして、さらに必要な行政手続にそれを発展させていくということにならなければならないわけですが、いわゆる単なる事務委託と、こういうことですが、しかし、こういうこともこの条項の中には禁止条項として入ってるわけですから、賠償義務を負うという、そのことにかかわってどの程度の方が、委託を受けた方が責任を負うのかですね。その辺ちょっとお教えをいただきたいというふうに思うんです。

議長（島原正嗣君） 大浦同和対策部長。

同和対策部長（大浦敏紀君） まず、駐車場の管理委託でございますが、先ほどから申し上げておりますように、泉南市同和促進協議会に委託をさし

ていただきたい。

委託内容については、条例が施行されました段階から、我々としては先生のおっしゃっている部分も含めて検討して委託してまいりたい、こういうように考えております。

以上です。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） 普通、条例が決まってからというんじゃなくて、そういう必要な部分については、当然予測されることについては、この条例でうたう、あるいは条例で規定できない場合には、さらに施行規則等を設けて、さらに細かい部分については、運用規定等を設けながら処理していく、そういうのが同時提案されるのが普通のあり方だというふうに思うんですが、長いことかかって、既に3月に出すべき条例が6月までおくれた。詳細つまびらかにするためにこれだけの時間をおとりになったわけですから、当然そういう運用のあり方については、同時に提案されるべきが至当であろうというふうに思うんですが、できてないわけで、これはやっぱり提案としては、不十分だというふうに思うんですよ。これはどうですか。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） ただいまの質問に対してお答え申し上げたいと思います。

私どもは一般的には、まず条例を提案した場合には、条例で具体的にうたわれなことがあれば、当然施行規則という形で受けて、今回も一応施行規則は議会の方にお示ししているところでございます。

あと具体的には、今回は委託する方法といたしまして、規則の方で公共的団体という形でうたっておりますけども、予定といたしまして、先ほど市同促の方へ委託ということは考えておるんですけども、当然このあと補正予算にも上げさしてもらってるんですけども、その委託費が可決した後具体的に何を契約上へ盛り込んでやっていきたいという形で、基本とる委託的な予算を可決後、具体的な契約内容を決めていきたいと、かように思っておりますので、今のところ前もって契約内容まではどうかということは考えておりませんので、その辺よろしく御理解のほどお願いいたしたいと思っております。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） 私は、契約内容の細かい点を明らかにしてくれと言ったのではなくて、当然この委託する団体あるいは個人について、どの程度の管理権限を負わせるのか。これは施行規則なり運用規定の範囲のことだというふうに思うんですよ。同時提案すべき問題だというふうに思うんですよ。細かい、給料を何ぼにするかとか、そういうことまで言うてるわけではないですからね、ここにうたわれた条例という大前提になる、この中にうたわれている範囲のことを今度委託する先にどの程度の責任を負わしていくのかと、このことぐらいは、当然条例を受けた施行規則で明らかにすべきだというふうに思うんですよ。それができていないということでは、やっぱり不十分な提案だというふうに私は考えるんですが。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 契約の委託内容ということで、細かいところは今現在答えられないんですけども、1つ大きく考えておるところは、まず管理をしてもらうというのは、大きく1点があります。そして、その駐車料金の徴収、これも含んでやっていただきたいという、今大きくはそういう2つの件を委託内容へ組み込んでいきたいなと、かように思っております。あと、具体的な内容については、今のところまだ先ほども申しましたとおり、予算可決後検討していきたい、かように思います。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2 2 番（和気 豊君） そういうことを聞いているのではなくて、ここに損害賠償の義務ということがあるわけでしょう。だから、この義務について、当然義務を負わせる側になって職員が対応しなければならないわけでしょう、仕事のうちとして。ところが、その職員の身分については、単なるパートとか嘱託では、そこまで踏み込んで賠償責任について、あなたの行為は賠償に値しますよと、こういう告知とか、あるいは勧告とか命令を出すことはできないでしょう。だから、この職員の身分はいかなるものなのか、あるいは団体がそこまでそういう法的規制を持った仕事ができるのかどうか、こういうことを聞いているわけで、細かい契約内容、契約の仕事についてまで私は聞いてないんですよ。

議長（島原正嗣君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 私どもは事実上の管理は委託するということで、そういう権限的な問題は、当然市長が受けてやるということでございます。一

例を挙げれば、管理人の方からこういう問題が起きたということになれば、勧告等が必要ということであれば、市長の方において勧告をするということでございます。

議長（島原正嗣君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——成田君。

2 1 番（成田政彦君） 日本共産党泉南市会議員団を代表して反対討論を行います。

駐車場条例については、必要性を認めるものではあります。駐車場料金が2,500円という設定については、鳴滝周辺の近隣及び府営、公団の駐車料金と比較しても納得できる料金ではありません。今後、このような特別料金を設定すること自体、地域の中に垣根を設け、差別をなくすことにはつながりません。さらに、前畑市営住宅の駐車場と運送業者に貸している駐車場は条例に載らないなど、同和地域の中に二重の格差も設けることとなります。このような駐車場管理を含めて、同和事業は終結し、一般事業に移行すべきであります。

以上、この条例に反対するものであります。

議長（島原正嗣君） ほかに。——小山君。

8 番（小山広明君） 議案第5号、駐車場条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

法にのっとって1つの条例整備をしたことについては、当然反対する理由はないわけであり。先ほどの反対討論の中にも、特別料金をつくることは垣根をつくることだという表現もあったわけであり。このことは先ほどの質疑の中でも言ったように、被差別部落の人たちがみずから部落民であるという宣言をしたところからこの同和行政が始まっていることを考えますと、何か行政が勝手に同和地域というものをつくったり、特別な料金を勝手につくったような印象を与える発言は、大変問題であると思います。一日も早く部落差別がない社会をつくる願いを一番持っているのは、被差別部落の人たちであることは当然であります。しかし、そのことが十分に市民の中に理解がしにくいというのは、問題の性質上、我々は理解しなければならないと思います。

行政は、その面についても十分に職員間での研修をよくやって、議会で

の議論の中では、この議論を通して差別問題をより市民に、また議会にも大いに理解が深まるような内容のある議論ができるような体制で臨んでいただきたいということを強く求めて、賛成の討論にさしていただきたいと思いを思います。よろしくお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） ほかに。———以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） ありがとうございます。賛成多数であります。よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第9、議案第6号 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第6号、泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減基準を規定する条例第9条関係、また国民健康保険税の所得割額の算出の特例を定める条例附則第6条関係を改正するため、泉南市国民健康保険税条例の一部の改正について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容でございますが、第9条関係では、政令改正により本市国民健康保険税4割減額の基準額、被保険者1人当たり額を「235,000円」から「240,000円」に改正するものでございます。

また、附則第6項関係では、本市国民健康保険税所得割額の算出基準となる個人市民税が平成7年度に引き続き平成8年度においても特別減税が

実施されるため、この減税措置が平成8年度国民健康保険税の所得割額に反映されないよう措置するため、平成8年度国民健康保険税所得割額の算出について、特別減税がないものとした個人市民税額が基礎となるよう改正をするものでございます。

条例につきましては、公布の日から施行したいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

8番（小山広明君） いつもこういう条例の説明を聞いていて、なかなか何がポイントがよくわからないんですが、市民にこういうように変わりましたよと我々が報告するのに、わかりやすいような説明をもう一度していただきたい。

それから、当然こういうことによる市民の影響ですね。これを負担する市民の影響はどれぐらいか。その辺、ひとつ1回の答弁で終わるようにしてください。

議長（島原正嗣君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長（谷 純一君） 小山議員の御質問にお答えします。

まず、この国民健康保険税条例の改正の趣旨でございますけれども、これにつきましては、所得によりまして条例の中で被保険者の均等割額と世帯別平等割額、これは国民健康保険税の積算する根拠の1つになってるわけですけども、これについて政令、すなわち地方税法の施行令、この政令によりまして4割軽減と6割軽減といった軽減の措置がされます。その軽減を受ける積算基準の中で、今回4割軽減につきましては33万円、これは基礎額なんですけども、それに1人当たりの金額というのが政令で定められております。昨年まではその基準額が23万5,000円であったのが今回24万円、これが引き上げになるわけです、制限額の。それが5,000円引き上げられたという経過によりまして、今回国民健康保険税条例の一部の改正をお願いしているということでございます。ですから、上位法令であります地方税法、これの改正によりまして、連動しまして泉南市国民健康保険税条例が改正されるという内容のものでございます。

そして、その内容ですけども、これは4人世帯で計算させていただきます

すと、平均の基準というんですか、それでいきますと、大体国民健康保険税では16万5,450円いただくようになるんですけども、これで4割軽減に該当しますと、9万9,270円に国民健康保険税が減額されるということでございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） この23万5,000円が24万円になるということがちょっとよくわからないんですが、33万円という数字も先ほど出ましたが、この金額の以下の所得の方は4割軽減なるとか6割軽減なるといふ、そういう算定の1つの基準なんですか。そこのところがもう少しわからないので、その市民の影響というのは、市民にはどういうふうに報告したらわかるのか。私が聞いてもわからないので、市民は余計わからんと思うんですが、もう少しわかりやすく砕いて言うてもらえませんか。言うてる人はわかるとるんですかな。

議長（島原正嗣君） 岩本国保年金課長。

健康福祉部国保年金課長（岩本正美君） ただいまの4人世帯でということ、4人世帯の場合、4割軽減であれば33万円に24万円掛ける3人で105万になります。平成7年度の基準では103万5,000円でありました。6割軽減の基準といたしまして、昨年からお1人の場合であっても4人の場合であっても、33万円以下の方でないと6割軽減がかかれないということです。4割軽減の方になりますと、お1人では4割軽減の対象となりません。お2人の場合、33万円プラス24万円掛ける1人で57万円以下の方が4割軽減の対象になります。3人世帯の場合でしたら、33万円プラス24万円掛けるお2人で81万円以下の方ということでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） そうすると、結論的に言えば、1万5,000円引き上げられた。だから、去年よりもことしはその人の収入が1万5,000円までだったら、去年と同じけども、2万円上がったら5,000円オーバーしちゃうわけだから少し国民健康保険税が上がる、こういう理解でいいんですね。——そうやね。わかりました。

そういうふうに初めから言っていたかとそのように言えるので、私は

所得が今大変不景気でそんなにふえてる状態でないと思いますからあれなんですけど、1万5,000円までは引き上げられた、そういう理解でいいということですね。ありがとうございました。

議長（島原正嗣君） 和気君。

2番（和気 豊君） 今御答弁ありましたように、4人家族で105万の所得の家庭で初めて4割の政令軽減にかかわれると。非常に苦しい、経済的な弱者にのみしか適用されないと。本当に大変な生活の家庭にしか適用されないということになるわけですが、この辺毎年申しわけ程度に5,000円程度ずつ政令軽減分が若干アップすると、こういうことなんですけど、これはどうなんでしょうか。今の時節柄、本当に耐えがたい国民健康保険料もしくは税になっていると。ちなみにこれを若干、先ほど言われましたように政令軽減されても10万円近い負担と。さもないと16万5,000円の負担と。この105万ぐらいの所得の家庭でそれだけの負担を強いられるとというのは、大変なことなんだというふうに思うんですね。

そういう点で、この政令軽減分については、もっと基準額をアップすると、こういうふうな働きかけを過去にされたことがあるのかどうか。そういうことをやっておられなければ、今後されることあるのかどうか、単なる事務連絡部会だけではなくて、まさにこれは市長会の大きな課題と。最高額50万あるいは56万と。泉南市は46万ですが、今52万ですかね、国保の最高額。こういう状況の中で、本当にわずかの収入でさえどつと——我々も最高額を支払ってるわけですが、ほんとになると。なおかつ3割の自己負担分が課せられると。これはもうほんとに大変な国の低医療化政策の一環として、いわゆる受益者に負担をおっかぶせる何物でもないというふうに思うんですが、そういう点の改善は、やっぱり地方自治体の首長としての大きな仕事であろうというふうに思うんですね。

そういう点で、市長にもあわせて市長会等でこういうことについての国への働きかけ、そういうことについてはやられたことがあるのかどうか、またやられてなければ、ひとつここで明確な意志をお示しをいただきたいと、こういうふうに思います。

議長（島原正嗣君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御承知のように国民健康保険につきましては、被保険者も大変な負担でございますし、一方私どもそれを運営しております自治

体にとりまして、大変な大きな課題となっております。毎年市長会におきまして、この改善について要望いたしているところでございますけれども、なかなか顕著な結果があらわれてきておりません。非常に残念なことでございますけれども、しかしこの健全運営あるいは軽減負担という観点から、今後も市長会等いろんな組織を通じまして、国に対して要望をしてまいりたいと存じております。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第10、議案第7号 泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第7号、泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成8年4月1日に施行されたことに伴いまして、これに準じて条例による補償を受ける消防団員等の公務災害補償制度について同様の措置を講じるため、本条例を制定するものでございます。

主な内容といたしましては、まず第4条及び第9条の2におきまして、介護補償についての規定が新たに定められましたが、これは重度被災消防

団員等が民間事業者等から介護サービスを受ける必要が高まっている状況に対応するため、創設されたものでございます。また、支給対象者につきましても、これまでの「常時介護を要するもの」から「随時介護を要するもの」に拡大するものでございます。本条の改正は、平成8年4月1日からの適用となっております。

次に、第11条第1項第2号、第3号及び第13条第1項第5号、第6号及び第2項の改正でございますが、遺族補償年金の受給資格に係る年齢要件を緩和するもので、本内容の改正につきましては、平成8年4月1日からの適用となっております。

また、20条第3項の改正でございますが、年金たる補償の支給期日が4期支給から6期支給に改善されるものでございます。本項の規定は、平成8年8月1日から施行となっております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認のほどお願いいたします。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。――

――小山君。

8番（小山広明君） まことに簡単な説明で、何が何やらさっぱりわかりませんな。この介護補償に対する新たな制度が生まれたというんですから、新たということですからどのような内容なのか、もう少し詳しくやっていただきたいのと、常時が随時になったというのもようわかりませんね、どういうことなのか。常時が随時になったという、これもよくわかりませんね。それから、年齢も緩和さしたというけど、何歳がどう緩和されたのかも、もうちょっと1回の説明でわかるようにしてくださいよ。さっぱりわからない。

それから、4期が6期になったということは、回数を細かく支給したという解釈でいいのかどうかですね。この辺なんかもなぜこういうふうになったのかなというのもあるので、ちょっとお願いをしたい。

大体、泉南市の消防団員ではどれぐらいが対象になって、どういう具体的な処置がされるのかですね。その辺の泉南市の実情もひとつ御報告をしていただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 寺田消防長。

消防長兼署長（寺田忠彦君） ただいまの御質問にお答えいたします。

介護補償の内容でございますけれども、これは傷病者に対する補償並びに障害者に対する補償といったものがございまして、それに加えて、新たに助役が御説明申し上げましたとおり、介護が加わってまいりまして、現在介護というものが非常に問題になっておりますし、それに対する介護料というものが支給されることになったわけでございます。

この介護を要するものと申しますのは、別表第2第1級あるいは別表第3第1級の第3号というふうに指定されておりますけれども、これは障害あるいは傷病の等級によっていろいろ区分されております。例えば、別表第2第1級の項第3号と申しますのは、「神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの」というふうなことでございます。これにつきまして、そういった介護を受けられた方は、最高10万5,080円の介護料が支払われると、こういうことでございます。

さらに、年齢の問題でございますけれども、これは遺族補償年金を受けられる資格者のうち、その子供あるいは孫さんが18歳未満というふうに限定されておりましたけれども、これを拡大いたしまして、18歳に達する最初の3月31日までの間にその事案が発生したというふうに、期日の拡大をいたしたわけでございます。

さらに、年金の支給期日の延長でございますけれども、4回が6回になった、支払いの回数が多くなったということでございます。額は変わっておりません。

現在、泉南市の消防団員でこういった受給の該当はございませんので、申し添えます。

以上です。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 最後の結論では、泉南市には今この条例に対象の人はおらないと、こういうことなんですね。消防活動の中でけがをされたりいろんなことをして介護を必要とされるようになった場合にはこの条例が適用されると、そういう理解でいいんですね。

あとは10万5,000円というのは、これは月なんですか、年なんですか。単位はどういうことなのか。恐らく1日にこんだけはくれんとは思いますが、この辺の単位だけ言っていたら結構です。

あとは18歳が3月31日という年度末まで延びたということですから、

わずかなことですが、いい方向に延びたんじゃないかなと思っております。

あと、それだけで結構でございますから。

議長（島原正嗣君） 寺田消防長。

消防長兼署長（寺田忠彦君） 1カ月単位でございます。

議長（島原正嗣君） ほかに。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第11、議案第8号 平成8年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第8号、平成8年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の221ページでございます。歳入歳出の総額にそれぞれ191万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ222億926万3,000円とするものでございます。

内容につきまして簡単に御説明申し上げます。226ページをお開き願います。

企画広報費の委託料20万円でございますが、これは青少年の海外研修事業につきまして寄附金ございましたので、これを受けて委託料の増額を図るものでございます。

次に、同和対策費の委託料135万円でございますが、これは鳴滝地区にございます3カ所の市立駐車場運営に伴う管理業務の委託料でございま

す。

歳入につきましては、225ページに記載をしておりますとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——林君。

23番（林 治君） 225ページの使用料171万円とありますが、ちょっとこの明細を言うてください。

議長（島原正嗣君） 大浦同和対策部長。

同和対策部長（大浦敏紀君） 使用料及び手数料の171万円の内訳でございますが、2,500円掛ける76台掛ける9カ月、来年の3月31日までの使用料の月額でございます。

以上です。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） それはそれでわかりました。

議長（島原正嗣君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。——成田君。

21番（成田政彦君） 議案第8号に反対討論を行います。

さきの議案5号に対するのと同様の理由をもって反対するものであります。

以上であります。

議長（島原正嗣君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 賛成多数であります。よって議案第8号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第12、議案第9号 工事請負契約の締結について（公共下水道（第8-1工区）雨水管渠築造工事）を議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。福田助役。

助役（福田昌弘君） ただいま上程されました議案第9号、工事請負契約の締結について（公共下水道（第8-1工区）雨水管渠築造工事）について御説明申し上げます。

議案書は、追加議案として別冊になっております。

まず、提案理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定いたします予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、公共下水道（第8-1工区）雨水管渠築造でございます。工事請負者は大阪府中央区道修町四丁目5番17号、株式会社森組大阪本店でございます。

請負金額は2億3,999万円でございます。仮契約日は平成8年6月6日で、入札方法は指名競争入札でございます。

なお、工事の概要、工事期間、入札に関する事項並びに工事発注等につきましては、参考資料として添付をいたしております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——真砂君。

26番（真砂 満君） 3点にわたって質問させていただきます。

まず1点目は、指名の中で市外業者ばかりの指名でございますが、前々からこの本会議場でも発言をさせていただいておりますけれども、地元業者とのジョイントベンチャーが考えられなかったのかどうか、お聞かせいただきたい。

それと、落札が株式会社森組ですね。その会社の実績等があれば御報告いただきたい。

それと、3点目ですけれども、樽井小学校周辺の工事になります。当然、

安全対策等々につきましては、万全を期せられるというふうには思いますが、けれども、この工事の発注までに地元に対しまして、その工事概要を含めた説明会等々がなされておるのかどうか、お聞かせ願いたい。

その3点です。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） それでは、私の方から地元とのジョイントという点につきましてお答えを申し上げます。

まず、地元の業者をできるだけ使うということは、従前からの1つの方針ではございますけれども、今回の場合は、1つ技術的に非常に難しいといえますか、特殊工法を用いるという要因がございまして、その観点から一定選択したという経過がございます。

それから、下水の事業の場合、大体ジョイントを組んでおりますのが従前から5億以上ぐらいの額ということで、今回の額であれば単体工事が適当であろうという判断に基づきまして、今回はジョイントという形にはしておりません。

以下2点につきましては、それぞれ担当の方から説明します。

議長（島原正嗣君） 伊藤契約検査課長。

総務部契約検査課長（伊藤 操君） 私の方から、森組の下水道工事の実績につきまして御答弁させていただきます。

森組につきましては、泉南市の公共下水道の推進工法の実績としまして2件ございます。1件は単体ですけれども、もう1件につきましてはJVということでございます。2件でございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 真砂議員の質問のうち、3点目の小学校付近であり、児童の通学路の件の質問でございますが、私どもも小学校の児童が大変多く通るところでございまして、なおかつ変則的な四差路になっております関係上、交通安全対策には万全を期してかかる覚悟でございます。

なお、周辺住民への説明につきましては、現時点では仮契約の段階でありまして、本日御可決いただきまして、本契約に移り次第、説明にまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 真砂君。

26番（真砂 満君） J Vと実績については、よくわかりました。

ただ、安全対策を含めた地元説明については、ちょっと異議を唱えていきたいなというふうに思います。一般質問の中でも、さまざまな公共事業の中で住民とのトラブルがかなり起こっております。その都度その都度、いろんな指摘もさしていただきましたし、質問の中でもさしていただいているわけなんですけれども、今回のこの件にしても、事業計画ができた時点で、当然地元説明はすべきだというふうに思うんですね。その中で今までの工事に対しても、いろんな要望なりそういったものが出てくるわけですから、それを踏まえた形でのいろんな形の契約というものも考えていくべきだというふうに考えています。

なるほど、今部長がおっしゃられたように、落札業者が決まって、今回議会案件ですからそれを受けた後でも結構かというふうには思うんですけれども、今までの私自身の経験から言わせていただきますと、地元説明会をしても地元の要求にまともに答えられないと、そういった行政側の姿勢がこの間見られているというのが非常に残念なんですね。住民の言うことに答えられないんですよ、事業内容そのものについて。そんなことで地元説明をして、そのまま工事を着工されると。これは非常に遺憾であります。そのことについてどのように考えられているのか、はっきりしておいていただきたいというふうに思うんです。

議長（島原正嗣君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 真砂議員の再度の御質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおりでございます。あらゆる公共工事につきましては、付近住民の御理解がなければ竣工することができないと、我々日々考えておるところでございます。今後住民への説明、また御理解を得るよう十分努力をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

副議長（巴里英一君） 真砂君。

26番（真砂 満君） ちょっと指摘してることと——答えはそのとおりで結構ですし、ぜひともそのような形でしていただきたいのは、そのとおりなんです。ただ、私が言いましたように、その住民説明会の中でもきちっと住民の言うことにまともに答えられないという事実がこの間あると。そ

れを中途半端のままに再度次に住民説明会をするのかなというふうにごちらとしては思ってるんですけども、そのこともなしで事業が勝手に進められると。その中でいろんなトラブルがあるんですね。そのたびに私も担当部課の方に出向いてお願いをしてるわけなんですけども、そのことすらなかなかされない。同じことの繰り返しがこの間続いていると。下水道工事の中でも同じようなことがありますよね。例えば駐車場の問題にしても工事をされますから——まあ、場所的な問題がありますから確かにそうなんですけれども、それはやっぱり事前に事業が始まるまでに地元ときちっと合意をしとかないかと思うんですね。そのことなしにやるから、いろんなトラブルが起こってくるわけですから、その辺は事業の住民説明のあり方ですね。そのことは考え直していただきたいなというふうに思うんです。

それと、きちっと住民さんとの中の合意ができてから、そういった工事をしていただきたい。でないと、民間の仕事がされる方々は、その辺きちっと結構されてるわけなんですけども、この間私が知ってる限りで言わせていただきますと、公共工事がその点非常にずさんであるなというふうに思うわけでございます。特に、通学通園路にかかわる工事については、工事の時間帯の問題も非常に大きく左右されるというふうに思うんで、このあたりについては、十分に注意をしていただきたいというふうに思います。

3回目ですから、その住民説明会のあり方について、今後どのように考えられていくのかだけ答弁いただいて終わりたいと思います。

副議長（巴里英一君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） お答え申し上げます。

本日お願いしている雨水管渠の件につきましては、道路の付近住民には当然チラシ等で説明をさしていただき、御理解を得る考えでございますが、通常私ども行っております面整備の事業につきましては、周辺住民に一堂に集まってお話しして、質疑応答等もしながら皆さん方の御理解を得ているというのが実情でございます。今後も住民への説明、御理解につきましては、万全を期していきたいと、かように考えておりますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

副議長（巴里英一君） 林君。

23番（林 治君） 今回のこの事業が低地帯の浸水対策として大事な事

業でありますし、このことがさきに同僚議員からも御指摘ありましたように、やはり市民生活に、特に小・中学生の子供たちの通学通園に著しい影響を与えない、市民の生活に支障を来さないように、その点については万全の対策をとっていただきたいというようにまず思うんです。

それで、ちょっとここの雨水管渠なんですけど、雨水の方との兼ね合いは、一体どうなのか、この周辺のね。たしかここを割ってやるということになりますと相当なことですから——割ってやない、潜りやな。

その点が1点と、それから森組さんですね。森組さん、どうもこの辺つばをつけてるかして、全部ビュッと一連森組さんがやってくれてるんで、信達樽井線からずうっとその両サイドからここに掛けてですが、かかわってるので、よく知っておられるんだからここをまたとれたんかというふうに思うんですが、先ほど助役からの説明で、特別な技術を要すると。だから、地元の企業というわけにいかないということで、相当なノウハウを持った企業ということですが、私、こういう大きな事業を、そういうことなんですけど、いわゆる丸投げというんですか、實際上それに近いようなことにはならないのかどうかですね。私の知ってるのでは、3つ目と4つ目で仕事をしてるというような実態を御本人から聞いたりしたこともあったんでね。これと言うてませんよ。これまでの事業の中でですね。

そういうことになると、例えば現実に水道のパイプが入ってるのがわからずに平気で掘削——今度は掘削じゃないですけどね。例えば掘削して水道管を割ってしもて、もう何時間も水をとめてしまうと。やっぱりいわゆる現説を受けて応募した業者やったらわかっていたかもわからんけども、下へいくほど何か知らん間にその辺がずさんになってというようなこと、こういうことになると大変ですから、そういう点も含めてこの契約の中身は心配ないのかどうか、もう一度改めてお尋ねをしておきたい。

議長（島原正嗣君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） 林議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、このあたりの污水管はどうなっておるのかという問いであったと思いますが、污水本管は既に埋設済みでございます。それで、污水本管は土かぶり 5メートルあたりを通過しておりますが、今回の雨管につきましては、土かぶり最大で11メートル地下を潜っておりますので、既に他の埋設物との関連は余りないものだと、このように理解いたしております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 福田助役。

助役（福田昌弘君） 林議員からの今回の契約についての確実な履行といたしますか、その辺の確認があったわけですが、先ほど申し上げましたように、今回の場合は、一定特殊な工法を過去こなした実績がある業者で、かつ経審点も府のランクでいいとおおむねA以上の業者、我々として当然信頼の置ける範囲の業者の中からやっておるわけですので、その点については、もう間違いがないというふうに理解をしておりますけれども、当然施工に際しましては、そういう丸投げなりのことが起こらないように、施工管理については、担当部局も含めまして十分注意をして執行していきたいと考えております。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 森組といえば大きな企業で、大阪府のそういう専門の職員さんもOBで入っておられるということも知ってますし、そういう点では非常に信頼が置けるんだということでしょうけども、その業者は信頼置けるけども、下請さしてややこしいことにならへんかて聞いたんです。その点は心配ないですかて聞いたんです。直接そういう立派な会社がやってくれるんやったら、それでええわけですよ。そこを聞いているんですよ。

それと、もう1つはちょっと資料の中で、工事概要で——そうか、短いんやな。高濃度泥水式推進工、地下11メートルやから、それはほとんどですか。メーター数ではほとんどのところがそうなるということでしょうか。

それと、これはたしか石神の内科、消防団の車庫のところなんですけど、そこからどの範囲の水を受けることになるんでしょうか。地下11メートルというのと、11メートルで岡野薬局のどこまで水流れるんかなと思うぐらい深いところに流れるので、ちょっとそういう疑問を持ってるんです。

議長（島原正嗣君） 白谷下水道部長。

下水道部長（白谷 弘君） お答え申し上げます。

林議員御指摘のとおり、場所といたしましては樽井中央海岸線の石神医院の前から布藤の八百屋さんの前まで行く工事延長2589メートルでございます。それで、まず石神医院の前が最大11メートルの深さになってございます。それで、緩やかな勾配をつけまして、布藤の八百屋、既に

立て坑ができ上がっておりますが、そこまで緩やかな勾配で持っていくということになってございます。

あとの高濃度泥水式推進工につきましては、私どもの課長の方から御説明申し上げます。

議長（島原正嗣君） 横江整備課長。

下水道部整備課長（横江一雄君） 御答弁申し上げます。

先ほどの高濃度泥水式推進工の管の布設でございますが、先ほど部長の方から申し上げましたように、最大で11メートル。御存じのように現況の地形がかなりの急勾配の坂になっております。ただ、下水の管の勾配といたしましては、ある一定の規定がございますので、5パーミリのというような緩やかな勾配になっておりますので、石神医院さんの前のところの土かぶりは、そのような形でちょっと深くなっております。

それから、受け持つ流域面積でございますが、その石神医院さんの前の取り込み口で約23ヘクタールの流域の水をここでカットし、低地帯の方には流れていかないようにすべてをカットして、あと樽井幹線、今海の方までつながっておりますが、その幹線によりまして海の方に自然流下するというような計画になっております。

以上でございます。

議長（島原正嗣君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———小山君。

8番（小山広明君） 議案第9号の工事請負契約の締結について、反対の立場で討論をさせていただきます。

今も質疑の中でありましたように、土かぶり11メートルというのは、まさしくこの辺の自然といいますか、地域に全く合わない公共物が私たちの生活している地下深くに埋設されるわけであります。このことがどれだけ大変なことかというのは、普通の市民であれば直観的にわかるわけあります。

このような不自然な工作物が地下深く埋められていくのは、一体市民にどれだけの理解と利便性があるのでしょうか。前回の大雨のときでも、堀病院の上のこの雨水管の取り入れ口は閉まったままで、堀病院の前は水浸しになっておりました。急に雨が降る場合には、ほとんどこの雨水管への流入をコントロールすることができないことは明らかであります。もっと

自然に合った雨水の処理をするべきでありますし、11メートル地下とい
いますと、当然地下水にも大きな影響を与えます。この辺は古くから発展
をした地域でありますから、当然井戸水もあるわけであります。そのよう
な不自然なことは速やかにやめて、もう少し従来ある河川を有効に活用し
ながら、まちづくりをしていくべきだと思います。ほとんど必要なときは
機能しないこのような工法を持ったものには、基本的に反対であります
ので、よろしくお願いを申し上げます。えらいことになるよ、こんなこと
をやっとしたら。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 議案第9号、工事請負契約の締結について賛成の立
場から討論を行います。

本議案は、これまで市当局が、特に市長がたしか課長時代から、この樽
井地区のみならず男里浜、それから西信達を含めた低地帯の浸水対策をど
うするかということでこれまで議論を重ねてきて、最終的に到達した工法
としてこの手段がとられ、特に汚水の下水道事業とともに、ようやくこの
雨水の排水工事がやられるようになりました。

今、この低地帯の浸水対策の事業を、地域の住民は期待を持ってこれの
経過を見守っています。この工事が、工事そのものでは大変な費用もかか
ります。また、地域の住民に工事中、これまでもいろいろと御迷惑をかけ
ていることは、確かに事実であります。できるだけ工事上の安全、市民
生活への影響を少なくして、この工事が一日も早く終わり、市民が安心し
た暮らしができるようにしていくためにも、この工事が大変重要な工事と
して、私、日本共産党を代表してこれに賛成いたします。

議長（島原正嗣君） 以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 賛成多数であります。よって議案第9号は、原案のと
おり可とすることに決しました。

次に、日程第13、議会推薦議案第1号 泉南市農業委員会委員の推薦
についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（島原正嗣君） お諮りいたします。本件の被推薦委員5名につきましては、私から指名いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって市議会推薦の農業委員会委員には、

5 番 西 浦 修 君

6 番 北 出 寧 啓 君

10 番 藤 平 サト子 君

19 番 藪 野 勤 君

22 番 和 気 豊 君

の以上5名の諸君を指名いたします。

さらにお諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました5名の諸君を市議会推薦の泉南市農業委員会委員に推薦することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました西浦 修君、北出寧啓君、藤平サト子君、藪野 勤君、和気 豊君の以上5名の諸君を泉南市農業委員会委員に推薦することに決しました。

次に、日程第14、議員提出議案第7号 米軍用地の不法占拠の土地返還を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。和気君。

22番（和気 豊君） 案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

米軍用地の不法占拠の土地返還を求める意見書（案）

軍用地としての使用権原を失い4月1日以来、国による不法占拠が続いている米軍楚辺通信所の一部用地について、沖縄県収用委員会は4月11日、国が求めている6カ月間の緊急使用の不許可を決定した。

この決定を受けて国がなすべきことは土地をただちに地主に返還するこ

とである。ところが、国は「日米安保条約上の義務の履行」を口実に不法占拠の“正当化”へ特別立法などの検討に動きだしている。楚辺通信所にくわえ来年5月には、嘉手納、普天間などの基地で使用権原を失い不法占拠になりかねない事態をにらんで、有無をいわず軍用地の強制使用ができるようにしようとしている。

しかし、現行の米軍用地特別措置法自体が、憲法の平和的民主的条項に反して、米軍基地のために私有地を強制使用できるよう無理やりつくった憲法違反の安保特別法である。同法は、手続きを大幅に省略しているが、それでも知事の代理署名等の手続きを定めている。土地の私有権は憲法が保障する財産権の中でも特に、生存権的財産権として尊重されており、国が強権で制限するさいにはより慎重な手続きを求めているからである。憲法が求める「慎重かつ適正な手続き」をさらに省略することは、憲法と国民の権利より安保条約と米軍基地を優先するもので二重三重の憲法違反である。

先の日米「安保共同宣言」は、沖縄県民の苦しみの根源ともなってきた世界でも異常な米軍基地体制を21世紀にわたって押しつけることを確認した。橋本内閣による特別立法などの動きは米軍基地の安定確保をねらったもので、国内の有事＝戦時体制づくりと連動した「安保共同宣言」路線の具体化に他ならない。基地の撤去・縮小という沖縄県民の願いを真っ向から踏みにじるもので到底容認できない。

よって、政府におかれては特別立法の検討の作業は直ちにやめ、不法占拠の土地は地主に返すよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成8年6月27日

泉南市議会

以上であります。

議長（島原正嗣君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

———質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（島原正嗣君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、
本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立少数であります。よって議員提出議案第7号は、
否決されました。

次に、日程第15、議員提出議案第8号「中国の核実験強行に抗議し、
いっさいの核実験計画の中止を求める決議について」を議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して和気 豊君から提案理由並びに趣旨の説
明を求めます。和気君。

22番（和気 豊君） 案文を朗読し、提案にかえさせていただきます。

中国の核実験強行に抗議し、いっさいの核実験計画の
中止を求める決議（案）

中国政府は、1996年6月8日、昨年8月に次いで通算44回目の核
実験を中国西北部、新疆ウイグル自治区のロブノル実験場で強行した。包
括的核実験禁止条約（CTBT）交渉が大詰めを迎える中で駆け込み実験
を唯一継続する中国に国際世論の批判が集中している。また、中国政府は
CTBTへの賛成を表明する一方で、核弾頭の小型化などを目的にここ数年、
年1～2回の割合で核実験を実施、前回の実験後もCTBTの発効ま
で実験を続けるとしてきたものである。そして、「9月前にあと1回実施
する」としている。

このように、中国政府が国際的な核実験全面禁止の流れに抗し、重ねて
核実験を強行したことは、あくまでも核兵器に固執する姿勢を内外に示し
たものと言わざるを得ない。これは世界的規模での核実験反対、核兵器廃
絶の世論を真っ向から踏みにじるものである。

ここに、泉南市議会は中国政府に対し強く抗議するとともに、中国政府
が世界の反核世論に真摯に耳を傾け、ただちに一切の核実験計画を中止す
るよう求めるものである。

以上、決議する。

平成8年6月27日

泉南市議会

以上であります。

議長（島原正嗣君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。
———小山君。

8番（小山広明君） 私は、この趣旨には賛同するわけでありませうけれども、ただ1つ、先ほどの沖縄の問題でも、安保条約の問題があったわけですが、日本は中国から見れば、アメリカの核の傘の中にあるということに位置づけられていることは当然であります。単に声高に中国に核実験の強行に抗議する場合、私たちが置かれている足元の問題をきちっと言う責任が私にあるのではないかと思います。そのような文言がここに一切ないというのは、どのようにお考えでしょうか。

中国が日本からの反対の声に対して、日本はアメリカの核の傘にあるのではないか、そのことを棚に上げて言うのはおかしいということをおっしゃいますが、ある意味でそれは当然の主張であると思います。だからといって核実験が許されるはずはないわけでありまして、私たちはそのような日本の置かれた状況もきちっと表記した上で、中国に対してこのような厳しい批判、決議を上げることが、私は当然だと思っておりますので、その点に対する提出者の意見を伺っておきたいと思っております。

議長（島原正嗣君） 和気君。

22番（和気 豊君） まさに提案は案文のとおりで、中国のさきの核実験強行に対してのみ抗議し、一切の核実験計画の中止を求めるという唯一の被爆国民である日本国民すべてが賛同し得る内容にのみ限って、一切の政治的判断、これを除外して提案をしているものであります。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） すべての国民の中には私も入るわけでありまして、国民の中にもそのような声を言う人はたくさんおられるわけでありませう。私たちはみずからの国の置かれたことにも厳しく批判をしながら、本当に核のない世界をつくるために、まず日本のアメリカの核の傘という問題をきちっととらえないと、私は説得力も何もないと思うわけでありませう。

市長がこの本会議場でも述べられたように、中国の核実験に対しては、珍しく厳しい態度で批判の発言をこの場でもしておられるわけでありませう。そのようなところにも欠けておるのは、私たち日本が中国が核を持とうとする1つの大きな要因をつくっておられるということを見詰めない限り、私は中国

に対する説得力のあることにはならないと思いますので、今和気議員が言われたことについては、私は大変不満であります。

そのような意見を申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（島原正嗣君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（島原正嗣君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立多数であります。よって議員提出議案第8号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第16、議員提出議案第9号 JR労使紛争の早期解決を求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して松本雪美君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。松本雪美君。

20番（松本雪美君） 議員提出議案第9号、JR労使紛争の早期解決を求める意見書について、案文を朗読して提案にかえます。

JR労使紛争の早期解決を求める意見書（案）

JR発足から10年、JRの労使紛争は未だその解決をみていない。

地方労働委員会での結論は、すでに全ての事件で不当労働行為の事実が明らかにされている。

今、中央労働委員会や裁判で係争となっている全ての事件について労働委員会制度を軽視するJRの姿勢を見過ごす政府の態度はとうてい容認できるものではない。

JRの労使紛争の解決、正常な労使関係の確立、そして何よりも安全輸送の確立をさせるためにも、これ以上の紛争の引き伸ばしは許せない。

よって、政府におかれましては使用者、労働組合を交え三者の交渉テーブルをつくり、一日も早い解決にむけ努力することを強く要請する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成8年6月27日

泉南市議会

議長（島原正嗣君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑はありませんか。
———山内君。

16番（山内 馨君） 議員提出議案第9号について、二、三質問をさせていただきます。

まず、意見書の案の2段目でございますけれども、地方労働委員会という会は法的にどのような会なのか、御説明いただきたいと思えます。

その次に、「すでに全ての事件で不当労働行為の事実が明らかにされている」と書いてありますが、すべての事件とはどういう事件なのか、その事件の内容等を教えていただきたいと思えます。

さらに、「中央労働委員会や裁判で係争となっている全ての事件について」とまたここにもありますけれども、何か風呂敷に包んで束ねたような言葉でございますので、そのすべての事件についての内容の御説明をお願いします。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） まず最初に、地方労働委員会についてということですが、地方労働委員会は、中央労働委員会という上部組織のもとで、使用者と労働組合のそういういろんな意見を聞く組織であります。

それから、「すでに全ての事件で不当労働行為の事実が明らかにされている」と、そういうふうな御質問でしたけれども、現在、国鉄の民営化ということで10年経過してはいますが、国労組合だけで39都道府県で306件の不当労働行為があり、救済の申し立てが行われており、8年の5月1日現在で200件、現在131本の救済命令が出ていると、そういう状況で、JRの主張では、当事者は適格性がないとか、不当労働行為をしていないとか、そういうふうに言うんですけど、地労委は旧国鉄とJRの継続性がある、それから不当労働行為はあった、直ちに原状回復せよと、そういうふうに命令をしていると、そういう状況であります。

それからもう1つは……。

議長（島原正嗣君） もう1つは、風呂敷に包んだようなことを言わんと、何が問題なのか、こういうことを具体的に言えと、こういうことです。

20番（松本雪美君）（続）今、説明をしたように、こういう地労委が出した結論に対して、JRはそういう地労委の再審に対して判断の誤りがあると、こういうふうなことを言っていますけれども、そういう地労委が出した結論に対してきっちりと守ってほしいと、こういうのが今回この労働組合から出された中身であります。現在でも不採用事件が17件ありますし、62年の4月1日にさかのぼって希望者を地元のJRに新たな選考基準で採用せよということを地労委もJRに対して命令していますし、そしてその上部組織である中労委も平成8年の5月1日には、13件の命令を交付して、JR当事者の責任を明確にした救済命令の交付をしているという状況であります。

だから、JRは中労委の命令どおりこういういまだに採用しないと、そういう状況はやめて、行政訴訟に持ち込もうとしていますけれども、そういうことでは今回のこの問題を提起している人たち、採用されない人たちにとっては大変だと。そういうことで、ぜひとも早く三者で席をつくって、話し合いで解決をしてほしいと、一日も早く解決に向けて努力してほしいと、そういうお願いをする意見書でありますので、よろしくお願いをいたします。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） まず第1点ですけれども、私が聞いたのは、教えていただきたいのは、地方労働委員会は法的にどういう委員会ですかと聞いたわけです。そのことは、ただ労使が話し合うことをあっせんするというんですか、取り持つ機関だという御説明ですけれども、それは法的にどのような権限がおありの委員会ですかと、こういうことを聞いているわけです。

それから、「すでに全ての事件で不当労働行為の事実が明らかにされている」と言うんですから、すべての事件の不当労働行為がどういう内容か教えてほしいというんです。不当労働行為があったということを言っているんですから、じゃ、どういうことがあったんですかと聞いているわけです。件数はおっしゃいましたけれども、不当な労働行為とはどういうことがあったのかということについての御説明がいただけなかったら、内容がわからないです。

さらに、今中央労働委員会や裁判で係争となっているすべての事件ということ、ただその一言だけでどういうことがすべての事件と言えるのか、

ちょっとわからないと思います。説明によっても、39府県において306の中で200とおっしゃってますけど、すべてということではないと思いますよ。だからして、すべてという言葉を使う限りは、私は浅学ですけども、全部という意味だと思えますけれども、じゃ全部ということは、306件のどういう不当労働行為があったのかを明らかにしなかったらわからないんじゃないですか、議長。そういうことです。教えていただきたい。判断できませんよ。内容わからんのに判断できるかいな。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 地方労働委員会というのは、法的にどういうことができるのかということですけども、使用者ですね、経営者ですけども、労働委員会に対して勧告をすることができる。

それから、すべての労働行為が不当行為やと、そういうことが全部明らかにされているなら言いなさいと、そういうことですけども、この国鉄労働組合南近畿地方本部の執行委員長の名前で意見書の決議をしてほしいということで議会に来られて、そして私たちもそういう文書を議会の事務局の方から受けて、そしてこういう意見書の決議をしたいということで提案させていただいたんですけども、この組合の人たちは、自分たちが採用されないというようなたくさんの人たちのそういう状況ということは、この人たち自身が普通に採用されるべきで、国鉄の分割・民営化の際に当然採用されるべき状況であるにもかかわらず、自分たちが採用されなかったということに関しては、自分たちはすべてのそういう中身は不当の労働行為やと、こういう主張をしておられますので、私自身はこの人たちの意向を受けて提案をさせていただきました。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） 私にはほんとに理解のできない答弁しか返ってきませんので理解できませんけれども、どなたがお越しになってどのようなお願いをしたのか知りませんが、要するにこの地方労働委員会が労使の紛争について、経営者に対してこういうふうにしなさいと警告を発すると、こういうことの委員会だということですけども、じゃ、その国鉄のJR発足から今日に至るまでのいろんな紛争について、「すべての事件で不当労働行為の事実が明らかにされている」というこの文章は、すべてのことが不当労働行為に当たるのか当たらないのか。そのことは一方的

な決めつけ方ではいけないのではないかなと思いますので、その内容ですね。

こういうことが、例えばここでしたら天王寺鉄道管理局ですかね、そのとこでせめてこういうことがあったとか、北海道の管理局ではこういう状態であったとか、そういうことの内容説明をいただかな、実際この文章だけで、じゃ、どちらがどうだろうかということの判断を我々にはできませんから、「すでに全て」とか、「裁判で係争となっている全ての事件について」と、こういう言葉の文章の使い方をしますと、一方的に余りにもその内容の説明もなしに、こういう文章の書き方では、なかなか納得しがたい。これは泉南の市議会の決議ですからね。少なくともこの泉南の議会が決議をするについてのこれが案ですから、その内容について十分なる御説明をいただかな審議できないのではないですか、それは。ただ、すべて、すべてという言葉だけで賛成、反対を決めるわけにはいかないでしょう、名誉ある泉南の議会が決議するんですからね。

そういう重要な問題ですから、あえて質問さしてもらいましたけども、なかなか提案者の答弁は、私は不十分だと思いますし、私はこれでは納得でき得ない、こういうことを申し上げて、私の質疑を終わります。

議長（島原正嗣君） 私が答弁する立場にはないんですけども、労働委員会のあり方で聞かれておりましたが、私も長い間労働運動をやっております、中央労働委員会と地方労働委員会というのがありまして、中央というのは東京都中心です。地方は都道府県にあります。大阪府の場合は、大阪府が中心になりまして、学識経験者、労使双方、それから今言われましたそれぞれの調停に入る方々を三者構成で多分何人が選んでると思います。労働組合の代表も入ってますし、経営者側の代表も入ってますから、そこで労使紛争の調整をしていくと、そういうところでありまして、平たくいえば小さな裁判所みたいなところでございますので、労働者にとってはかなり権威のある場ということの御認識だけを伝えておきたいと思います。

それでは、質問者どうぞ。

〔山内 馨君「済みません、もう一度」と呼ぶ〕

16番（山内 馨君） 私は地方労働委員会の法的な性格ということをお聞きしているわけですけども、それは今議長から、答弁ということではないんですけども、お話しいただきまして、よくわかったわけです

けれども、じゃ、その権威のある地方労働委員会ですべての事件で不当労働行為の事実が明らかにされていると、これは問題ですよ、こんなもん。じゃ、されている内容とか、ほんとに明らかにされておるんか、それを証明していただかなくては、そら文章上困りますよ。その内容が全然、すべての——それだけしか表現の仕方がないわけでしょう。だからして、私はどういう内容の不当労働行為があって、その事実が明らかになってるといふんやから、なってるんだったら内容の説明をしていただきたいと言ってるわけです。

議長（島原正嗣君） いずれにしても、受け入れる、受け入れないはその当事者でありますから、例えばJRの国鉄の労働組合がそれでええと言うのかどうか、あるいはまたほかの組合がイエスと言うのか、それは個々の判断ですから、それはそちらの方に任さないとしようがないと思います。巴里君どうぞ。

14番（巴里英一君） 今の山内さんと関連がありますけれども、地方労働委員会、これは基本的には調停機関であろうと思います。「裁判で係争となっている全ての」という文言は、それならば我々にそのことがわかり得る、知り得る、具体的にその資料をなんだったら提出いただければ幸いかと思います。まず1点。

2点目。「正常な労使関係の確立、そして何よりも安全輸送の確立をさせるためにも、これ以上の紛争の引き伸ばしは許せない。」、これは答弁のことですけれども、安全輸送の確立を図るためにもということをも文言とすると、現在は不安全輸送だということの認識をされているのかどうか、これが2点。

以上です。

議長（島原正嗣君） 松本君。

20番（松本雪美君） 今、巴里議員の方から質問がありましたけれども、国鉄分割・民営化の以後、このJRの状況、例えば私の知ってる限りでは、どこだったかな、阪和線でもホームで駅員さんがいなくて、障害者の方がホームから線路に転落したと、そういうような事件なんかも幾つかあったのを私も覚えています。だから、そういう人減らしの中で起こってきた状況というのは、やっぱりこれはこういう分割・民営化の中で起こった事実として、安全運転、それからまたJRの安全管理、そういう状況をちゃん

と保障していく意味でも、こういう労働組合の方たちは、きちっと分割・民営化の中で採用されなかったことに関して、自分たちも再度復活をして仕事をしたいと、そういうふうな要望を持って来られたんだと、私はそう確信をしています。

それから、平成7年の7月の20日には、亀井運輸大臣がJRの社長に対して解決の席につくようにと要請された事実、それから平成8年の1月の30日には衆議院で橋本総理大臣がこれまでの経過を踏まえて、経緯を踏まえて、我々にできることがありますならば努力をしていくと、こういうことで政府もその解決のために本腰を上げていく方向を示されたと、そういうふうな説明を受けましたので、私は全部の事件を把握しているわけではありませんけれども、この分割・民営化によって不採用になった人たちが何としても現場に復帰したいという、そういう心意気ですね。そういう心意気を受けとめて、今回意見書の提案をさしていただいたということですので、その点はぜひ御理解くださいます、よろしく願いをいたします。

議長（島原正嗣君） 巴里君。

14番（巴里英一君） 私は、労働者の権利を守るのは当然のことだし、またそれなくして社会生活が営めないことも現実だから、それは何も否定しないんです。当然、あなたがおっしゃっているような労働委員会で亀井運輸大臣が解決せよという、このことは正しいと思うし、僕は何もそれを否定しているわけじゃないんですよ。

あなたは、今のままほっといたら不安全やし、例えばホームから転落したとか、そんなら過去、その以前になかったんかというような話にまた広がっていきますんでね。そんなら、国鉄が民営化される以前にホームから転落した人はなかったと、そういう話になってくると思うんで、そういう表現あるいは発言は、僕は少し間違ってるんじゃないかと思うし、あなたが言うてるのは——山内さんもそうだと思うし、私もそうだと思うんです。すべての事件という、裁判ですべての事件なら、すべての事件が——先ほどあなたがおっしゃっている、事務局を通して議長へ、JRのこの問題についての議決を上げてくださいというのはその問題であって、すべてのと云えば、それに対してできるだけわかり得るような資料があれば提出していただだけませんか、判断の資料にしたいということ言うてるんで、駅員

がたくさんふえたからホームから転落がなくなるとか言うてる意味ではないと僕は思うんで、いわゆる輸送の安全性が確保されない——させるためということは、されないということと逆意語になりますからね、そのことがそうなのですかという、この2点なんですよ、僕が言うてるのは。

労働者の権利を守るのは当然だし、我々もそのことは支持する側の立場にありますから、それはいいんですが、それがわかり得るものを出していただけますかということと、不安全だという表現をあなたはおっしゃったから、不確定ということは不安全ということと同じ意味ですからね。いわゆる安全の確立をさせるためということは、安全ではないということというふうに私は感じたんで、そのことはどうなのかというふうに思うんで、その点です。

議長（島原正嗣君） 答弁者の方も、できるだけ要旨に沿ったことで簡潔に答えてください。この内容は、紛争に対する不当労働行為、こういうものですから、その不当労働行為とは何なのかということを中心にわかっておれば御答弁をいただきたい。松本君。

20番（松本雪美君） 不当労働行為という中身の1つには、例えば当事者に適格性がないとか、そういうことが言われたり、そのために不採用になったとか、1つ例を挙げるとそういうことがあります。

それから、1つぜひともこれは皆さんに聞いていただきたいのは、昭和61年の11月28日に日本国有鉄道改革に関する特別委員会が開かれて、そのときに政府に対して答申が出ました。その中で附帯決議として、職員採用の基準、それから選定方法、客観的かつ公正なものとして配慮して、本人の希望を尊重して所属労組による差別などが行われるようなことのないように特段の留意をすることということで、こういう附帯決議がつけました。

大阪府管内のJRに勤めていた人でも、例えば九州の方へ強制的に配転になるとか、家族の状況とか、そういういろんな状況を勘案して、いろいろ配置場所については要望してもそれが認めてもらえないという、そんな状況というのは幾つかあったように私も記憶はしております。

こういう国鉄労働組合南近畿地方本部の労働組合の皆さんたちのそういういろんな要望を受けとめて私は提案をさせていただきましたので、十分な回答ができなくて申しわけないんですけども、その点は御理解の上、よ

ろしく願いをいたします。

議長（島原正嗣君）　そういう御答弁がありますので、できればそういうことも配慮して考えていただきたいなと、私からもそう思います。ただ、表現上、議運等でも余り意見がなかったような気もしましたので御提案をしたんですけども、中身は裁判で係争中という表現等もありますから、なかなか司直が入っていることを議会でということもあるでしょうけれども、どうぞそういうことも考えた上で簡潔にひとつ御質問を願いたいなと思います。巴里君。

14番（巴里英一君）　議長の立場上もありますので……。今、提案者から差別云々の問題もちょっと発言がありましたからね、確かに不当労働行為というのは、まさに本人の死活にかかわる問題ですから、そのことを救済するというのは、当然のことだと私は思います。ならば、それに向けてのきちっとした——簡単にこれだけの文章でそのことを言いあらわそうとすること自体が、僕は大きな間違いを犯しているんじゃないか。そのことをもう少し事前に、こういう形でこうなんだということを受けていれば、もっと理解を深めることができたんです。現の段階では、まだまだ理解を深めるような状況じゃなからうと僕は思うので、その点も私は提案者に言わざるを得ない。

いわゆる不確実さ、確立をさせるためにもというふうな話になってきて、転落したから安全性を欠いているんだと、それだけが意味を持ってあらわされてくると、今現場で働いている労働者に対して、逆に言うたら、おまえらどないしてんねんというふうな話もなってくる。おまえたちは頑張っていないんかとか、そういうことにもなりかねないような表現でもあるので、そういう点を改めていただいて、出すときはきちっとそのことを出していたくということ我希望します。

以上です。

議長（島原正嗣君）　ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——小山君。

8番（小山広明君）　議員提出議案第9号、JR労使紛争の早期解決を求める意見書について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

議員が議案を提案し、議員が質問する、こういうことがより活発になっ

て、議会がより活性化するといいな、そんな思いをもって聞かしていただきました。

J Rの問題は、国鉄という形態から民営化ということで、私も耳の底に残っとるわけでありますが、一人の漏れもないようにしたいというのが、たしか政府の一番偉い人の表現であったと思うわけであります。しかし、この意見書を出してほしいという中に書いてあるように、1,047名という方が今なお職場に復帰できずにあると言われておりますし、長い間の労働者の闘いが起こっております。

私たちの近くを走るJ R、国鉄も人員が極端に減ったなという思いをするわけでありますし、これは民間の鉄道でも同じでありますけれども、ホームには全く人がおらない。効率、効率という形で私たちの社会が進んでいることは、私は大変危険だろうと思います。このJ Rの皆さんが一生懸命なれない、運転手でありながら売店で仕事をしたり——もちろん、売店で仕事をするのはいいわけでありますが、自分の求める、希望を持って入った職場で無理やりにそのようにされたことは、我々が日ごろ耳にするところであります。

この意見書の中に込められた願意に立てば、今いろんな議論はあったわけでありますけれども、一日も早く政府が使用者や労働組合を越えて、三者の交渉のテーブルについてほしいというこの意見書は、私はしごく当然であり、このことは議会としても意見書を採択していただきたいと心からお願いを申し上げる次第であります。

議長（島原正嗣君） ほかにございませんか。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（島原正嗣君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 賛成少数であります。よって議員提出議案第9号は、

否決されました。

次に、日程第17、議員提出議案第10号 公営住宅の拡充と居住者本位の「住宅管理」を求める要望決議についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田君。

21番（成田政彦君） 公営住宅の拡充と居住者本位の「住宅管理」を求める要望決議について、案文を読んで提案にかえたいと思います。

公営住宅の拡充と居住者本位の「住宅管理」を
求める要望決議（案）

政府が「改正」した公営住宅法は高齢者、障害者などとそれ以外の一般の居住者とに二分している。そして一般居住者の家賃については「立地条件、規模、経過年数等に応じ、かつ近傍同種の住宅の家賃」を基準に決める不動産の論理を持ち込み、入居収入基準を超えたものについては、民間並みの家賃がそれ以上の家賃を求め、実質的に明け渡しを強要するものとなっている。しかも入居収入基準をさらに引き下げ、住宅に入りたい住宅困窮者にとっては、ますます入居出来ない状況になっている。

本来、公共住宅は阪神淡路大震災で立証されたように安全性にすぐれ、緊急時にも大きな役割を担い得る住宅である。市場主義の立場から民間住宅の補強・補完の住宅と位置付けてはならず、今こそ公共性を抜本的に強化した住宅政策が必要である。

今後、公営住宅を管理する府及び市においては「新公営住宅法」をうけて「住宅管理条例」の「改正」が必要となるが条例化にあたっては、居住者本位の立場で一方的な家賃の大幅値上げや明け渡しの強要などをもりこまないよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成8年6月27日

泉南市議会

議長（島原正嗣君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

———小山君。

8番（小山広明君） ただいま成田議員から要望決議の案が読み上げられたわけではありますが、我が市においての対象になる住宅の影響などは、この改正によって具体的にどういう影響が出てくるとお考えなのか、一言御答

弁いただきたいと思ひます。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 先ほど申し上げましたように、この決議に書かれますように、新公営住宅法では、公団とかそれは別ですけど、いわゆる公共住宅については、市営とか府営、これはすべてであります。

議長（島原正嗣君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議員提出議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（島原正嗣君） 御異議なしと認めます。よって議員提出議案第10号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第18、議員提出議案第11号 住民本位の介護保障確立を国に求める意見書についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して成田政彦君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。成田君。

21番（成田政彦君） 先ほどはとうもありがとうございました。

住民本位の介護保障確立を国に求める意見書について、案文を朗読したいと思います。

住民本位の介護保障確立を国に求める意見書（案）

高齢化社会が進む中、医療・福祉施策の充実を求める願ひは、きわめて切実となっている。とりわけ介護問題は、より多くの人々にとって身近な問題となっており、しかも重症化、長期化が進む中、その充実を図ることは、現に介護問題をかかえている人々だけでなく、多くの人々の切実な願ひとなっている。

厚生省は、こうした介護に対する国民の切実な願ひを解決するとして平成10年を目途に「介護保険」制度を導入するとして、国会に法案を提出する準備を急ピッチで進めているが、国民の願ひにこたえる制度をつくるためには、十分な検討と周知期間が必要である。

しかし、6月10日老人保健福祉審議会は、厚生省の「介護保険制度大綱」を認める最終答申をだした。その答申の内容は、介護問題で苦しむ国

民の願いにこたえるには、不十分であり財源についても市町村におしつけるものとなっている。

しかも、新聞報道によれば、政府・厚生省は6月中にも審議会の答申を受けて法案を示し、国会に提出する予定とされているが、今後の介護保障のあり方は高齢化社会を迎える21世紀の国家と自治体にとっての最重要課題であり、十分な国民的合意が必要である。

よって、本市議会は国民の願いにこたえる公的介護保障の確立を求めるため下記の事項について国に要望する。

記

- 1、国の責任で介護保障を確立すること。
- 2、国民の期待にこたえる介護保障を確立するため、十分に時間をかけて国民的合意を図ること。
- 3、老人保健福祉計画（新ゴールドプラン）達成に必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成8年6月27日

泉南市議会

よろしく申し上げます。

議長（島原正嗣君） ただいまの提出者の説明に対し、質疑等ありませんか。

———山内君。大変僭越ではありますが、速記者の関係もありますからできるだけ簡潔に申し上げます。

16番（山内 馨君） できるだけ簡潔にお尋ねをいたします。

まず、第3段目でございますけれども、「重症化、長期化が進む中」で、実態がちょっとわかりませんから、国民の健康が、いわゆる介護を要する人が重症化しておるとか、あるいは長期化をしてるといのは、どのようなデータをもとにこういうことを書かれたのか、データの分析がわかりません。

それから、「しかも、新聞報道によれば」ということがありますけれども、私はその新聞報道は、新聞というてもたくさんありますから、朝日、毎日、産経、読売とか、代表される商業新聞があるわけですがけれども、どの新聞にどのように報道されたのかを明らかにしてほしい。

それから、名誉ある泉南市議会の決議の文ですから、新聞報道によれば

という文句は、新聞報道の真偽とか表現の仕方とか、いろいろ問題がありますから、議会が新聞報道等を参考にして決議をするということについては、いささか文章としては問題があるのではないかなと、こう思いますので、御答弁をいただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） お答えします。

今日における重症化の問題は、政府が明らかにしておきまして、ゴールドプランの問題におきますと、大体政府の統計によれば、要介護者は大体2000年で280万人と予想されます。しかし、現状では施設サービスは70万程度ということで、全国的に見てもこの280万という、高齢者保健福祉計画が達成できる2000年にそれだけ予想されとるのに、なお対処できないと、こういう重症化はより一層進んでということが政府の統計でも明らかになっております。

それから、新聞の問題につきましては、これはすべての新聞なんですけど、5大紙などで書かれていたと。具体的にいつ、何日ということは、それはちょっと具体的に言えませんが、新聞報道に書かれたということは、そういうことであります。だから、新聞報道のことが正確かどうかということについては、私は書かれたことはある程度正確だろうと思います。

以上であります。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） まず、この第1点目の重症化ですけれども、2000年には280万人の重症患者がふえると。現在はどの程度あるのかわからなかったら、重症化という意味が全然わからないし、私が聞いた長期化が進む中という長期化ということの意味も全然触れていただけなかったのでもわかりません。

それから、泉南市の議会の議決の案文の中に、新聞報道によればとか、週刊誌によればとか、雑誌によればとかで、そういうような表現の仕方は、非常にまずいですよ。やっぱり新聞報道で得た知識も、それはやっぱりそういう形の表現は私はどうかと。議会の議決ですからね、そういうことでは、その記事を信用する、せんは別にして、やっぱり議会の議決の中に、新聞報道で読んだところによればというような表現の仕方は、私はどうだろうかと思います。

それから、さらにその予算が自治体にしわ寄せがあるということですが、
れども、実際問題として、この法律が成立すると、泉南市にとってどの程
度の負担がふえるのか、その点を少し教えていただきたい、こういうよう
に思います。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 先ほどの重度、長期入院化ということについて答弁
します。

長期入院化というのは、泉南市においては、例えば在宅サービスを受け
られないまま民間の病院に入院したまま、いわゆるリハビリとかデイサー
ビスとか、十分なことを行えないまま長期入院した、いわゆるサービスが
受けられない、そういう状況にある人たちが数多くおるということであり
ます。

それから、新聞報道については、確かにこれは直接私が厚生省の老人保
健福祉審議会の会長に聞いてということになるんですけど、新聞を媒体と
して出したことについては、なるほど山内議員のおっしゃるように、ちょ
っと不十分性はあるように思いますが、しかし、今日厚生省が出した、こ
の間菅厚生大臣は、事実上、今国会にいわゆる介護保険を出すことを断念
したという新聞報道がされてますので、媒体ですけど、事実は、介護保険
はこの新聞報道によれば、実際はまだ未定という状況であります。

それから、地方自治体の影響はどうかという問題については、これは厚
生省の最終出された介護保険制度大綱、老人福祉審議会答申、これについ
ては具体的に財源が幾らということについて、市町村になってはいますが、
具体的に金額がどうということは明らかになっておりません。そこまでま
だこれは煮詰められておりません、その問題については。具体的に市町村
にどれだけの影響が及ぶとか、そういうことは具体的には——つまり、答
申は二つの併記がありまして、市町村に対する財政上の措置を講ずる必要
があるということで、両方の意見を併記して答申が出るとということであ
って、具体的に市町村に対して幾らというのは、これは無責任な答申です
けど、そういうのは出てないということであります。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） まず、第1点は理解できたんですけど、第2点目の
「不十分であり財源についても市町村におしつけるものとなっている。」

と、こういうような表現の仕方をされてるんですけども、その実態がわからないと。実態のわからないのは、押しつけてるのやら押しつけてないやら、さっぱり、ただその人の感じとかいうことで、こういう表現の仕方になったのではないかなと思いますけれども、これは非常に材料不十分ですね。市町村に押しつけてるということについては、非常に材料としては不十分ではないかということでございます。

それから、名誉ある泉南の市議会の議決の文章の中に、新聞報道によればとか、新聞を見たところによればというようなことじゃなくして、現在は情報化時代ですから、国会で論議されてるところは、茶の間にすぐつないでるわけですよ。現実には国会の実態とか質疑のあり方、やってる様子とか、ほとんどの皆さんが御存じなんです。何も新聞報道で見て初めて気がつくということじゃなしに、もっと現代的な情報の書き方があると思うんです。そういう時代でございますから、新聞報道を見て私らは知って、それは大変だというような表現じゃなしに、直接国会の様子、いろんなやりとり、質疑等、ほとんど知れる立場にあるわけですから、こういうような議会の議決の中に、こういう新聞を見ればというような表現は、私はいかななものではなかるうかな、こういうように思います。

以上で終わります。

議長（島原正嗣君） ほかに。———小山君。

8番（小山広明君） 1つお聞きをしておきたいと思うんですが、国の責任で介護保障を確立することというのは、よく議論になっております保険か税かというこの議論があると思うんですが、これは何を指しておるのか。

それから、2番目の十分に時間をかけてという、行政用語では、検討するというのは何もしないことだと俗に言われるんですが、今厚生省、政府が出そうとしていることについては、反対ということの意味を含んでおるのかどうかですね

それから、3番目については、これも1番と重なるわけなんです、必要な財政措置を講ずることということですが、この辺の現状を簡単にあれば——これは新ゴールドプランというのが始まっておるわけでありまして、これもよく仕事だけ地方に任せて財源の措置はほとんどないということが、よくこの議会の中でも議論されておるわけで、これはそういうことのレベルの要望なのか。

3点お答えをしていただきたいと思います。

議長（島原正嗣君） 成田君。

21番（成田政彦君） 1つは、国の責任で介護保障を確立するということですから、保障ということは、1つは福祉、それから年金、医療、この3つがそろって介護保障が十分そろうということであります。福祉というのは、政府の言う不十分性はどこにあるかということ、1つはゴールドプランで2000年までにやると言いながら、実際今度出された厚生省の介護保険法というのは、いわゆる施設サービスは抜きで在宅サービスのみに限ると、こういうことでもあります。でありますから、福祉の制度、施設サービス——施設サービスというのは、特養とかああいうやつですね。そういうのが欠けてるということで、不十分であります。

2つ目は、保険の問題であります。現在の介護制度というのはどういう制度かといいますと、皆さんも御存じのように租税をもってする、税金をもってする措置であります。でありますから、特別養護老人ホームに入るときは、泉南市の中にある判定委員会で市が決めて措置するというのが今の制度であります。しかし、今後はいわゆる保険一辺倒でこの措置制度をなくすとどういうことになるかということ、いわゆる低所得者、保険を払えない層はどうなるかということでもあります。だから、このことについては、我が党は、措置制度と保険制度の両方を並立してやるべきであるということとを主張してます。

それから、3つ目の問題は、厚生省の最終案からは、事実上、事業主負担が削除された。本来、事業主は半々で保険というのは持たなあかんですけど、事業主負担が要するに除かれたということで問題があるということに、今日の介護保険は問題があるんじゃないかと私は思います。

我が党は、この介護保険についてどのような考えを持っているかといいますと、1つは介護の水準を抜本的に充実させること……

議長（島原正嗣君） 答弁者、我が党とって、党の提案でないから。

〔小山広明君「我が党の質問はしてないんやから」と呼ぶ〕

21番（成田政彦君） （続）以上であります。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 成田議員の厳しい、行政をいつもシャープに質問されとるわけですが、答弁の立場に立つと、ややシャープさが無いなという思

いを持ったんですが、僕が1番で聞いたのは、いわゆる税か保険料がどちらを指すのかということなんですが、今の答弁では両方含むということなんです。そういうことは確認してもいいんですね。

それから、2番目は答えがなかったんですが、十分時間をかけてということは、今政府が出そうとしていることには反対するということだろうと思いますが、今この介護の問題というのは、待ったがきかないというところであって、本来早くしておかないといけないと思うんですが、これをおくらしたらいいという発想といいますか、考え方はどうかなと思うんですがね。確かに十分でないことは、いろんな議論から伝わってくるんですが、とりあえずこういう介護保障、介護保険ということが導入されるということが、まず画期的なことだともいう評価もあるわけで、今までそういうものを、介護という問題を個人の負担にしてきたところに大きな問題がありますし、介護者そのものがつぶれる、倒れてしまうという状況があるわけですから、早急にこういう介護制度というのを確立しなければならないということで、この辺はちょっと答弁がなかったから僕の想像ですが、ちょっと今政府が出すことには反対しとるんかなと思います。

そんなことで、答弁を聞きますと、また我が党になりますから、これで終わるときはすけども、ちょっと不安な面がありますけども、一日も早く介護制度というのを確立しないと大変な状況でございますから、私はこの意見書には賛成をしていきたいと思えます。

議長（島原正嗣君） 以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」の声あり〕

議長（島原正嗣君） ただいまの議長の宣告に対し御異議がありますので、本件については起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 賛成少数であります。よって議員提出議案第11号は否決されました。

次に、日程第19、議員提出議案第12号 同和行政終結宣言についてを議題といたします。

本件に関し、提出者を代表して林 治君から提案理由並びに趣旨の説明を求めます。林君。

23番（林 治君） 議員提出議案第12号、同和行政終結宣言について、案文を朗読して提案にかえさせていただきます。

同和行政終結宣言（案）

部落差別は、封建的身分差別の残りものであり、部落問題の解決とは旧身分のいかんを問わず、すべての人間の平等・同権を確立し、部落内外の住民が社会生活においてわだかまりなく人間として連帯を広げ、差別を受け入れない圧倒的な社会的世論をきづくことである。

本市における同和行政は国の「同和対策特別措置法」に先がけて進められ、すでに32年におよぶ同和対策事業によって、一般地域との格差が大きく解消し社会的交流も進展している。

しかし、不公正な同和事業やゆがんだ同和教育・啓発は新たな差別をつくり出すものとなり、部落問題の解決を阻む要因となっている。

今必要なことは、行政上の垣根をとりはらい市民の自由な社会的交流と連帯を促進することによって、真の部落問題解決への明るい展望を切り開くことである。

よって、泉南市議会はここに同和行政を終結することを宣言する。

平成8年6月27日

泉南市議会

どうかよろしく願います。

議長（島原正嗣君） 暫時休憩いたします。

午後7時 4分 休憩

午後7時14分 再開

議長（島原正嗣君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案者の説明に対し、質疑等ありませんか。———真砂君。

26番（真砂 満君） それでは、何点かにわたってお聞かせをいただきたいというふうに思います。

まず、基本的には私と提案者の林議員さんとは、この問題については合うことはないだろうというふうには思いますが、まず基本的な部分で、林

議員は今現在、部落差別そのものが存在をしてるのかどうか、その辺の御認識を聞かせていただきたいというふうに考えます。

それと、あと文面の方で何点かお聞かせをさせていただきたいんですが、1点目は、中段の方に「不公正な同和事業」というふうな文言で書かれておりますけれども、この不公正な同和事業ということは一体どういうことなのか、お聞かせを願いたい。同和事業そのものが不公正とお考えなのか、その中身が不公正だとお考えなのか、そのあたりどうなのか。

それと、その後続きます「ゆがんだ同和教育・啓発」という文言が書かれておりますが、ゆがんだ同和教育・啓発という事実があるのかどうか。それと、こういった差別の解消について、私は教育、また啓発等については非常に重要な意味を持つものだというふうに考えておりますが、提案者についてはどのようなお考えなのか、お聞かせをいただきたい。

それともう1点、市民の自由な社会的交流の促進がこういった部落差別の解消だというふうに書かれておりますけれども、ほんとにこういった形で部落差別がなくなるとお考えなのか、真剣にお考えなのか、その点お聞かせ願いたいと思います。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） ただいま真砂議員から4点にわたっての御質問がございましたので、お答えいたします。

この案文の中にもございますように、封建的な身分差別の残りものとしてのいわゆる部落差別というのが、きょうの時点で私自身の認識としてもまだあるのかどうかという御質問ですが、私は今もまだあると思っています。ないとは言いません。しかし、問題は、このことの解決に当たって、行政がなし得るその範囲というのは、やっぱり限られている。行政がすべてのことをやるんではないということです。そこから今日、今同和行政としての終結を宣言することが大事じゃないかと。

これまで、この案文の中にもありますように、1966年から泉南市では国の同和対策事業に先駆けて、5年先駆けてこれやってきてるんです。もうこの点はこの泉南市での行政の進めてきたことは先駆的であったと思います。ただ、残念なことは、1つは、同和事業そのものに不公正な問題があったと。これが1点です。これはこの長い歴史の中にありました。具体的に百条調査委員会も議会でも構成されまして、ここで議会全会一致で

この問題についての決議がかつて行われたことがございます。もちろんその後の問題につきましても、私もこの本議場で取り上げて指摘してきたこともございます。

さて、同和事業そのものが不公正なのかという点ですが、もちろんこの点についても、今同和事業そのものも公正さを欠く、こういった意味で不公正な事態に立ち至っているのではないかというふうに考えます。それはこれまでの事業の中身からいっても、既に170億近くの事業が今進められてきています。私は若干数字については、本年度と前年度はまだ決算が出ておりませんから当初予算の数字で、あとさかのぼって3年間は決算上の数字ですので、余り一緒に数字を計算するのはいいことやないかわかりませんが、しかし過去、今日を含めたこの5年間の同和事業の中身を見ますと、5年間で泉南市で約53億7,000万円使っています。そのうち市の一般財源は18億であります。たしか33%ぐらいになりますが、また起債も13億で18%、合わせて58%以上が直接の市民負担となってきました。また、この5年間には固定資産税とそれから都市計画税、さらには国民健康保険税、これらは何らの所得上の制限もなくこれが減免されておりますから、それが3億9,000万円に上ります。こういった事態は、市民の目から見て、これは不公正だと、公正さに欠く、納得できない、こういった声が多数あります。私は、そういったことを含めて、こういう事業がこのまま続けられることは問題だというふうに思います。

そしてまた、ずっとこれまで副読本「にんげん」というものが府教委から配布されて、学校教育の中で使われてきております。それから、最近ではふれあい教育ということで、部落解放同盟と府教委との間で合意して、これが今進められてきてる。この教育の中身も、實際上いつまでもいわゆる同和地区を特定し、子供たちのプライバシーをも侵害するものになってるという点でも、私は教育上こういう教育を強制すること自身が問題だというふうに思っています。

また、啓発も一昨年になりますか、ちょっとそこに置いてきたのであれですが、部落差別を初め……、その条例ですね。この間議決した条例ですが、この条例をもとにしていわゆる啓発等をやっているということですが、私はこれ自身が問題だと。本来、全く性格や、それから問題も課題も異なるこれらのものを一緒にして、これを市民に行政がいわゆる啓発を進

めていくという形をとることは、進めるということは、非常に問題だと。私は啓発というようなことは、本来みずから市民が自覚的に学習する、また運動団体が呼びかけて大いにそういう啓蒙をするといったことが、それに自発的に参加される、こういったことが大事なんで、いろんな事業に市が乗り出してそれを進めていこうという形態を持つこと自身は、問題だというふうに思います。

それから、最後の市民の自由な社会的交流と連帯によって促進すると。もちろんこれは、その前文に「行政上の垣根をとりはらい」という言葉があることについて御注目をいただきたいんですが、1つは、それを除いてあとのことはないわけなんで、今同和地区と一般地区というふうに、先ほどの駐車場条例も含めてそうですが、泉南市の方では今地区指定というふうにしています。この地区指定が同和地区と一般地区という区分けをして、そこでさまざまないわゆる個人給付等同和事業が行われておりますが、この垣根が市民の中での自由な交流を妨げていることは事実であります。同和地区だからといって、そういう今いろいろ行われている個人給付の実態は、私が党が相当これまで厳しく機会あるごとに言ってまいりました。漸次これらの個人給付の内容についても廃止、見直しが行われておりますが、このことも急がなければならない課題だというふうに思っています。

そういうことの垣根が取り払われてこそ、市民の中での自由な交流ができる。市民の中にこういう個人給付が残され、そしてそれも行政が一般と同和地区という垣根をつくることによって執行しているこの実態は、市民の納得いかないものであるというふうに考えます。

以上であります。

議長（島原正嗣君） 真砂君。

26番（真砂 満君） 非常に長々とお答えをいただきまして、一応ありがとうございます。

その中でいろいろ気になる点もございまして、すべてをメモっていたわけではございませんので、何点かに絞って意見なりお聞かせをいただきたいというふうに思うんですけども、まず1点目は、この文面の中ですけども、先ほどのお答えでは、1966年からというふうにおっしゃられてますから、これでありまして数字が32年に及ぶ同和事業というのは年数が合いませんよね。その数字の方はどういうふうになっているのか。もう既

に32年、泉南市では同和事業が行われたのかどうかという点。

それと、人権条例のこともおっしゃられておりました。憲法で思想、信条は自由に認められてますから、それはそれでいいわけなんでありますが、経過を林議員さんもよく御存じのように、いろいろ各界各層の人たちが集まって検討委員会がなされて、その中で検討され、この本会議場で圧倒的な多数でこの人権条例というものが可決をされた。そういった経過については、よく御案内のとおりだというふうに思います。

ですから、こういった部落差別を初めとする、人間が人間としての権利を尊重し、互いに認めていく、こういった社会をつくり出していこうというのが圧倒的多数のこの世の中の意見だということの認識は、ぜひともしていただきたいというふうに思います。

それと、同和事業の中の170億云々のお話ではございますけれども、これはよくこの本会議場の中でも議論をされるわけなんでございますけれども、170億円そのものがすべて同和事業として行われているのではない。このことは行政の方にも常々言ってるわけなんですけども、それは一般施策として当然その地区でやらなければいけない事業費も含めた金額であるということも、ほかの議員さんもぜひとも認識をしていただいて、非常に誇大に同和事業の費用がかかっているということを、ピラ等々でそのことを宣伝をされるということは、私からすれば悪意に満ちているのではないのかなというふうに思います。

それと、啓発等々の問題でございますけれども、先ほどお話の中で副読本「にんげん」の話をされました。そういったことがあるからゆがんだ同和教育だというふうにおっしゃられたというふうに思います。私は、こういった部落差別がなぜ生まれたのか、そういった歴史的なことも含めてきちっと教育をすることが非常に大事だというふうに思ってますし、人権のとうとさを教える、このことが重要だというふうに思っておりますので、決してゆがんでいるというふうには考えておりません。

ただ、非常に残念なのは、林議員さんの名前も入ったピラが泉南各地で配られております。その中身を拝見をさせていただきますと、これは投書ということで紹介をされた文面ではございますけれども、泉南中学は非常に汚い学校やというようなことで、学生はみんな平気でたばこやシンナーを吸っているというような記事が書かれておりますし、特に事実に基づかな

いことも書かれております。というのは、文面を紹介さしていただきますと、前畑団地で住む中学生がひとり暮らしをしているというようなことを書かれ、その中身というのは悪い子供たちのたまり場やと。そして、たばこ、シンナー、エトセトラありとあらゆることをしているというようなことを書いております。それはその後続くわけなんですけども、同和住宅が安く借りられる、市が補助をしている、同和の人を市が特別扱いをしているというような形で書かれる。最終的には、親子が遊んで市の援助で学校を卒業しているんやというようなことの記事の内容のピラを書かれているわけなんです。

まさに、こういった投書の——確かにこれはそのまま原文を、投書された方の文章を掲載をされたわけなんですけども、そういった中身の点検もせずに偏見を持つような内容で差別を助長する、そういったピラがこの間日本共産党のピラとして過去何回かまかれております。あなた方のやっている行動がまさにこの間差別を助長、拡大してきたというふうには考えられたことはないのかどうか、その点もお聞かせをいただきたいというふうに思います。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 1966年からのことにつきましては、市の方でこういう総括表をつくられています。これを見ていただければわかりますが、私は同和問題、例えば平成だとか昭和だとか、福沢諭吉という人は「人の上に人をつくらず、人の下に人をつくらず」という言葉を残されましたけども、まさにそうで、こういう言葉自身が、こういう年号の読み方自身が問題なので、ちょっと西暦と切りかえて言うのが時々難しく、その場で計算できなくて言わざるを得ないんですが、この市の方の同和事業の資料では昭和40年となっております。これは私自身が直接体験をして、当時の泉南町にこの同和事業の予算を組ました議員の一員として、そういう運動をした一人として、そこから始まっているんです。私が議会へ出てきてから初めて泉南市で同和事業がつくられてきたというふうに、私自身は、私もそのうちの一人として確信を持っております。

今、人間と人間の連帯ということにつきまして、この案文そのものにも書いてありますように、そしてそういう世論を、差別を許さない世論をつくり上げること、そのことが非常に大事だという点では、真砂議員の御意

見と私も一緒であります。

投書の問題についてお話しですが、日本共産党は創立以来一貫して私自身も党の議員としてここに席を占めるに至ってから今日まで、ずっとこの差別をなくすために取り組んでまいりました。ただ、これまでの経過の中で泉南市の事業がここまで進んできた中で、これ以上の事業が、行政が、いわゆる部落差別によるものでなくて、そうでない格差というのは実際上あるわけですから、これからはこの行政の垣根を取り払って、その上で自由な交流ができてこそ人間と人間との連帯が生まれ、差別のない社会へと進むことができると、そういうふうに思うんですよ。そのことが非常に大事だというふうに思いますので、何か差別を助長しているのではないかという御質問ですが、むしろ日本共産党こそがこういうふうに差別をなくすための先頭に立ってきたということを申し上げます。

議長（島原正嗣君） 真砂君。

26番（真砂 満君） もう3回目ですから簡単にさせていただきますけれども、最後の方は、確かにピラ、この原文がございます。中身についても非常に腹立たしい思いであります。そして、のみならずこれまで教育関係で頑張ってこられた方々、それと人権の方で頑張ってこられた方々の苦勞もこの1枚のピラですべてを無にする、そういったことにもつながる内容であるというふうに指摘をしときたいというふうに思います。

それと冒頭、部落差別はまだまだあるという御認識でございましたから幸なんですけれども、一般質問の方でも私紹介をさせていただきましたように、差別落書き、またインターネットを使った、コンピューターを使った部落地名総監ですね、そういったたぐいの案内通信等々が現実に起こっております。そして、そんな差別事象として乗らない形で一般社会、生活の中でもいろんな形で差別というものは起こっております。特に、結婚差別というのはまだまだありますし、職業差別も常に起こっているのが事実でございます。それが表に出るか出ないか、いかに表に出ない部分の件数が多いかという実態もぜひとも知っていただきたいというふうに思います。あとの方もまだたくさんおられるというふうに思いますので、そのことを訴えて私の方は終わります。

議長（島原正嗣君） ほかに。———小山君。

8番（小山広明君） 林議員から同和行政終結宣言を泉南市として行えと、

そういう意見書が出ておるわけなんです、これはどういう——市民の声を議会が代弁をしていくというか、伝えるという大きな仕事があるわけなんです、泉南市が同和地域というところをきちっと行政も認定し、長い間同和事業を行ってきたわけなんです。その上に行えるわけなんです、その部落の人たちのある意味の部落宣言というものを前提にしてこの同和事業が成り立つことは、林議員もよく御存じだと思っております、それを一方的にそういう人たちの声があるのかどうか、どういうふうにつかんでいらっしゃるのかわかりませんが、総意として鳴滝地域の方がもう同和行政はもうやめてほしいというようなことがあってのこの提案なのかどうか、そこをまずお聞きをしておきたいと思っております。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 小山議員の御質問にお答えします。

先ほどから申し上げてますように、泉南市での同和事業のこれまでの実績もあります。大阪府でも約3兆円近くですか、それから国としても13兆円近くですか……（小山広明君「質問にきちっと教えてください。そんなこと聞いてないです」と呼ぶ）いやいや、答えますから。（小山広明君「鳴滝地域から声が上がったかだけ。余分なことは答えていただかない」と呼ぶ）質問したら最後まで聞きなさい、ちゃんと答えますから。そういうふうな事業が進められる中で、行政上のこれまでの進めてきたことがいろいろさまざまな問題を持ちながらも、大きく部落差別の解消に向かって進んできたという点が、非常に今度の同和行政の終結宣言を提起する1つの大きな要因であります。

そして、今そのことを提起することが部落差別をなくしていくまた大事な点であるという点です。そのことについて市民からも、それは地区内外を問わずその声が私どもに寄せられている。

以上、3点になります。

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） たくさん被差別部落の方から終結宣言をしてほしいという声が届けられておると、そういうふうなことをあなたは言ったわけですが、当然被差別部落には運動体を持って自分たちが——あなた方もいろんな運動をしとるわけですが、いろんな差別を受けたり、労働者であれば力のない人は一緒に協力しながら問題の解決をしていくわけなんですけど

も、そうすると、そういう被差別部落の方たちが組織をしておるところで多数の声として、あなた方も民主主義を大事にされて、人々の声を大事にしていくわけなんです、そういう人々の盛り上がりの中で、日本共産党の中におる林氏がそういう住民の声を酌み上げてやっておられるのでしょうか。ただ、いわゆる上意下達的に前衛党的な形で指導してやるというような形で、これが正しいんだということを押しつけていっておる歴史なりいろいろあるわけなんですけども、そういう点でやはりこれは正しいんだからということで、そういう住民の多くの——住民は必ずしも党の中におる人ほど意識が高まっているわけでないことは当たり前で、そういう住民間の盛り上がりを通してこういう宣言をしようとしておるのか、そこを聞いてとるわけですから、さまざまな意見があるとか、いろんなことがあったんですが、そういう点ではどうなんでしょうか。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 我が党のことについて何か触れられたようでありますが、我が党はあなたのような、今言われたような方針は持っておりませんが、我が党は、国民の将来と民族の将来ですね、そして今日の生活、これを豊かにするために全力を尽くして頑張ってきてるわけです。もちろん平和とかいろんな問題もありますが……。

それと今言われた点では、やはりここは議会ですからね、議会ですから、もちろん市民の声をよく聞いて、それを議会に反映させる、市政に反映させる、そのことは第一に大事なことであると思うんです。同時に、行政上行ってきたことについての成果とかそういうことについてもよく検討して、どういうふうに泉南市を、どういう方向に進めていけばよいかということについては、やはり議会としてもよく考えて、そういう指針を示すこともまた大事であります。

そういった点で、私は議会として同和行政の終結を今求めることが非常に大事だということで提案をさせていただきました。

以上です。

〔小山広明君「もうあと1つだけ」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 同和事業、同和施策というのは、そういう対象地域の人たちの、自分たちは被差別部落だというようなことを言わずに、勝手に

行政が否定できますか。また、もう1つは、じゃ、行政が、いや、もうそこは部落でないというんか、同和事業はもう必要ないということ、そういう部落民のいろんな厳しい中で宣言をした中で初めて成り立つ施策ですわね。それをやっぱり一方的に行政で、それは正しいんだからということできるとお考えなんですか。そこだけ最後に1点お聞きしておきたいんです。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） ただいまの御質問ですが、行政というのは、部落問題を考える場合に、行政のなし得る範囲、限界というのがあるんですよ。行政が、市長がここにおいて何もかも全部、よし、わしが差別をなくしたと言うてやれば、全部差別がなくなるんじゃないんですよ。行政には限界があるんです。その限界をわからずにそういう部落宣言をしたとかいうことだけで、そのことでいつまでもそれをなくせ、行政に求めて、それで何もかもやろうということになると、やっぱり無理が生じます。やはり行政がやり得る範囲、それは一般行政としてできない点を補完するために時限立法で——ですから国でも時限立法ということやってきたと。まだもう少し足らんからもう少しやろうということやってきた。これについては、来年の3月のいわゆる特別措置法の期限切れを、これは何も我が党だけではありません。運動団体も含めて——今いろんな運動団体があります。ありますが、それらの運動団体も全部ひっくるめてこの同和事業、いわゆる地域改善対策特別措置法の法律の期限切れを合意して迎えるというふうになっています。そういう問題です。

〔小山広明君「最後で結構です」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 小山君。

8番（小山広明君） 意見だけにしときますが、当然行政に限界があることは、同和施策だけじゃなしにすべての点にそうなんでありましたが、やはり重要な国民的課題とか市民の課題といったように、差別問題というのは人間の生き死にかかわる大きな問題ですから、限界があるといっても、だからといってここで同和行政の終結をそういう地域の人たちの盛り上がりがない中で一方的にもし行うとしたら、それは僕は主体性という名の独裁というような内容を私持つと思うんですね。

やっぱりあなた方も市民の声を聞きながら、そして市民の声を行政に反

映していっとるわけですから、そういう市民の声の盛り上がりのない中で、これだけ重要な、どうしたら本当に差別のない社会をつくるかというのは、またほんとにこれはすべての差別と連関しておりますからね。まだ我々の社会が差別のない社会だというのは、胸を張ってとても言えない状態であります。唯一大きなまとまりを持って部落解放同盟なり被差別部落の中にある運動体が一生懸命自分で名乗りを上げてやってきた運動を、私はそういう人たちの静かに立ち上がってくることを待ちながら、行政は部落差別だけじゃなしにあらゆる差別をなくすことと一緒にあって、やはり差別問題に取り組んでいくべきじゃないかなと、そういうことを思います。

林議員の言葉を聞いて、まだまだ話し合っていないといけない面もいっぱいありますし、やっぱりこういう議論をしとるそのことが、現に現在でも差別を受けておる方にどう響くかなということを私自身もやっぱり気にしながら、この議論はしていきたいなと思っておりますので、意見だけ申し上げて、終わっておきます。

議長（島原正嗣君） 巴里君。

14番（巴里英一君） 私は事実上生まれ育った一人として、こういう議論をする世の中そのものが非常に口惜しいというのが現実なんですね。本来、人間は生まれながらに平等であるという精神をきちっと国及び国民が守れば、このようなことは起こり得ない。そういうための事業は、必要ではないことは確かである。そういった意味では、同和対策事業の果たす役割というのは、非常に大きなものだと思えます。

そこで、特に先ほど大先生がお答えになっておりましたが、行政には限界がある。それは当然のことです。行政の限界をいかに民間、我々も含めて多くの人々がその補完的立場でそのことをなくすために努力するのかということが与えられているいわゆる国民的課題と言われている、こちらであります。その点は、論者はかなり勘違いしてるんじゃないかなと私は思います。それをまず1点聞きます。あなたがおっしゃってる全体的な中で、1つまずお聞きしますが、教育というのは、あるいは啓発というのは、大事であるのかなのかということをお答えいただけませんか。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 巴里議員の御質問にお答えしたいと思います。

教育とか啓発とかですね。一般的に言えば——これは今、同和教育というふうに言われたのか、ちょっと意味がわからないんですが、教育が大事でないということはありません。教育基本法に示された、憲法と教育基本法ですね、これに基づいた教育が日本で具体的に行われること、これは戦後つくられたものですから、これは非常に大事です。これがゆがめられると大変です。

啓発の場合は、これは戦前の1億総動員じゃないですが、教育も啓発も行政が、時の支配者が特定の方向に進めるという方向でやるということについては、これは正しくない。だから、戦後は憲法と教育基本法ができたわけですが、啓発も、これが人の心、内心に踏み込んで解放というんですかね、これは正しくないことなんです。みずからがみずからを教育するというんですか、例えば大衆運動の団体が私はこういうことで聞いてほしいんだと。皆さん議員ですから、僕が演説会をやるから聞いてくれと言うて、僕はこんなして考えてるんやけどどうやと、これは大いにやったらいいわけなんです。それは、強制されてそこへ連れて行かれるというのもぐあい悪いですからね。

だから、私は今までも行政上特定の運動団体の集会に行政がお金を出して、結局職務命令のような形で行かすとか、これは正しくないと言うんですよ、そういう形になるのは。だから、啓発だってそういう形でやることは正しくないということです。

議長（島原正嗣君） 巴里君。

14番（巴里英一君） もう提案者も御承知のとおりであろうかと思えます。ここにおられる方々は、生まれたときにすべて承知して生まれた人はだれもない。人というものは育ちながら社会的知識、意識を受けながら育つというのが現実です。それが教育であり、あるいは社会的啓発であるということを我々は認識しているところであります。そのことが間違っただけで教育されたり、あるいは啓発されることは、私も否定するところでありますけれども、人権を大切にするという教育は、これは世界人権宣言でも同じように、当然のごとく人間の生きとし生ける者の生命を守るためにも最も大切な本旨であろうと思われまふ。しかし、本人は同和問題だけは別だと。その教育・啓発はゆがんでいるというような表現は、私はもってのほかかというふうに感じます。

それと、そのために「部落内外の住民が社会生活においてわだかまりなく人間として連帯を広げ、差別を受け入れない圧倒的な社会的世論をきづくことである。」。この「きづく」というのは、だれかが表現し、だれかが訴え、だれかが行動しない限りできないわけです。知らないことは訴えられないわけでありますから、そのことの正しい知識を入れていくということは、当然しかるべしことと思われれます。そのことの国が果たす役割、あるいは行政の果たす役割というのは最も重大であろうというところにおいて、責務というものが出てきたわけです。そのところを間違いのないように表現を願いたいと思います。

その圧倒的な世論を築くためには、やっぱり教育、啓発ということは非常に大事であろうと思うので、そこの関係性をはっきりと述べていただきたい。特に、先ほど「同和教育、啓発は新たな差別をつくり出すものとなり、部落問題の解決を阻む要因となっている。」というの、あなた方がある部分をとらえて、逆に低い谷底、例えばそこ穴ぼこがあるとすると、そこに土を埋めることを否定してることと同じような結果に私たちには聞こえる。そして、何も部落差別を受けてる側が、部落差別を認めてくれとか、してくれとかいうことを言うたことはない。これは私たちが当然国民的権利であるものを当然の保障としてやってくれと。それが差別の中において否定されてきたじゃないか。だから、その保障をきちんと行政手段をしてくれということで、当時の佐藤総理大臣だと思いますが、40年に同和对策審議会答申というのが出された。その審議会答申は、御承知のとおりであります。紛れもなくこれは政治的につくられたものである。1871年に解放令というのが出されました。これは太政官という当時の首相であります。太政官という名で、以後はえた及びそういう賤称を廃止すると。平民としての身分を保障するという形を出されたわけであります。

しかし、そのことと同時に権利が否定された結果、華族あるいは士族、そして平民、そして平民の中にもたくさんの身分階層を階級的につくり上げていって、部落差別を最大に利用しながら、富国強兵ということの中で苦しめられてきた事実が厳然として残っているのはあります。私はここに資料としてたくさん持ってますが、軍隊においてもそのとおりであります。

私はそういった中で、長い間の血の出るような苦しみの中で、あるいは死者も出しながら私たちの先輩が、多くの方々が30年代にせめて部落差

別はなくせということで国策樹立の請願運動になって、40年に先ほど申し上げた答申が出された。あの答申の中身は、総合的に部落差別を解消しなさい、これが焦眉の急であるということです。そういうことをきちっとやれと。

しかし、そのときにつくられた特別措置法というものが、いわゆる事業法だけに偏ったがために、急を要するというで偏ったがために、現行もなお意識として多く残されている。しかしながらも多くの皆さん方の努力によって、一定の成果が上がっていることは事実であります。まして行政の力というものは、非常に大きなものであります。その点、私は評価をするものでありますけども、それに水を差すようにこのことを否定したら、今までしてきた過去の30年、あなたがおっしゃる30年の議会は、皆さん方がこのことを結果的には否定したことと同じことになる、あなたのおっしゃる筋は。そういったことを私は容認しがたい。

そしてさらに、そのことがあなたは部落問題の解決を阻む要因となると言うている。今必要なことは、行政上の垣根を取り払えと。先ほどあなたが説明されているように垣根と。同和事業はたくさん金が必要だからあかねやという表現です。そしたら、少なかったらいいんかということになる。多いからあかねので、少なかったらいいんだということになるのか、そのことがちょっとわからない。あなた、福祉だったら何ぼかけてもええみたいな話をよくされるわけですけども、そういう点はちょっと私には理解できない。

そして憲法の理念からいうたって、やっぱり差別されないという立場から見て、そのことをなくすために立ち上がるのは当然のことです。そしてこの垣根は何も被差別部落の人たちが自分たちでつくったもんじゃない。行政が、あるいは政府が、政治が、社会がそのことに影響されていた中で、先ほど答弁者が言ったように、影響と人間の意識の中に入ってきて差別が温存、助長されてきた経過がある。そのことを否定してしまうと、今やってることはすべて悪いんだということでやられるから、こういう前畑地域が悪いんだということで、前畑だけがシンナーの巣だとか書かれている。これは女性議員の名前ですが、書かれてるやつがある。

こういうことで出てきて、このことを読む市民がどうなるのか。ひどいとこやな、そんなに怖いんかと、差別を温存、助長さすことにあなた方は

手を貸してることになるんじゃないですか。そういうことをあなた方は反省するということなしにこういうことを出すことは、私は認めがたいということなんで、そういうことも含めて御答弁願います。

議長（島原正嗣君） 林君。答弁者も質問者もできるだけ簡潔にしてください。御高説は、また別に改めて機会を設けますから。

23番（林 治君） 時間も遅くなっていることでもありますし、いろいろたくさんのお話を言われましたので、ここで言っていることは、確かに封建社会の中でつくられてきた、こういう政治支配の道具としてつくられてきた差別問題ですね、身分差別制度、そういう点が戦前、今言われように支配の道具という格好で使われてきたことも事実ですし、そういった戦前の国民の苦しみをなくすために、戦後新しく今の立派な憲法がつくられたわけですね。それでもなおかつ同和地区での行政上のおくれがあったということから、1966年、いわゆる同対審答申が出されたことも事実です。

しかし、その同対審答申がされた1966年から、今ちょうど30年たってるんですね。この30年の間、行政が何もしなかったんじゃないし、先ほど言いましたように、これはお金でどのくらいしてきたかと言わんと表現できませんから言いますが、単に数字という問題だけやなしに、その裏にはさまざまな運動もあり、正しい運動もあっただろうし、間違っただ運動もあっただろうと思います。行政がこれまで進んできた。一定そういう補完を行ってきた。

ですから、この行政のこれまでの取り組みの結果、身分差別の解消につながる施策としてやられてきたことは、もう既に限界に来てるという判断です。だから、今までのことを否定してるんではなしに、すべてを否定してるんではなしに、これ以上——これ以上ですよ、これ以上この同和行政をやること自身が、ここにありますように部落問題の解決を阻むことになると、こういうふうには言ってるんです。ですから、すべてを否定してるわけでもないんです。しかし、問題があったということは、言ってます、この決議の中ではね。

これは泉南市の実態からもそうでありましたから、私はそういう点も含めてここでその要因を取り除いて、行政の垣根を取り払って市民の自由な社会的な交流と連帯を促進することによって真の解決を目指していきたい

と、こういう決議の内容になってるわけです。そういう点でひとつよろしくお願いいたします。

〔巴里英一君「議長、最後に」と呼ぶ〕

議長（島原正嗣君） 巴里君。

14番（巴里英一君） 一定すべて解決してないということは認識されておるので、それなりに私は一部分は評価はできると思います。

これは提案者も御承知だと思いますが、1951年、昭和でいえば26年ですから、今から約45年前ですね。このときに、もう御承知の方がおられると思います。改めて言いませんけれども、オール・ロマンス事件というものが起こりました。これは京都で、実は御承知のとおり当時の高山市長だったと思います。保健所の職員が、京都に七条という被差別部落があります。ここを特殊部落ということで「オール・ロマンス」という雑誌にいわゆる悪の巣窟かのごとく、消防車は入らない、水道はない、あらゆる病人がいる、女は身売りする、こういう表現で、あるいは売春の巣窟とか、そういうふうな書き方をされた。あるいは一般的に言うとすべての悪いところが偏ってるとこやということの表現、あらゆる表現がありましたけど、固めていえばそういうことが実は発表された。これが差別事件として実は大きく燃え広がった。

このときに京都市長が、まさに消防車が入らないのはどこや、あるいは病院がないのはどこや、道が狭いのはどこや、火が出たらどないなるねんというような話です。ずっと丸印を各地つけていったら、真っ黒になったところが被差別部落と言われている。これが行政の差別と違うかということから始まったのがいわゆる行政闘争なんです。御承知でしょう。知ってますね。少なくとも共産党員である諸君は、これはもう自明のことです。

それから始まって、せめてこれをやらすには京都だけではだめだということで、先ほど申し上げた全国的な運動が起こったと。これがいわゆる行政闘争の発端でありまして、そういう意味では提案者の言うような形で、私たちは何も物的自由のみだけで全部してくれと。あとはたくさんしてくれということ言うてるわけやないんです。実は、運動側の我々は、スクラップ・アンド・ビルドと。捨てるものは捨てて必要な物は残せということで、私たちは逆のそういう方向で今運動が展開されてることは事実であります。

その中で、特に私たちが問題とするのは、今なお人材育成のための教育規模が低い。そして職業の選択はまだ自由になされていない。啓発活動が非常に弱い。この3点がいつも林大先生がおっしゃってる政府の答申の中で実は論議されて出てきているところでもあります。

こういったところでもありますから、私は何もこれ以上泉南市に多大な負担をかけるとか、そういうことではない。差別がある限り必要な施策は、私たちでなくたって当然していくべきであろう立場である。これは当然行政しかできませんから。しかし、啓発についてはどれだけ、どういう形で市民に啓発活動をするのかということでもあります。しかし、私そのものが以前に市の部長級の皆さん方にお尋ねしたときに、どなたも答えがなかった。ということは、先ほど提案者がおっしゃったような形では理解ができてないんだったら、理解をさせない限り市民に説明できないじゃないかということで、行政がみずからの課題としてそういうところへ研修に参加してる。それが誤った認識をされるということは、私はちょっと違うんじゃないかなろうかというふうに思ってます。

質問とはちょっと外れますけども、今なお6,000部落、300万と言われるところで3分の1の2,000の地域がいまだに何の同和事業が手つかずに残っている事実もあることを申し添えて、私の質問にかえます。終わります。

以上です。

議長（島原正嗣君） ほかに。———山内君。

16番（山内 馨君） たくさんの、長時間の質疑がありましたので、極めて簡単に1点だけお尋ねをします。

同和事業の特別措置法、財特法ですね。それが来年、平成9年3月をもって終結すると。役所からいえば、8年度で終わると、こういうことでございますから、8年度の泉南市の予算も、同和事業についても通すべきものは通っていると。その中でなぜ今終結宣言を求めているのか。その理由を少し聞かしていただきたいと思えます。

議長（島原正嗣君） 林君。

23番（林 治君） 山内議員の御質問にお答えします。

同和事業が泉南市では8年度で法律が切れるということで、8年度に相当圧縮して来年度、9年度へも最初から繰り越しというふうなことも考え

て予算を組まれているという点ではありますが、今それはいわゆるハードな、特にハードな事業ですね。いわゆる登録事業としてつくられてきた分です。それ以外にも同和予算の中には扶助費とか負担金、それから施策経費ということで、予算の中でも相当な部分を占めています。特に、それらについては、市の一般財源の持ち出しも非常に大きいものがあります。それから、ようやく8年度には固定資産税の減免額が絶対額で減りましたけれども、これらの問題もまだ残っています。

ですから、こうしたことを含めて今同和事業を一日も早く終結すると、同和行政を終結するということが大事だというふうなことで提案をさしていただきました。

議長（島原正嗣君） 山内君。

16番（山内 馨君） できるだけ簡単に申し上げますけれども、本年度をもって国の立法が終結するという事ですから、その終結したときに国の立法、特別な法律がどのように泉南市の財政に及ぼすのか。また、今おっしゃったように残事業が精算してどの程度あるのかということをやっぱりきちっとした上で、私は今日、今の平成8年度のこの6月という、こういう時期に終結宣言をする必要はないのではないかなと。来年3月に向けてやはりいろんな調査をし、また国の法律の今後のあり方というものを検討した上で、その時点の終結宣言——終結できればですよ。できるような状況であれば、終結宣言をしたらいいいのではないかなと、こういうふうに思いますけれども、ただいまの御答弁をいただいた中では、なぜきょう、今、同和事業の終結宣言をしなくてはならないかという、そういう緊急的な御答弁はいただけなかったので、私はこの宣言を今の時点でやることについての理解が到底できないと、こういうことですので、私の意見を申し述べて質問を終わります。

議長（島原正嗣君） ほかに。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。———小山君。

8番（小山広明君） 同和行政終結宣言案に反対の立場から意見を申し上げます。

1965年8月の同対審答申に始まり、1969年7月公布の同和対策事業特別措置法から現在のいわゆる「地対財特法」まで、特別対策として

の同和事業が本市においても精力的に進められてきたことは、提案者も述べられたところであります。

この特別対策としての同和事業というものは、いわゆる対象地域とその住民に対して実施されるものである。では、その「対象地域とその住民」をどう特定するのかと言え、これはもう行政の勝手な判断によって、ここそこは対象地域、あそこは対象地域じゃないというふうに指定するわけにはいきません。あくまでも当該地域の住民の総意、民意を確認した上で本市が国に申請し、それに基づいて国が対象地域としての指定を行い、事業を実施してまいったという性質の経過を有するものであります。つまり、うちは「部落」なんかじゃない、同和対策事業なんかやるから「部落」と言われて差別されるんだ、という考えで住民の意思がまとまっている地域につきましては、これはもう、いや、お宅の地区は世間から「部落」と言われている、間違いなく「部落」やから、行政の主体的な判断で「対象地域」として国に申請しますよ、というわけにはいかないものでありましょう。

すなわち地域住民の総意として同和対策事業の対象地域として名乗りを上げた、いわゆる対象地域としての指定を受けたということは、地域住民総体としての「部落民宣言」ということになるわけであり、宣言したくないという人たちに宣言を迫ることは、確かに人権の侵害だと思えますが、みずからの主体的な意思によってあえて「部落民宣言」に踏み切つてまでして、いわゆる「一般」地域との格差是正、環境改善と社会的自立のための個人給付を求め続ける対象地域住民の自主的な行為を市議会や行政の判断によって一方的に終結させようとするのは、おおよそ本末転倒といわざるを得ません。

もちろん滋賀県や和歌山県など、例えば最近の事例で申しますと、和歌山県の吉備町では、同和対策事業の終結ということが大きく報じられました。これにつきましては、運動団体の中でも賛否両論あると聞き及んでおりますが、私は当該地域の住民の総意とし、もう特別対策としての同和事業は要らないんだと、民主的な手続を踏んだ上で住民の総意が確認できたのであれば、たとえ外から見て、いや、まだ続けた方がいいんじゃないかと思つたとしても、やはりここはその批判を押さえて、そうですか、では本市における貴地域に対する同和対策事業は特別措置法にかかわるも

のとしては打ち切りましょう。いわゆる「対象地域」としての指定もこの時点で国に返上いたしましょう、と淡々と受け入れ、事務的に手続をするべきものであると考えます。

すなわち同和対策事業特別措置法から現在のいわゆる「地对財特法」まで、特別対策としての同和事業という法的な枠内においては、当該地区住民の民主的な意思決定こそが最大のポイントなのであります。本市において特別措置法の「対象地域」として指定されている地区の住民が、民主的な手続によって地域指定を返上する、返上したいという意思決定を行ったという話は、私は一切聞き及んでおりません。

以上が同和行政終結宣言に反対する理由であります。

何をもって部落差別はもはやない、部落問題は「解決」された、あるいは完全解放されたと言えるのか。それを判断するための全市民的な共通基準は、今なお得られておりませんが、差し当たり全国部落解放運動連合会、いわゆる「全解連」と言われる運動団体ですが、その全解連が提唱している「4つの指標」というものがあります。

1つは、部落が生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差が是正されること。2つ目は、部落に対する非科学的認識や偏見に基づく言動がその地域社会で受け入れられない状況が作り出されること。3つ目は、部落差別にかかわって部落住民の生活態度、習慣に見られる歴史的後進性が克服されること。最後は、地域社会で自由な社会的交流が伸展し、連帯融合が実現すること。（「そのとおりや」と呼ぶ者あり）

細かいことを言いますと、「部落の歴史的後進性」とは何のことなのか。「融合」という言葉には何か特別の意味でもあるのか。何かと理解に苦しむところでございますが、基本的には以上の「4つの指標」に照らしまして、「全解連」もまた今なお部落問題は解決されたとは言えないという立場であり、「全解連」と近いと思われる本議案の提案者の方々もまた、同和行政終結宣言の文案を拝見しましても、その立場をとっておられるようであります。私もまた部落問題が未解決であるという点においては同意いたします。

では、どこに違いがあるのかと申しますと、提案者の方々のように、特別対策としての同和事業や同和教育や社会啓発なるものがその部落問題の解決を妨げていると考えるかどうかはその違いがあると思います。

問題は、ただ肝心かなめの「対象地域」の住民の方々がそう思っていないというところにあります。同和事業は必ずしも「不公正」とは思っていないし、同和教育を「ゆがんだもの」だとも私は思っていません。啓発が「新たな差別をつくり出すもの」だとも思っていません。思っていないからこそ、滋賀県や和歌山県の一部の市町村とは違って、「対象地域」としての指定返上、同和対策事業終結の声が当該地域の住民の総意として上がってこないのです。

「全解連」は、部落住民の民主的意思決定を尊重するという運動スタイルを有する団体であると聞き及んでおります。その全解連と非常に近いと思われる本議案提出者の方々が、何ゆえにこのような宣言案を地域住民の頭越しに市議会に提案し、一方的に住民に押しつけようとするのでしょうか。提案者の方々がまずなすべきことは、その友好関係にある運動団体、「全解連」との緊密な協力提携のもとに、関係地域住民を説得することではないでしょうか。地域住民の過半数があなた方の提案趣旨を理解し、賛同されるならば、おのずとその方向へ向かって同和行政終結の方向へと大きく事態は転換するはずであります。そのとき私もまた、地区住民の民主的に決定された意思を尊重してまいりたいと思います。

これが私の反対の理由であります。どうか賛同のほどをよろしく願いを申し上げます。

議長（島原正嗣君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議員提出議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（島原正嗣君） 起立少数であります。よって議員提出議案第12号は、否決されました。

ただいま可決されました意見書の決議につきましては、議会の名において各関係機関に送付いたしますが、その送付先については議長に御一任賜りたいと思います。

以上をもって本日の日程は全部終了し、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。連日にわたり慎重なる御審議を賜りまして、

まことにありがとうございました。

これをもちまして平成 8 年第 2 回泉南市議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

午後 8 時 2 5 分 閉会

(了)

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 島 原 正 嗣

大阪府泉南市議会議員 嶋 本 五 男

大阪府泉南市議会議員 小 井 安 男